

御莊地区職員住宅新築工事

工事仕様書（その1）

I 工事名称 御荘地区職員住宅新築工事

II 工事概要

1	工事場所	南宇和郡御荘町大字平城 3826-2		
2	敷地面積	702.00 ㎡		
3	工事種目	新築	木造2階建	1階床面積 119.84 ㎡ 2階床面積 119.84 ㎡ 延床面積 239.68 ㎡

III 建築工事仕様

- 1 共通仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設大臣官房官庁営繕部監修「木造建築工事共通仕様書（平成10年版）」（以下「木共仕」という。）又は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築工事共通仕様書（平成13年度版）」（以下「建共仕」という。）による。
- 2 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と◎のついた場合は、ともに適用する。
(3) 特記事項欄の行末に記載の（ ）内表示番号は、木共仕の該当項目又は該当表を示す。

IV 特記付加事項

承認事項 ○実施工程表 ○下請業者名簿（主要材料共） ○取寸図（炬計、サッシ等）及び施工図 ○加工図
○レディミクストコンクリート配合表 ○木材明細書 ・アスファルト配合設計報告書
○仮設工事計画図（仮設建物） ○その他監督職員の指示するもの
試験報告書 ○鉄筋 ○レディミクストコンクリート ・杭打 ・アスファルト切取検査 ○鋼材 ○その他監督職員の指示するもの
工事報告 ○日報又は工事日報

章	項目	特記仕様
一般共通事項	① 適用基準	※建築工事標準詳細図（以下標準図という） 建設大臣官房官庁営繕部監修（平成13年版） ・鉄骨設計標準図 建設大臣官房官庁営繕部監修（平成2年版）
	② 工事実績情報の登録	○ 適用する。 請負工事金額が 500万円以上が対象 工事カルテの作成及び登録 工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し確認を受けた後に、（社）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録すると共に、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。
	③ 発生材の処理等	・（建設副産物の適正処理） 工事により発生した建設廃棄物の処理については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）、「再資源の利用促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）、「産業廃棄物処理指針」（平成11年3月23日付厚生省衛産第20号）、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年1月12日付け建設省経産発第3号）に従い、適切に処理しなければならない。（1.1.13）
	4 概成工期	・ < 平成 年 月 日 > (1.2.1(e))
	5 電気保安技術者	・ 適用する。 (1.3.3)
	6 施工条件	※建築基準法に基づき定められる風速等の区分 (1.2.2) ・ 風速（V ₀ = 3.4） ・ 地表面粗度区分（・I ○II ・III ・IV） ・ 積雪区分 建告示第1455号 別表（37）垂直積雪量 0.3m
	⑦ 建築材料等	木工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 木材は県産材を使用のこと。
	⑧ 特別な材料	木共仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。

9 技能士

適用する技能士の職種とその作業の種類は、次による。

(1.5.2)

技能検定の職種	作業の種類
建築大工	大工工事作業
とび	とび作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
型枠施工	型枠工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
建築板金	内外装板金作業
スレート施工	石綿スレート工事作業
左官	左官作業
塗装	建築塗装作業
表装	壁装作業
内装仕上り施工	カーペット系床仕上り工事作業
内装仕上り施工	フラスチック系床仕上り工事作業
内装仕上り施工	天井ホート仕上り工事作業

⑩ 完成時の提出図書

- 完成図（施工図を除く。）
○施工図、施工計画書
○保全に関する資料の提出部数（※1部 ・< >部）
・< >

(1.7.1) (1.7.2) (1.7.3)

工事仕様書（その2）

1
一般
共通
事項

項目

⑪ 完成図

種類、記入内容
※本仕様表1.7.1による。
・次による。

種類	記入内容
< >	< >
< >	< >
< >	< >
< >	< >

完成図の作成方法及び原図のサイズ
※本仕様表1.7.2(b)(1)による。
・< >

⑫ 完成写真
次のものを、原板とともに監督職員に提出する。

分類	規格	撮影箇所数	部数	原板の大きさ(mm)
モノクローム	キャビ・ネリ	< >箇所	< >部	100×125以上
	金紙ハ・ネリ	< >箇所	< >部	< >
	< >	< >箇所	< >部	< >
カラー	キャビ・ネリ	< 10 >箇所	< 3 >部	100×125以上
	金紙ハ・ネリ	< >箇所	< >部	< >
	○< サビ・ス >	< 30 >箇所	< 3 >部	< >
カラーズライド	< >	< >箇所	< >部	24×36以上

⑬ 設備工事との取合い
施工範囲
○図示された貫通孔、開口部の型枠及び補強筋
○図示された壁・天井の仕上げ材及び下地材の切込み並びに下地材の補強
・駆動装置が電動による連具類の二次配線及び操作スイッチ
・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
施工図
※設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

⑭ 設計GL
設計GL(○)図示 ・<隣地建物基準>

2
仮
設
工
事

項目

1 監督職員事務所

・設ける
種別(・1号 ・2号 ・3号 ・4号 ・5号)
監督職員事務所の備品等は、次による。

備品の種類	机、椅子	書棚	黒板	製図板	掛時計
数量	< >組	< >台	< >個	< >台	< >個
備品の種類	温度計	コ・ム長靴	雨合羽	保護帽	懐中時計
数量	< >個	< >足	< >着	< >個	< >個
備品の種類	加入電話の付属電話機	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸し器
数量	< >台	< >人用	< >台	< >個	< >台
備品の種類	掃除具				
数量	< >個				

② 工事用水
構内既存の施設
・利用できる(・有償 ・無償) ○利用できない

③ 工事用電力
構内既存の施設
・利用できる(・有償 ・無償) ○利用できない

3
土・地
業・基
礎工
事

項目

① 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土の種別(・A種 ・B種 ・C種 ・D種)
C種の場合 (建設発生土の受入量< > m³ 発生場所< >)

② 建設発生土の処理
※構外搬出適切処理
○構内指定場所に敷均し
・構内指定場所に推積
・構外指定場所に処分 (搬出調査等を提出する。)
受入れ施設名< >
受入れ場所 < >
仮置き場所 < >

工事仕様書（その3）

章	項目	特記仕様								
3 土・地業・基礎工事	3 既製コンクリート杭地業	既製コンクリート杭地業の工法 (3.2.5) ・打込み工法 (3.2.5(c)) 設計支持力< > kN 支持力の算定方法 (※建設省告示第111号による。 ・< >) 「フ・レホ・ーリング」の掘削深さ及び掘削径 (深さ< > m 径< > mm) ・認定埋込み杭工法 (3.2.5(d)) < > < > ・セメントミルク工法 支持地盤の深さ< > m 支持地盤の土質< > 既製コンクリート杭の種類 (3.2.5) (表3.2.1) <table><tr><th>種類の記号</th><th>区分等</th></tr><tr><td>・RC杭</td><td>※1種 ・2種 (・A< > ・B< > ・C< >)</td></tr><tr><td>・PHC杭</td><td>・A種< > ・B種< > ・C種< > ・D種< > ・E種< > ・F種< ></td></tr><tr><td>・< ></td><td>・< ></td></tr></table> 杭の寸法 <※図示 ・< > (3.2.5(b)) 継手の箇所数 (・0 ・1 ・2 ・< >) (3.2.5(b)) 継手の工法 (※溶接継手 ・< >) (3.2.5(f)) 杭先端部の形状 (・閉そく平たん形 ・開放形 ・ヘ・ソシル形) (3.2.5(b)) 杭頭の処理 (※本共仕3.2.5(g)による。 ・< >) (3.2.5(g)) 試験杭 (※最初の1本 ・図示) (3.2.5(i)) ④ 砂及び砂利地業 砂及び砂利地業の厚さ (※60mm ・< 150>mm ○100mm±間下) (3.2.7(b)) ⑤ 均しコンクリート地業 均しコンクリートの厚さ (※60mm○< 50 >mm) (3.2.8(b)) ⑥ 床下防湿層 防湿層を設ける範囲 (※図示 ・< >) (3.2.9(a)) 7 杭の載荷試験 載荷試験 (・鉛直 ・水平) (3.2.11(a)) 試験箇所数及び試験位置 (※図示 ・< >) (3.2.11(b)) 8 地盤の載荷試験 試験箇所数及び試験位置 (※図示 ・< >) (3.2.12) ⑨ 鉄筋 鉄筋の種類 (※SD295A ・SD345 ・< >) (3.3.3(b)) 鉄筋の継手 (※重ね継手 ・カ・ス圧接継手 ・< >) (3.3.3(c)) 既製コンクリート杭の杭頭補強の方法 (※本共仕図3.3.2による。 ・図示) (3.3.3(e)(1)) 基礎梁のあばら筋の径及び間隔 (※図示 ・< >) (3.3.3(e)(7)) 基礎柱型部の帯筋の径及び間隔 (※図示 ・< >) (3.3.3(e)(8)) 土間コンクリートの補強筋 (3.3.3(e)(9)) (※縦横ともD10-200@シング・ル ・< >) 梁の貫通孔の位置、径、補強方法等 (※本共仕3.3.3(e)(10)による。 ○図示) (3.3.3(e)(10)) ⑩ コンクリート 設計基準度 (※21N/mm ² ・< 18N/mm ² >) (3.3.4(c)) レテ・ィーミストコンクリートの類別 (※Ⅰ県 ・Ⅱ県) (3.3.4(d)) コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差 (3.3.4(h)) (※本共仕表3.3.7による。 ・< >) (3.3.4(i)) セメント及び混和材料の種類 (※本共仕3.3.4(i)による。 ・< >) ⑪ 無筋コンクリート 適用箇所 (※均しコンクリート ・図示) (3.3.6) 粗骨材の最大寸法 (※25mm ・< >) 発注強度及びスランプ (※本共仕3.3.6(f)による。 ○< 発注強度は 18N/mm ² >)	種類の記号	区分等	・RC杭	※1種 ・2種 (・A< > ・B< > ・C< >)	・PHC杭	・A種< > ・B種< > ・C種< > ・D種< > ・E種< > ・F種< >	・< >	・< >
	種類の記号	区分等								
	・RC杭	※1種 ・2種 (・A< > ・B< > ・C< >)								
	・PHC杭	・A種< > ・B種< > ・C種< > ・D種< > ・E種< > ・F種< >								
	・< >	・< >								

工事仕様書（その4）

章	項目	特記仕様																							
4 木工事	① 材料	使用する材料は、図示及び特記による指定並びに木共仕各章の規定による。 合板、フローリング* 及び各種ホート* 類のホルムアルデヒド* の放散量又は放散量 (※F☆☆☆☆又はF☆☆☆・< >) 木材、県産材（原木）を、使用のこと	(4.1.2) (4.1.2)																						
5 軸組工法工事	① 適用範囲	耐力壁の量、配置等（※図示・< >）	(5.1.1)																						
	② 木材	木材の含水率による種別（※A種・B種） 構造材及び下張材の製材の、使用箇所に応じた材面の品質等 ※木共仕表5.1.2及び5章各節の規定による。 ③使用箇所及び種類は、次による。	(表5.1.1) (表5.1.3(b)(1))																						
		<table><tr><th>使用箇所</th><th>構造材の種類又は機械等級区分</th></tr><tr><td rowspan="4">軸組</td><td><土台、梁、桁>・甲Ⅰ-1級・甲Ⅰ-2級・甲Ⅰ-3級</td></tr><tr><td><柱、間柱、筋違い>・甲Ⅱ-1級・甲Ⅱ-2級・甲Ⅱ-3級</td></tr><tr><td><窓台、まぐさ>・乙種-1級・乙種-2級・乙種-3級</td></tr><tr><td><、>・機械等級区分（・E50・E70・E90・E110・E130・E150）</td></tr><tr><td rowspan="4">小屋組</td><td><棟木、母屋、隅木、谷木、登柱、垂木>・甲Ⅰ-1級・甲Ⅰ-2級・甲Ⅰ-3級</td></tr><tr><td><小屋束、火打ち、小屋筋かい>・甲Ⅱ-1級・甲Ⅱ-2級・甲Ⅱ-3級</td></tr><tr><td><、>・乙種-1級・乙種-2級・乙種-3級</td></tr><tr><td><、>・機械等級区分（・E50・E70・E90・E110・E130・E150）</td></tr><tr><td rowspan="4">床組</td><td><、>・甲Ⅰ-1級・甲Ⅰ-2級・甲Ⅰ-3級</td></tr><tr><td><、>・甲Ⅱ-1級・甲Ⅱ-2級・甲Ⅱ-3級</td></tr><tr><td><、>・乙種-1級・乙種-2級・乙種-3級</td></tr><tr><td><、>・機械等級区分（・E50・E70・E90・E110・E130・E150）</td></tr><tr><td rowspan="4">その他</td><td><、>・<、></td></tr><tr><td><、>・<、></td></tr><tr><td><、>・<、></td></tr><tr><td><、>・<、></td></tr></table>	使用箇所	構造材の種類又は機械等級区分	軸組	<土台、梁、桁>・甲Ⅰ-1級・甲Ⅰ-2級・甲Ⅰ-3級	<柱、間柱、筋違い>・甲Ⅱ-1級・甲Ⅱ-2級・甲Ⅱ-3級	<窓台、まぐさ>・乙種-1級・乙種-2級・乙種-3級	<、>・機械等級区分（・E50・E70・E90・E110・E130・E150）	小屋組	<棟木、母屋、隅木、谷木、登柱、垂木>・甲Ⅰ-1級・甲Ⅰ-2級・甲Ⅰ-3級	<小屋束、火打ち、小屋筋かい>・甲Ⅱ-1級・甲Ⅱ-2級・甲Ⅱ-3級	<、>・乙種-1級・乙種-2級・乙種-3級	<、>・機械等級区分（・E50・E70・E90・E110・E130・E150）	床組	<、>・甲Ⅰ-1級・甲Ⅰ-2級・甲Ⅰ-3級	<、>・甲Ⅱ-1級・甲Ⅱ-2級・甲Ⅱ-3級	<、>・乙種-1級・乙種-2級・乙種-3級	<、>・機械等級区分（・E50・E70・E90・E110・E130・E150）	その他	<、>・<、>	<、>・<、>	<、>・<、>	<、>・<、>	
使用箇所	構造材の種類又は機械等級区分																								
軸組	<土台、梁、桁>・甲Ⅰ-1級・甲Ⅰ-2級・甲Ⅰ-3級																								
	<柱、間柱、筋違い>・甲Ⅱ-1級・甲Ⅱ-2級・甲Ⅱ-3級																								
	<窓台、まぐさ>・乙種-1級・乙種-2級・乙種-3級																								
	<、>・機械等級区分（・E50・E70・E90・E110・E130・E150）																								
小屋組	<棟木、母屋、隅木、谷木、登柱、垂木>・甲Ⅰ-1級・甲Ⅰ-2級・甲Ⅰ-3級																								
	<小屋束、火打ち、小屋筋かい>・甲Ⅱ-1級・甲Ⅱ-2級・甲Ⅱ-3級																								
	<、>・乙種-1級・乙種-2級・乙種-3級																								
	<、>・機械等級区分（・E50・E70・E90・E110・E130・E150）																								
床組	<、>・甲Ⅰ-1級・甲Ⅰ-2級・甲Ⅰ-3級																								
	<、>・甲Ⅱ-1級・甲Ⅱ-2級・甲Ⅱ-3級																								
	<、>・乙種-1級・乙種-2級・乙種-3級																								
	<、>・機械等級区分（・E50・E70・E90・E110・E130・E150）																								
その他	<、>・<、>																								
	<、>・<、>																								
	<、>・<、>																								
	<、>・<、>																								
		造作材の製材の、使用箇所に応じた材面の品質等 ※造作材は木共仕表5.1.3のB種及び5章各節の規定による。 ・木共仕表5.1.3のA種	(5.1.3(b)(1))																						
		集成材 ④造作用集成材 使用箇所（※図示・< >、 等級（・1等・2等）、樹種名< >、 見付け材面及び寸法（※図示・< >） ・化粧ばり造作用集成材 使用箇所（※図示・< >、 等級（・1等・2等）、樹種名（心材< >、化粧薄板< >、 化粧薄板の厚さ< >、見付け材面及び寸法（※図示・< >） ・化粧ばり構造用集成柱 使用箇所（※図示・< >、 樹種名（心材< >、化粧薄板< >、化粧薄板の厚さ< >、 見付け材面及び寸法（※図示・< >）	(5.1.3(b)(3))																						
		フローリング* ・単層フローリング*（・フローリング*ホート*・フローリング*ブロック ・モザイクタイル*・13章3節による。） 使用範囲、材料、寸法等（※図示・< >） ⑤複層フローリング*（・複合1種・複合2種・複合3種・13章3節による。） 使用範囲、材料、寸法等（※図示・< >） 丸太 ⑥使用箇所、等級、樹種及び寸法（※図示・< >） 構造用面材 ・使用部位、材料種別、寸法等（※図示・< >）	(5.1.3(b)(4)) (5.1.3(b)(5)) (5.1.3(b)(7))																						

工事仕様書（その5）

5 軸組工法工事

② 木材（つづき）

特記事項		項			
		(5.1.3(c))			
部材ごとの樹種					
※構造材の樹種は木共仕表5.1.4及び5章各節の規定による。					
③構造材の樹種等（集成材等を含む）は、次による。					
部材名称		樹種等			
軸組	土台、	榎、			
	柱、間柱、	杉、			
	桁、梁、	松、			
	筋かい、	杉、			
	窓まぐさ、窓台	杉、			
小屋組	登り梁、丸太	松、			
	小屋束、火打梁	杉、			
	棟、母屋	杉、			
	隅木、谷木				
	垂木、	杉、			
床組					
構造材の継手添え板					
せん・くさび・だば等		かし、			

※造作材及び下地材の樹種等は、木共仕表5.1.5及び5章各節の規定の規定による。			
・造作材及び下地材の樹種等（集成材等を含む）は、次による。			
部材名称		樹種等	
屋根野地	鼻隠し、破風	榎、	
	広小舞、	榎、	
	野地板、	杉、	
窓出入口等	額縁、	榎、	
敷居			
かもし等			
床板張り			
内外壁	壁胴縁、	杉、	
	野縁、野縁受け	杉、	
	雨押え、	杉、	
	見切縁、	榎、	
	縦羽目板、	杉、	
	付柱、	榎、	
天井			
	廻縁、	榎、	
階段	天井板、	榎、	
押入			
ひさし			

工事仕様書（その6）

5
軸組工法工事

③ 接合具及び接合金物の工法等

④ 工法（7節）

⑤ 工法（9節）

⑥ 材料（10節）

⑦ 材料（11節）

8 材料（12節）

⑨ 材料（13節）

⑩ 工法（13節）

11 材料（14節）

⑫ 材料（15節）

⑬ 材料（16節）

構造材及び下地材に対する釘の打込み本数等
※本共仕5章の規定以外は図示による。
・〈 〉

ボルトの径（※図示） ・〈 〉
ボルトが受ける応力の種類
○引張りを受けるボルト（※図示） ・〈 〉
○せん断を受けるボルト（※図示） ・〈 〉

接合金物を木材に接合するためのボルト等の種類、形状、寸法及び本数
※図示及び5章各節の規定による。
・〈 〉
・〈 〉

屋根野地、軒回りその他の工法（・A種 ※B種）

和式の敷居、かもしその他の工法（・A種 ※B種）

構造用合板又はコンクリート型枠用合板の厚さ（※12mm ・〈 〉）

構造用合板又はコンクリート型枠用合板の厚さ（※12mm ・〈 〉）

壁紙下地に合板を用いる場合の品質等（※普通合板2類2等 ・〈 〉）

内外壁又は天井板張りに合板を用いる場合は、次による。

使用部位等	種	類	樹種等	表面の品質	寸	法
・〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉
・〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉
・〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉

内外壁板張りの工法（・A種 ※B種）
天井板張りの工法（・A種 ※B種）

階段に合板又は集成材を用いる場合の材料は次による。

材	料	種	類	樹種等	表面の品質	寸	法
・合	板	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉
・集	成	材	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉	〈 〉

押入床板、中欄板及び天袋棚板の材料
（※普通合板2類2等、厚さ5.5mm ・〈 〉）

野地板の材料
（※普通合板1類2等、厚さ5.5mm ・〈 〉）

化粧野地板に用いる特殊合板
・天然木化粧合板（化粧単板の樹種〈 〉、化粧単板の厚さ（※0.3mm未満）
・〈 〉）、そば包みく 〈 〉、板厚（※4.2mm ・〈 〉）
・特殊加工化粧合板（仕上げの種類〈 〉、板厚（※4.0mm ・〈 〉）

(5.1.6(a))

(5.1.6(c))
(表5.1.9)

(5.1.6(d))

(5.7.2)

(5.9.2)

(5.10.1)

(5.11.1)

(5.12.1(b))

(5.13.1)

(5.13.2)

(5.14.1)

(5.15.1)

(5.16.(b))

(5.16.1(c))

工事仕様書（その11）

章	項目	特記事項
9 屋根及びとい工事	① 適用範囲（1節）	適用する節（○節 ○節 ○節 ・4節 ・5節 ・6節 ○7節）（9.1.1）
	② 材料（2節）	野地板の種類、材質、厚さ等（9.2.1） ※普通合板、1類、2等、厚さ12mm ○板材、樹種は本共仕表5.1.5、材面の品質は本共仕表5.1.2、厚さ15mm ・〈 〉 下葺材料（※アスファルトルーフィング 940 ○ゴムアスファルトルーフィング >）（9.2.1(b)）
	③ 材料（3節）	屋根金属板の種類、記号等及び厚さ（※5.3.1） （※CGCCR-20-225、厚さ0.35mm ○IS G3302 227 t=0.4mm >） ・特殊釘の種類、形状、寸法等 >（9.3.2(b)(2)）
	4 平葺（一文字葺）	葺板の鉋寸法（・A種 ・B種）（※5.3.5）
	5 心木なし長尺瓦葺葺	瓦葺葺の鉋寸法（・450mm ・418mm ・364mm ・321mm）（※5.3.6）
	⑥ 材料（4節）	粘土瓦の種類、大きさ、産地等（9.4.2） （※J形、53A、〈 〉 > ・〈 〉 >） 役物瓦の種類、（※図示） ・〈 〉 >） 雪止め瓦の使用（○使用する。 ・使用しない。）
	⑦ 工法（4節）	野地板が木材以外の場合の根木の留付け工法等（※図示） ・〈 〉 >（9.4.3(b)） 粘土瓦葺の棟の工法（・7寸丸伏せ棟 ・のし一様棟 ○のし積み棟）（9.4.3(d)）
	8 材料（5節）	屋根スレートの材料（9.5.2） 種類、寸法及び形状、色彩等 > 役物スレートの種類（※図示） ・〈 〉 >）
	9 工法（5節）	強風地域又は高所に使用する場合の補強（9.5.3(c)） ・接着剤による補強（※図示） ・〈 〉 >） ・増留めによる補強（※図示） ・〈 〉 >）
	10 工法（6節）	軒先及びげらば等に曲面を設ける場合の半径（※50mm ・〈 〉 >）（9.6.2(c)）
10 左官工事	① 材料（7節）	といの材料の種類及び板厚等（※塗料溶剤型鉛メッキ鋼板 t=0.4mm >）（9.7.2(a)） 谷といの板厚 < 0.4mm >
	② といの加工及び取付け	硬質塩化ビニル製集水器及びあんこうの形等の指定 < >（9.7.3(c)）
	① 適用範囲（1節）	適用する節（○節 ○節 ○節 ・4節 ・5節 ・6節 ・7節 ・8節 ○9節）（10.1.1）
	② メタル下地	メタルラスの種類及び呼び方（※平ラス3号 ・〈 〉 >）（10.2.3(a)） 防水紙（○アスファルトフェルト430 ・アスファルトフェルト650）
	3 ワイヤラス下地	ワイヤラスの種類及び呼び方（※ひし1232 ・〈 〉 >）（10.2.4(a)） 防水紙（○アスファルトフェルト430 ・アスファルトフェルト650）（10.2.3(a)）
	4 ラスシート及び波形鉄板ラス下地	ラスシート及び波形鉄板ラスの材料（10.2.5(a)） ・メタルラスの種類（※LS2 ・〈 〉 >） ・波形鉄板ラスシートの種類（※LS2 ・〈 〉 >）
	5 木毛・木片セメント板下地	木毛・木片セメント板の材料（10.2.6(a)） ・木毛セメント板の種類及び厚さ（・難燃板、厚 < mm > ・断熱材、厚 < mm >） ・木片セメント板の種類及び厚さ（・普通木片板、厚 < mm > ・〈 〉 >）
	6 小舞下地	小舞の材料（10.2.8(a)） ・小舞竹（・本四つ小舞 ・絞四つ小舞 ・並小舞） ・小舞縄（・しゅろ ・麻 ・わら縄 ・〈 〉 >）
	7 木ずり下地	木ずり用小舞板の樹種（・すぎ、心去り材 ・〈 〉 >）（10.2.9(a)）
	⑧ 材料（3節）	○吸水調整材の製造所等 < >（10.3.2(f)） ○既製目地材の形状（※図示） ・〈 〉 >（10.3.2(g)）
	9 材料（6節）	・既調合しつきの製造所及び種類 < >（10.6.2(c)）

工事仕様書（その7.8.9.10）は、省略する

工事仕様書（その12）

章	項目	特記事項																									
左官工事	10 下 地 (6節)	・木ずり及び小舞土壁塗り以外の下地<	(10.6.3)																								
	11 調合及び塗り厚	木ずり下地の場合の仕上げ厚 (・18mm ・15mm ・12mm)	(10.6.4)																								
	12 材 料 (7節)	のりの種類 (・土物壁の場合< >・砂壁の場合< >) 上塗りに用いる色土の種類< > 色砂の種類< >	(10.7.2(e)) (10.7.2(f)) (10.7.2(h))																								
	13 調 合 (7節)	上塗りの種別< >	(10.7.3)																								
	14 工 程 (7節)	工程の種別 (※A種 ・B種)	(10.7.5)																								
	15 工 法 (7節)	上塗りの種類 (・土物仕上げ< >・大津仕上げ< >・砂壁仕上げ< >)	(10.7.6(d))																								
	⑬ 材 料 (9節)	仕上塗材の呼び名、仕上げの形状及び工法、増塗材の有無 <合成エマルジョン系厚付珪藻土仕上材 (模倣仕上) 防水材処理、内装水溶性樹脂系薄付珪藻土 仕上塗材 (模倣仕上) > ・複層仕上塗材の対候性 (※耐候形3種 ・< >) ・複層仕上塗材の上塗材の種類 (※水系アクリルつやあり ・< >)	(表10.9.1) (10.9.2(a)(3)) (表10.9.2)																								
建具工事	① 適 用 範 囲	適用する節 (①節 ・2節 ③節 ・4節 ・5節 ⑥節 ・7節 ・8節 ⑨節)	(11.1.1)																								
	2 防 火 戸	防火戸の指定 (※図示 ・< >)	(11.1.3)																								
	3 見 本 の 製 作	建具見本の製作 (※作製しない。 ・作製する。)	(11.1.4)																								
	④ 性能及び構造 (2節)	外部に面するアルミニウム製建具の性能等級 (※A種 ・B種 C種) ・防音ト*アセットの遮音性の等級< >。ただし、箇所は図示。 ・防音サッシの遮音性の等級< >。ただし、箇所は図示。 ・断熱ト*アセットの断熱性の等級< >。ただし、箇所は図示。 ・断熱サッシの断熱性の等級< >。ただし、箇所は図示。	(表11.2.1) (11.2.2(b)(2)) (11.2.2(b)(2)) (11.2.2(b)(3)) (11.2.2(b)(3))																								
	⑤ 材 料 (2節)	アルミニウム材表面処理の塗膜の種類 (・透明系 (・標準色 ・注文色) ・着色系 (色< カラー >)) ⑤網戸の防虫網の材料 (※合成樹脂製、線径0.25mm、網目16～18メッシュ ・< >) 雨掛り部分の建具枠周囲に使用するシーリング*材の主成分による区分及び耐久性による区分並びに溝幅は 次による。	(表11.2.2) (11.2.3(e)) (11.2.3(i))																								
		<table><tr><th rowspan="2">本仕様表11.2.1 に よ る 種 別</th><th colspan="2">シーリング*材の性能</th><th colspan="2">溝の寸法</th></tr><tr><th>主成分による区分</th><th>耐久性による区分</th><th>幅</th><th>深さ</th></tr><tr><td>⑤A種</td><td>< ></td><td>< ></td><td>< ></td><td>< ></td></tr><tr><td>・B種</td><td>・< > ・< ></td><td>※8020 < ></td><td>※10mm ・< ></td><td>※7mm ・< ></td></tr><tr><td>・C種</td><td>・< > ・< ></td><td>※8020 ・< ></td><td>※10mm ・< ></td><td>※7mm ・< ></td></tr></table>	本仕様表11.2.1 に よ る 種 別	シーリング*材の性能		溝の寸法		主成分による区分	耐久性による区分	幅	深さ	⑤A種	< >	< >	< >	< >	・B種	・< > ・< >	※8020 < >	※10mm ・< >	※7mm ・< >	・C種	・< > ・< >	※8020 ・< >	※10mm ・< >	※7mm ・< >	
	本仕様表11.2.1 に よ る 種 別	シーリング*材の性能		溝の寸法																							
		主成分による区分	耐久性による区分	幅	深さ																						
	⑤A種	< >	< >	< >	< >																						
	・B種	・< > ・< >	※8020 < >	※10mm ・< >	※7mm ・< >																						
・C種	・< > ・< >	※8020 ・< >	※10mm ・< >	※7mm ・< >																							
⑥ 形状及び仕上げ (2節)	建具の枠の見込み寸法 (※本仕様表11.2.1による。 ・< >)	(11.2.4(a))																									
⑦ 性能及び構造 (3節)	・簡易気密型ト*アセットを適用する。ただし、箇所は図示。 ⑦防音ト*アセットの遮音性の等級< T-2 >。ただし、箇所は図示。 ・断熱ト*アセットの断熱性の等級< >。ただし、箇所は図示。	(表11.3.1) (表11.2.2(b)(2)) (表11.2.2(b)(2))																									
⑧ 材 料 (3節)	鋼板の亜鉛めっきの付着量 (※Z12又はF12 ・< >) 雨掛り部分の建具枠周囲に使用するシーリング*材の種類、性能、溝の寸法 (主成分による区分< >・耐久性による区分< >) 溝の寸法 (幅< mm>・深さ< mm>)	(11.3.3(a)) (11.2.3(i))																									
⑨ 形状及び仕上げ (3節)	鋼製建具の寸法が規定の限度を超える場合の製品の許容差 (※図示 ・< >) ガラス溝の寸法、形状等 (※建具製造所の仕様による ・< >)	(11.3.4(b)) (11.3.4(c)) (11.9.3)																									

工事仕様書（その13）

章	項目	特記事項	
建具工事	10 性能及び構造(4節)	・簡易気密型ト*アセットを適用する。ただし、箇所は図示。 ・防音ト*アセットの遮音性の等級<>。ただし、箇所は図示。 ・断熱ト*アセットの断熱性の等級<>。ただし、箇所は図示。	(11.4.2(b)) (11.2.2(b)(2)) (11.2.2(b)(3))
	11 材料(4節)	・ビ*ニル被覆鋼板を使用する。ただし、箇所は図示。 ・アルミニウム材表面処理の塗膜の種類(・透明系・着色系) 召合わせ、縦小口包み板等の材質(※鋼板・ステンレス鋼板・アルミニウム合金)	(11.4.3(a)(2)) (表11.2.2) (11.4.3(d))
	12 形状及び仕上げ(4節)	ガラス溝の寸法、形状等 (※建具製造所の仕様による。・<>)>	(11.4.4(d))(11.9.3)
	13 性能及び構造(5節)	・簡易気密型ト*アセットを適用する。ただし、箇所は図示。 ・防音ト*アセットの遮音性の等級<>。ただし、箇所は図示。 ・断熱ト*アセットの断熱性の等級<>。ただし、箇所は図示。	(11.5.2) (11.2.2(b)(2)) (11.2.2(b)(3))
	14 形状及び仕上げ	ガラス溝の寸法、形状等 (※建具製造所の仕様による。・<>)>	(11.5.4(c))(11.9.3)
	15 工法(5節)	ステンレス鋼板の曲げ加工(※普通曲げ・角出し曲げ)	(11.5.5(a))
	16 機構(6節)	戸の開閉方式(・スライディング*式・スイング*式) センサーの種類<上框式> ・寒冷地における凍結防止措置(※図示・<>)>	(11.6.3(a)) (表11.6.3) (11.6.3(f))
	⑦ 材料(7節)	建具材の加工、組立て時の含水率(・A種・※B種・C種) フラッシュ戸の材料 ・かまち又は中骨にむく材を使用する場合の樹種<> ・表面材の合板の種類(※普通合板2等・<>)> かまち戸の材料 かまち及び鏡板の樹種<> ふすまの材料 上張り紙の種類<・鳥の子・新鳥の子・ビ*ニル紙・雲花紙(押入等の裏側)>	(表11.7.1) (11.7.2(b)) (11.7.2(c)) (11.7.2(d))
	⑧ 工法(7節)	ふすまかまちのカシュー樹脂塗回数(※2回・3回)	(表11.7.10)
	⑨ 量	マスターキー(※製作する・製作しない)	(11.8.5)
塗装工事	⑩ ガラス	ガラスの種類は、次による。ただし、その種類及び厚さごとの使用箇所は、図示。 ・フロート板ガラスの厚さによる種類等(※図示・<>)> ・型板ガラスの品種及び厚さによる種類等(※図示・<>)> ・網入板ガラスの品種及び厚さによる種類等(※図示・<>)> ・縁入板ガラスの品種及び厚さによる種類等(※図示・<>)> ・<> ・<> ガラス留め材 ・シーリング*材(主成分による区分(・シーリング*材③シリコン系)、耐久性による区分<>)> ・ガラスケットの種類(※強化ビ*ニル系*レイジ*ソック*チャンネル形・<>)>	(11.9.2(a)) (11.9.2(b)) (11.9.2(b))
	⑪ ガラス溝の寸法、形状等	板ガラスをはめ込む溝の大きさ(強化ガラス、合わせガラス等を除く) ※見込み70mmのアルミニウム製建具の場合は、本仕様表11.9.1による。なお、 本仕様表11.2.1のA種の場合は建具製造所の仕様による。 ・<強化ガラス・合わせガラスは建具製造所の使用>	(11.9.3)
塗装工事	① 適用範囲(1節)	適用する節 ①節・2節③節・4節・5節・6節・7節⑧節・9節・10節・11節・12節・13節	(12.1.1)
	② 素地ごしらえ	木部の素地ごしらえの種別(・A種・※B種) 鉄面の素地ごしらえの種別(・A種・B種・※C種) 亜鉛メッキ面の素地ごしらえの種別(・A種・B種・C種) 左官塗り面の素地ごしらえの種別(・A種・※B種) せっこうホ*ート*及びその他ホ*ート*面の素地ごしらえの種別 ・せっこうホ*ート*の目地処理が継目処理工法の場合(※A種・B種) ・その他の場合(・A種・※B種)	(表12.2.1) (表12.2.2) (表12.2.3) (表12.2.4) (表12.2.5)

工事仕様書（その14）

章	項目	特記事項																																						
塗装工事	3 錆止め塗料塗り	鉄面錆止め塗料の種類 屋外 (※A種 ※B種) 屋内 (※A種 ※B種) 鉄面錆止め塗料塗りの種類 見え掛け部分 (※A種 ※B種) 見え隠れ部分 (※A種 ※B種) 亜鉛めっき面錆止め塗料塗りの種類 鋼製の建具 (※A種 ※B種) その他 (※A種 ※B種) ただし、見え隠れ部分は塗装しない。 (表12.3.1) (表12.3.3) (表12.3.4)																																						
	4 合成樹脂調合ヘ* イント塗り	合成樹脂調合ヘ* イント塗りの塗料の種類及び仕様 屋外 (※1種 ※2種) 屋内 (※1種 ※2種) 鉄面合成樹脂調合ヘ* イント塗りの種類 (※A種 ※B種) (12.4.2) (表12.4.2)																																						
	⑤ 木部クリヤーラッカー塗り	木部クリヤーラッカー塗りの種類 (※A種 ※B種) (表12.5.1)																																						
	6 フタル酸樹脂エナメル塗り	木部フタル酸樹脂エナメル塗りの種類 (※A種 ※B種) 鉄面及び亜鉛めっき面フタル酸樹脂エナメル塗りの種類 (※A種 ※B種) (表12.6.1) (表12.6.2)																																						
	7 木部ラッカーエナメル塗り	木部ラッカーエナメル塗りの種類 (※A種 ※B種) (表12.7.1)																																						
	8 塩化ビ* ニル樹脂エナメル塗り	塩化ビ* ニル樹脂エナメル塗りの種類 (※A種 ※B種) (表12.8.1)																																						
	9 つや有合成樹脂 エマルジョンヘ* イント塗り	つや有合成樹脂エマルジョンヘ* イント塗りの種類 (※A種 ※B種) (表12.9.1)																																						
	10 木部ウレタン樹脂ワニス塗り	木部ウレタン樹脂ワニス塗りの種類 (※A種 ※B種) (表12.10.1)																																						
	⑪ 木材保護着色塗料塗り	木材保護着色塗料塗りの種類 (※A種 ※B種) (表12.12.1)																																						
	12 マスチック塗料塗り	マスチック塗料塗りの種類は、次による。 (表12.13.1) <table><tr><th>種別</th><th>凸面処理</th><th>仕上材塗の種類</th></tr><tr><td>・A種</td><td>・行う</td><td rowspan="3">・アクリル樹脂エナメル ・つや有合成樹脂エマルジョンヘ* イント</td></tr><tr><td>・B種</td><td>・行わない</td></tr><tr><td>・C種</td><td>・行う</td></tr></table>	種別	凸面処理	仕上材塗の種類	・A種	・行う	・アクリル樹脂エナメル ・つや有合成樹脂エマルジョンヘ* イント	・B種	・行わない	・C種	・行う																												
	種別	凸面処理	仕上材塗の種類																																					
	・A種	・行う	・アクリル樹脂エナメル ・つや有合成樹脂エマルジョンヘ* イント																																					
・B種	・行わない																																							
・C種	・行う																																							
内装工事	① 適用範囲 (1節)	適用する節 (①節 ・2節 ・3節 ・4節 ・5節 ・6節 ・7節) (13.1.1)																																						
	② 材 料 (2節)	ビ* ニル床シートの種類の記号、色柄、厚さ等は、次による。 (13.2.2(a)) (13.2.3(b)) <table><tr><th>種類の記号</th><th>厚さ (mm)</th><th>色柄</th><th>工法</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>※NC</td><td>※2.5</td><td>※無地</td><td>・突付け</td><td><</td></tr><tr><td>・<</td><td>> ②.2.3 ></td><td>・<</td><td>②熱溶接</td><td><</td></tr></table> ビ* ニル床タイルの種類の記号、色柄、厚さ等は、次による。 (13.2.2(b)) <table><tr><th>種類の記号</th><th>厚さ (mm)</th><th>寸法 (mm)</th><th>色柄</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>・<</td><td>> ※2.0</td><td>< 500×500 ></td><td><</td><td>< 道路情報コーナ></td></tr><tr><td></td><td>< 5mm ></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> コ* ム床タイル製造所及び色柄、厚さ等は、次による。 (13.2.2(c)) <table><tr><th>色柄</th><th>厚さ (mm)</th><th>寸法 (mm)</th><th>製造所等</th></tr><tr><td><</td><td>></td><td><</td><td>></td></tr></table>	種類の記号	厚さ (mm)	色柄	工法	施工箇所	※NC	※2.5	※無地	・突付け	<	・<	> ②.2.3 >	・<	②熱溶接	<	種類の記号	厚さ (mm)	寸法 (mm)	色柄	施工箇所	・<	> ※2.0	< 500×500 >	<	< 道路情報コーナ>		< 5mm >				色柄	厚さ (mm)	寸法 (mm)	製造所等	<	>	<	>
	種類の記号	厚さ (mm)	色柄	工法	施工箇所																																			
	※NC	※2.5	※無地	・突付け	<																																			
	・<	> ②.2.3 >	・<	②熱溶接	<																																			
	種類の記号	厚さ (mm)	寸法 (mm)	色柄	施工箇所																																			
	・<	> ※2.0	< 500×500 >	<	< 道路情報コーナ>																																			
		< 5mm >																																						
	色柄	厚さ (mm)	寸法 (mm)	製造所等																																				
	<	>	<	>																																				
③ 工法一般 (3節)	フローリング* 張りの工法 (①釘留め工法 ・接着工法) (13.3.3(a))																																							
④ 釘留め工法 (3節)	フローリング* の樹種 (※なら ・< >) ⑤複合フローリング* の種類 (※A種 ・B種 ※C種) (13.3.4(a)(1)) (13.3.4(a)(3))																																							
5 接着工法 (3節)	フローリング* の樹種 (※なら ・< >) ・モザ* イクハ* ークットの樹種、厚さ及び大きさ< (13.3.5(b)(2)) >																																							
6 仕 上 げ	フローリング* 張りの塗装の種類 ※ウレタン樹脂ワニス塗り (木井仕表12.10.1のB種) ・油性ステイン塗り (木井仕表12.11.1) ・生地そのままワックス塗り (13.3.6(b)) (表12.10.1) (表12.11.1)																																							

工事仕様書（その15）

内装工事	7 材 料 (4節)	・織りじゅうたんの種別、織り方等は、次による。 (13.4.3(a)) (表13.4.1)																																
		<table><tr><td>種別</td><td>織り方</td><td>ハイルの形状</td><td>帯電性</td></tr><tr><td>・A種 ・B種 ・C種</td><td>< ></td><td>< ></td><td>※人体帯電圧3kV以下 ・ < ></td></tr></table>	種別	織り方	ハイルの形状	帯電性	・A種 ・B種 ・C種	< >	< >	※人体帯電圧3kV以下 ・ < >																								
	種別	織り方	ハイルの形状	帯電性																														
	・A種 ・B種 ・C種	< >	< >	※人体帯電圧3kV以下 ・ < >																														
		・タフテッドカーペットのハイルの形状、ハイル長等は、次による。 (13.4.3(b)) (13.4.4(a))																																
		<table><tr><td>ハイルの形状</td><td>ハイル長(mm)</td><td>帯電性</td><td>工法の種類</td></tr><tr><td>・カットハイル ・ルーフハイル</td><td>< ></td><td>※人体帯電圧3kV以下 ・ < ></td><td>・グリップー工法 ※全面接着工法</td></tr></table>	ハイルの形状	ハイル長(mm)	帯電性	工法の種類	・カットハイル ・ルーフハイル	< >	※人体帯電圧3kV以下 ・ < >	・グリップー工法 ※全面接着工法																								
	ハイルの形状	ハイル長(mm)	帯電性	工法の種類																														
	・カットハイル ・ルーフハイル	< >	※人体帯電圧3kV以下 ・ < >	・グリップー工法 ※全面接着工法																														
		・ニードルパUNCHカーペットの製造所等及び厚さ (製造所等< >、厚さ< >) (13.4.3(c))																																
		・タイルカーペットの種別、ハイルの形状等は、次による。 (13.4.3(d)) (表13.4.2)																																
		<table><tr><td>種別</td><td>ハイルの形状</td><td>寸法(mm)</td><td>結厚さ(mm)</td><td>電気抵抗(Ω)</td></tr><tr><td>※A種 ・B種</td><td>※ルーフハイル ・カットハイル</td><td>※500×500 ・ < ></td><td>※6.5 ・ < ></td><td>・適用しない ・ < ></td></tr></table>	種別	ハイルの形状	寸法(mm)	結厚さ(mm)	電気抵抗(Ω)	※A種 ・B種	※ルーフハイル ・カットハイル	※500×500 ・ < >	※6.5 ・ < >	・適用しない ・ < >																						
	種別	ハイルの形状	寸法(mm)	結厚さ(mm)	電気抵抗(Ω)																													
	※A種 ・B種	※ルーフハイル ・カットハイル	※500×500 ・ < >	※6.5 ・ < >	・適用しない ・ < >																													
	下敷き材の種類及び厚さ (※JIS L 3204の第2種2号、厚さ8mm < >) (13.4.3(e))																																	
	見切り、押え金物の材質、種類及び形状 (13.4.3(f))																																	
	・見切り(材質< >、種類< >、形状< >) ・押え金物(材質< >、種類< >、形状< >)																																	
8 工 法 (4節)	タイルカーペットの敷き方 (13.4.4(a))																																	
	平場(※市松敷き ①図示 < >) 階段(※模様流し ①図示)																																	
⑨ 材 料 (5節)	畳の種別(・A種 ・B種 ③C種 ・D種) (表13.5.1)																																	
⑩ 材 料 (6節)	せっこうボード、その他のボード類の種類、厚さ等は、次による。 (13.6.2(a)) (13.6.2(c))																																	
	<table><tr><td>名称</td><td>種類等</td><td>厚さ</td><td>品質等</td></tr><tr><td>①せっこうボード製品</td><td>< ></td><td>< t=12.5 ></td><td>< ></td></tr><tr><td>・木毛セメント板</td><td>< ></td><td>< ></td><td>< ></td></tr><tr><td>・繊維強化セメント板</td><td>< ></td><td>< ></td><td>< ></td></tr><tr><td>・吸音材料</td><td>< ></td><td>< ></td><td>< ></td></tr><tr><td rowspan="4">合板</td><td>・普通</td><td>< ></td><td>< ></td></tr><tr><td>・難燃</td><td>< ></td><td>< ></td></tr><tr><td>・特殊</td><td>< ></td><td>< ></td></tr><tr><td>< ></td><td>< ></td><td>< ></td></tr></table>	名称	種類等	厚さ	品質等	①せっこうボード製品	< >	< t=12.5 >	< >	・木毛セメント板	< >	< >	< >	・繊維強化セメント板	< >	< >	< >	・吸音材料	< >	< >	< >	合板	・普通	< >	< >	・難燃	< >	< >	・特殊	< >	< >	< >	< >	< >
名称	種類等	厚さ	品質等																															
①せっこうボード製品	< >	< t=12.5 >	< >																															
・木毛セメント板	< >	< >	< >																															
・繊維強化セメント板	< >	< >	< >																															
・吸音材料	< >	< >	< >																															
合板	・普通	< >	< >																															
	・難燃	< >	< >																															
	・特殊	< >	< >																															
	< >	< >	< >																															
⑪ 工 法 (6節)	合板類の張付けの種類(・A種 ※B種) (表13.6.3)																																	
	せっこうボードの目地処理の種類等 (表13.6.4)																																	
	(・目透し工法 ・突付け工法 ・突付けV目地工法 ③難目処理工法)																																	
⑫ 材 料 (7節)	壁紙の品質等< > (表13.7.2(a))																																	
⑬ 施 工 (7節)	モルタル及びフラスター面の素地ごしらえの種別(・A種 ※B種) (表13.7.3(a)) (表12.2.4)																																	
	せっこうボード面の素地ごしらえの種別(・A種 ※B種) (表13.7.3(b)) (表12.2.5)																																	
	壁紙張りの張付け工法(※直張り ・袋張り < >) (表13.7.3(e))																																	
タイル、ユニット及びその他の工事	① タイル工事	適用範囲(※図示 < >) (14.1.1(a))																																
		伸縮調整目地の寸法及びシーリング材の種類及び性能 (14.1.1(c)(2)) (11.2.3(i))																																
	寸法及び位置(①図示 < >) < >																																	
	シーリング材(主成分による区分< >、耐久性による区分< >) < >																																	
	特殊なタイルの形状、寸法、さじの質等< 割石形状、せり器質 > (14.1.2(a)(1)(ii))																																	
	・タイルの試験張り (14.1.2(a)(3))																																	
	・タイルの見本焼き (14.1.2(a)(3))																																	
	タイル張付け用既製調合モルタルの製造所等< > (14.1.2(b)(3))																																	
	壁タイル張りの工法< > (表14.1.5)																																	
② 断熱・防露	断熱材の種類と厚さ又は使用量は、次による。 (表14.2.1) (14.2.3)																																	
	<table><tr><td>断熱材の種類</td><td>厚さ又は使用量</td><td>施工部位</td></tr><tr><td>< グラスウール ></td><td>< 50mm ></td><td>< 外壁面及び間仕切壁・天井 ></td></tr><tr><td>< ポリスチレンフォーム板 ></td><td>< ></td><td>< ></td></tr><tr><td>< ></td><td>< ></td><td>< ></td></tr></table>	断熱材の種類	厚さ又は使用量	施工部位	< グラスウール >	< 50mm >	< 外壁面及び間仕切壁・天井 >	< ポリスチレンフォーム板 >	< >	< >	< >	< >	< >																					
断熱材の種類	厚さ又は使用量	施工部位																																
< グラスウール >	< 50mm >	< 外壁面及び間仕切壁・天井 >																																
< ポリスチレンフォーム板 >	< >	< >																																
< >	< >	< >																																
	外気等に接する開口部を断熱構造とする部位(①図示 < >) (14.2.3)																																	
	丸太組構法工事の断熱材、防湿材の施工に用いる成型シーリング材等の種類 (14.2.4(c)(3))																																	
	< >																																	

工事仕様書（その16）

14

タイル、ユニット及びその他の工事

項目

③ ユニット類工事

④ その他の工事

特記事項

・住宅用複合サニタリーユニットの製造所等

<

>

(14.3.2)

・住宅用浴室ユニットの製造所等

<

JDC1116A

>

(14.3.3)

・住宅用便所ユニットの製造所等

<

>

(14.3.4)

・トイレフース構成材の製造所等

<

>

(14.3.5)

・洗面化粧ユニットの製造所等

<

>

(14.3.6)

・住宅用収納間仕切ユニットの製造所等

<

>

(14.3.7)

・システムキッチン構成材の製造所等

<

>

(14.3.8)

・フライントの形式等は、次による。

(14.3.9(a))

形式	・複形フライント	・複形フライント
フライントの種類	※キア式 ・コート式	開閉形式 操作形式
スラットの幅(mm)	※25	・片開き ・両開き
ヘッドボックスの材質	※鋼製	・1本操作コード ・2本操作コード
ボトムレールの材質	※鋼製	
スラットの材質	※アルミニウム合金製 ・<	・焼付塗装アルミスラット ・布製特殊樹脂加工クロススラット

・カーテン用され地の品質等は、次による。

(14.3.10)(表14.3.1)

され地の品質、柄、色合い等	ひだの種類	形式	引分け装置
<	<	・片引き ・引分け	・あり ・なし
<	<	・片引き ・引分け	・あり ・なし
<	<	・片引き ・引分け	・あり ・なし

・カーテンレール材質及び形状

(14.3.10(b)(2))

材質

・アルミニウム
・ステンレス

<

>

形状

・C型
・D型
・角型

<

>

・鋳（形状寸法（※図示

<

>）、厚さ（※5mm

<

>）

(14.3.11)

・階段滑止めの材質、形状、寸法等

<

>

(14.3.12)

取付け工法（・接着工法

・埋込み工法

※ヒースで取り付ける工法）

・コーナービートの材質（※ステンレス

・アルミニウム合金

<

>）

(14.3.13)

表示工事

(14.3.14)

・ガラススクリーンの対人衝突防止表示の形状、寸法、材質等

（※図示

<

>）

・非常用進入口等の表示の形状、寸法、材質等

（※図示

<

>）

・室名札の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等

（※図示

<

>）

・ヒートグッドラフの形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等

（※図示

<

>）

・案内図等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等

（※図示

<

>）

・<

>の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等

（※図示

<

>）

22 舗装工事	①	盛土材料	路床の盛土材料 ・由砂の類 ※根切り土の中の良質土	(22.10.2)			
	②	路床土の支持力比 (CBR)試験	※行わない ・行う (※乱した土 ・乱さない土)	(22.10.2)			
	③	締固め度の検査	※行わない ・行う	(22.10.3)			
	④	アスファルト舗装	加熱混合物の種類	(22.10.4)			
	⑤	コンクリート舗装	<table border="1"> <tr> <td>①一般地域</td> <td> ・更粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) </td> </tr> <tr> <td>・寒冷地域</td> <td> ・細粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度ギャップアスファルト混合物(13F) </td> </tr> </table>	①一般地域	・更粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13)	・寒冷地域	・細粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)
①一般地域	・更粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13)						
・寒冷地域	・細粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)						
6	特殊舗装	シールコート ・行う ※行わない アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ※行わない 溶接金網 ・使用する(・150×150φ6 ・) ・使用しない インターロッキング舗装(図示)	(22.10.4) (22.10.4) (22.10.7) (22.10.6)				
22 排水工事	①	遠心力鉄筋コンクリート管 及び鉄筋コンクリート管	管径125mm以下は市販品とする。	(22.9.2)(22.9.3)			
	②	硬質塩化ビニル管(VP)	継手 ※ソケット管のゴム接合 ・カラー又はソケット管のモルタル接合				
	③	排水ます	継手はJIS規格品 ①共通詳細図				

建築工事特記仕様書 追補（その１）

発生材の処理等

1（建設副産物の適正処理）

工事により発生した建設廃棄物等の処理については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）、「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）、「産業廃棄物処理指針」（平成11年3月23日付厚生省衛産第20号）、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年1月12日付け建設省経産第3号）に従い適切に処理しなければならない。

2（建設副産物の搬出）

建設副産物の搬出については、別表－1により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記①②③によること。受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督職員と協議すること。

別表－1

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。	
(1) コンクリート	事業所名：(有) 上岡産業 営業時間 AM8:00～PM5:00 また、運搬距離は、8kmを見込んでいる。
(2) コンクリート及び鉄から成る建設資材	事業所名： 営業時間 AM8:00～PM5:00 また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。
(3) 木材	事業所名： 営業時間 AM8:00～PM5:00 また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。
(4) アスファルト・コンクリート	事業所名： 営業時間 AM8:00～PM5:00 また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。
(5) 土砂	場 所： 工事名： 受入れ時間 AM8:00～PM5:00 また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。
(6) 汚泥	場 所： 工事名： 受入れ時間 AM8:00～PM5:00 また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。
(7) その他	場 所： 工事名： 受入れ時間 AM8:00～PM5:00 また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。

① 処理計画書

請負者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書（別紙様式－3）を提出し、監督職員の承諾を得た後、処理しなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

② 請負者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理委託契約書（写）
- (2) 処理業者の許可証（写）
- (3) 積替・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真
- (4) 建設廃棄物の処理工程表

③ 請負者は、工事施工後、産業廃棄物処分状況のわかる写真等整理し、施工管理資料として提出しなければならない。

- (1) 請負者は産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにmanifestまたは電子manifestを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。
- (2) 請負者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、manifest仕様の場合はD票のまたはE票の写し、電子manifest仕様の場合は情報処理センターからの処分通知の画面印刷を提出しなければならない。

3（再生資材の利用）

- ① 工事請負業者は、別表－2の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。なお、再生資源の搬入にあつては、別表－3によること。
- ② 再生資材の品質に関しては、使用に際し、プラント再生舗装技術指針【（社）日本道路協会発刊】等を厳守し、適切な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。
なお適正な品質が保証できない場合及び再生材の確保が困難な場合は、監督職員と協議すること。

別表－2

	規 格	使用箇所
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径2（mm又は13mm） （再生加熱アスファルト混合物）	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径2（mm又は13mm） （再生加熱アスファルト混合物）	中間層、基層に使用する。 （中間層で当分の間供用する場合には使用しない。）
再生骨材	アスファルト安定処理 （再生加熱アスファルト混合物） 再生粒状砕石 （RM－25）	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。 上層路盤工等路盤材料に使用する。
	再生砕石 （RC－40）	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。

別表－3

再生材の搬入については、次の場所に搬入すること。	
(1) 再生骨材	・粒状調整砕石（RC－40） 事業所名： 営業時間 AM9:00～PM5:00 また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。
(2) 土砂	場 所： 工事名： 搬出時間 AM9:00～PM5:00 また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。
(3) その他（ ）	場 所： 工事名： 搬出時間 AM9:00～PM5:00 また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。

4（再生資源利用計画書）

工事請負業者は、次に示す量の再生資源を使用する場合、別紙様式－1の再生資源利用計画書を提出しなければならない。また、工事完了時には、同計画書に実績を記載し提出すること。

- (1) 体積が1,000m3以上である土砂
- (2) 重量が500t以上である砕石
- (3) 重量が200t以上である加熱アスファルト混合物

5（再生資源利用促進計画書）

工事請負業者は、次に示す量の建設副産物を工事現場外に搬出する場合、別紙様式－2の再生資源利用促進計画書を提出しなければならない。また、工事完了時は、同計画書に実績を記載し提出すること。

- (1) 体積が1,000m3以上である建設発生土
- (2) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊又は建設発生木材であつて、これらの合計が200t以上であるもの。

6（建設副産物の利用）

- ① 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。
- ② 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督職員と協議すること。
- ③ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第9条第1項に規定する対象工事について受注業者は下記（1）（2）（3）について契約前に監督職員と協議を行うこと。

(1) 解体工事

(2) 新築工事

(3) 建設以外のものに係る解体工事又は新築工事

7（建設リサイクル法に係る特定建設資材以外の資材の取り扱い）

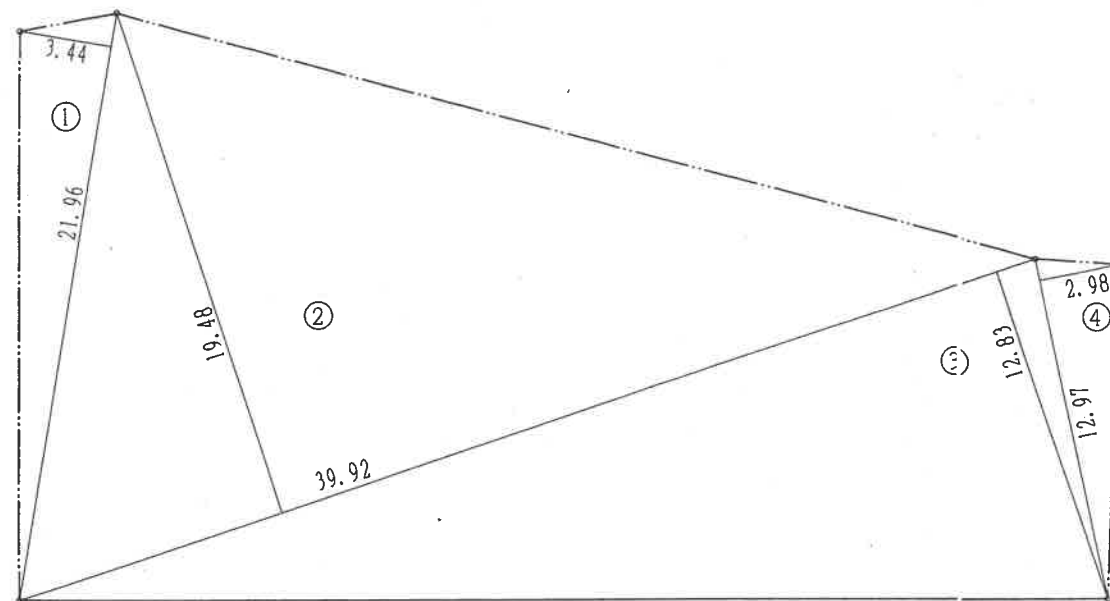
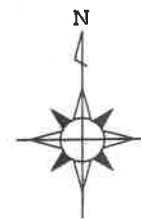
下記資材の再資源化を積極的に図ること。

- 1) 施工計画書を作成し、建設副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。
- 2) 再資源化施設を利用する場合、その距離が50kmを超える場合は、最終処分とすることができる。
- 3) 産業廃棄物広域再生利用指定制度により指定を受けた資材については、当該施設等に運搬する費用が過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合には、再資源化に努める。
- 4) 新築時の端材は、原則として広域再生指定制度による製造所等への搬入に努め再資源化を図る。
- 5) 解体材についても広域制度の許可製造所等と協議し、再資源化に努める。
- 6) 特定建設資材を再利用した場合は、manifestや受け入れ証明書等を提出すること。

工程	資材名	再生方法	備考
土工事	発生土	自・他工事で再利用	土工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領（愛媛県土木部）
地盤工事	建設汚泥	再資源化施設	同上
鉄筋工事	鉄筋	再資源回収業者等	
鉄骨工事	鉄骨	再資源回収業者等	
ALCパネル	ALCパネル	広域再生指定制度	
押出成形セメント板工事	押出成形セメント板	広域再生指定制度	
屋根及びとい工事	塩化ビニル管	広域再生指定制度 塩化ビニル管 ・継ぎ手協会	
内装工事	ロックウール	広域再生指定制度	
	グラスウール	広域再生指定制度	
	石膏ボード	広域再生指定制度	
金属・建具工事	アルミ材	再資源回収業者等	
	鋼材	再資源回収業者等	
電気設備工事	電線類	再資源回収業者等	
	配管材料	再資源回収業者等	
	機器・盤類	再資源回収業者等	
	蛍光管	再資源回収業者等	
	小型二次電池	再資源回収業者等	
機械設備工事	塩化ビニル管	広域再生指定制度	
	塩ビライニング鋼管	塩化ビニル管 ・継ぎ手協会	
	鋼管など金属類	再資源回収業者等	
	ダクトなど金属類	再資源回収業者等	
	配管・ダクトなどの吊材等	再資源回収業者等	
	グラスウール・ロックウール	広域再生指定制度	

建築工事特記仕様書 追補（その２）

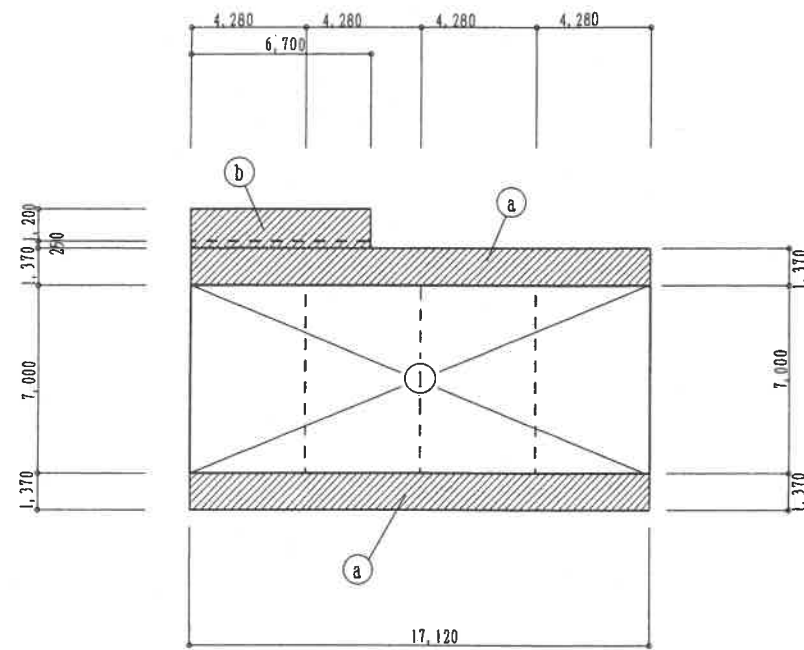
章	項目・	特記事項・・・	章	項目・	特記事項・・・																																														
	室内空気汚染対策		室内空気汚染対策																																																
①	建築材料の規制対象化学物質	ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、ダイアジノン、フェノルカルブ、パラジクロロベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの13物質（以下「規制対象化学物質」という。）とする。	③	施工中の安全管理	接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。 また、施工時、及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。																																														
②	居室を有する建築物に用いる建築材料の仕様	規制対象化学物質を発散する建築材料の使用を可能な限り制限することとし、材料選択は次の1から5の規定を原則とする。 1ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン（以下「ホルムアルデヒド等」という。）を発散する建築材料等の使用制限。 <table><tr><th>対策をとる建築材料等</th><th>使用制限</th></tr><tr><td>(1)合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 単板積層材 MDF パネティクルボード その他の木質建材</td><td>ホルムアルデヒドなどを発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品（以下「規格品」という。）とする。</td></tr><tr><td>(2)家具 書架 実験台 その他の什器等</td><td>(1)(5)(7)に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td></tr><tr><td>(3)ユリア樹脂板</td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td></tr><tr><td>(4)壁紙</td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ない規格品とする。</td></tr><tr><td>(5)壁紙、ビニル床リール、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td><td></td></tr><tr><td>(6)保温材 緩衝材 断熱材</td><td></td></tr><tr><td>(7)塗料</td><td></td></tr><tr><td>(8)仕上塗料</td><td></td></tr></table> *原則として、内装仕上げには、ホルムアルデヒドの発散に関し規制対象外の建築材料（F☆☆☆☆等）をできる限り使用し、当面の間、該当する材料が無い場合は第3種ホルムアルデヒド発散材料（F☆☆☆☆等）を使用すること。 **天井裏、小屋裏、床裏、壁、収納スペース等に使用する建築材料は、ホルムアルデヒドの発散に関し規制対象外の建築材料（F☆☆☆☆等）又は第3種ホルムアルデヒド発散材料（F☆☆☆☆等）を使用すること。 2トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤の使用制限。 <table><tr><th>対策をとる建築材料等</th><th>使用制限</th></tr><tr><td>(1)壁紙、ビニル床リール、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td><td>トルエン等の含有量が少ない規格品とする。</td></tr><tr><td>(2)塗料</td><td></td></tr></table> 3クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノルカルブ（以下「クロルピリホス等」という。）を含有する防蟻・防蟻剤の使用制限。 <table><tr><th>対策をとる建築材料等</th><th>使用制限</th></tr><tr><td>木材保存（木材の防蟻・防蟻処理）剤</td><td>クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td></tr></table> 4可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則 <table><tr><th>対策をとる建築材料等</th><th>使用制限</th></tr><tr><td>(1)壁紙用接着剤</td><td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。</td></tr><tr><td>(2)木工用接着剤</td><td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。</td></tr></table> 5その他 建築材料の選定にあたっては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条によるMSDS（化学物質安全データシート）等を活用し、規制対象化学物質の含有量を確認し、その発散低減に努めること。	対策をとる建築材料等	使用制限	(1)合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 単板積層材 MDF パネティクルボード その他の木質建材	ホルムアルデヒドなどを発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品（以下「規格品」という。）とする。	(2)家具 書架 実験台 その他の什器等	(1)(5)(7)に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	(3)ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	(4)壁紙	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ない規格品とする。	(5)壁紙、ビニル床リール、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		(6)保温材 緩衝材 断熱材		(7)塗料		(8)仕上塗料		対策をとる建築材料等	使用制限	(1)壁紙、ビニル床リール、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。	(2)塗料		対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存（木材の防蟻・防蟻処理）剤	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限	(1)壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。	(2)木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。	④室内空気環境測定 1.測定対象室等 ・一般室箇所 ○住宅等2戸1戸当たり2室 ・図示 2.測定対象化学物質 規制対象化学物質のうち、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの6物質（以下「測定対象化学物質」という。）とする。 3.測定方法 測定は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第3条第1項に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）の第5の6-4の(3)に定める方法又はパッシブ型採取機器を用い、次の要領で行う。 (1)測定位置は、部屋又は測定区域の中央付近で、床から1.2mから1.5mの高さとする。 (2)測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。 (3)その後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間以上閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。 (4)測定は(3)の状態のままで行う。 アパッシブ採取機器では測定時間は24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は、午後2時から午後3時までを測定時間帯の中央となるよう、午前10時30分から午後6時30分までの時間帯とする。測定回数は、1回とする。 イ品確法の評価方法基準第5の6-4の(3)に定める標準的な方法の場合、採取は30分以上継続して、同時または継続して2回以上行うこと。また、午後2時から午後3時を測定時間帯の中央となるよう設定する。 注：(2)(3)(4)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (5)分析 品確法の評価方法基準第5の6-4の(3)②に定める方法、又は測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器使用の場合は、分析機関に送付し、濃度を分析する。 (6)測定後 完成検査までに、測定年月日、測定時刻、測定結果、測定時の気温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記録したものととも材料選定資料を整理し、提出すること。 4.判定基準 次表ア欄の測定対象化学物質の濃度がイ欄の数値（以下「基準値」という。）以下であること。 <table><tr><th>ア</th><th>イ</th></tr><tr><td>ホルムアルデヒド</td><td>0.08ppm</td></tr><tr><td>トルエン</td><td>0.07ppm</td></tr><tr><td>キシレン</td><td>0.20ppm</td></tr><tr><td>エチルベンゼン</td><td>0.88ppm</td></tr><tr><td>スチレン</td><td>0.05ppm</td></tr><tr><td>アセトアルデヒド</td><td>0.03ppm</td></tr></table> 5.基準値を超えた場合の措置 基準値を超えた場合は、建物使用開始までの間、強制換気等により放散の促進を図り、基準値を下回ることを確認するとともに、原因等を分析し報告の提出すること。	ア	イ	ホルムアルデヒド	0.08ppm	トルエン	0.07ppm	キシレン	0.20ppm	エチルベンゼン	0.88ppm	スチレン	0.05ppm	アセトアルデヒド	0.03ppm
対策をとる建築材料等	使用制限																																																		
(1)合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 単板積層材 MDF パネティクルボード その他の木質建材	ホルムアルデヒドなどを発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品（以下「規格品」という。）とする。																																																		
(2)家具 書架 実験台 その他の什器等	(1)(5)(7)に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																		
(3)ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																		
(4)壁紙	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ない規格品とする。																																																		
(5)壁紙、ビニル床リール、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																																			
(6)保温材 緩衝材 断熱材																																																			
(7)塗料																																																			
(8)仕上塗料																																																			
対策をとる建築材料等	使用制限																																																		
(1)壁紙、ビニル床リール、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。																																																		
(2)塗料																																																			
対策をとる建築材料等	使用制限																																																		
木材保存（木材の防蟻・防蟻処理）剤	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																																		
対策をとる建築材料等	使用制限																																																		
(1)壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。																																																		
(2)木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。																																																		
ア	イ																																																		
ホルムアルデヒド	0.08ppm																																																		
トルエン	0.07ppm																																																		
キシレン	0.20ppm																																																		
エチルベンゼン	0.88ppm																																																		
スチレン	0.05ppm																																																		
アセトアルデヒド	0.03ppm																																																		
平成15年度	工事番号・工事名	建（ ）第 号	御荘地区職員住宅新築工事	名称	工事仕様書 追補（その2）	9 / 38	愛媛県土木部道路都市局建築住宅課営繕室																																												



敷地面積

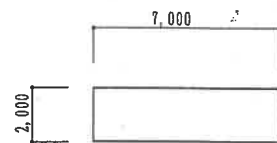
①	3.44	×	21.96	=	75.5424
②	39.92	×	19.48	=	777.6416
③	39.92	×	12.83	=	512.1736
④	12.97	×	2.98	=	38.6506
				=	1,404.0082
		×	1/2	=	702.0042 ≒ 702 m ²

丈量図 S=1/200



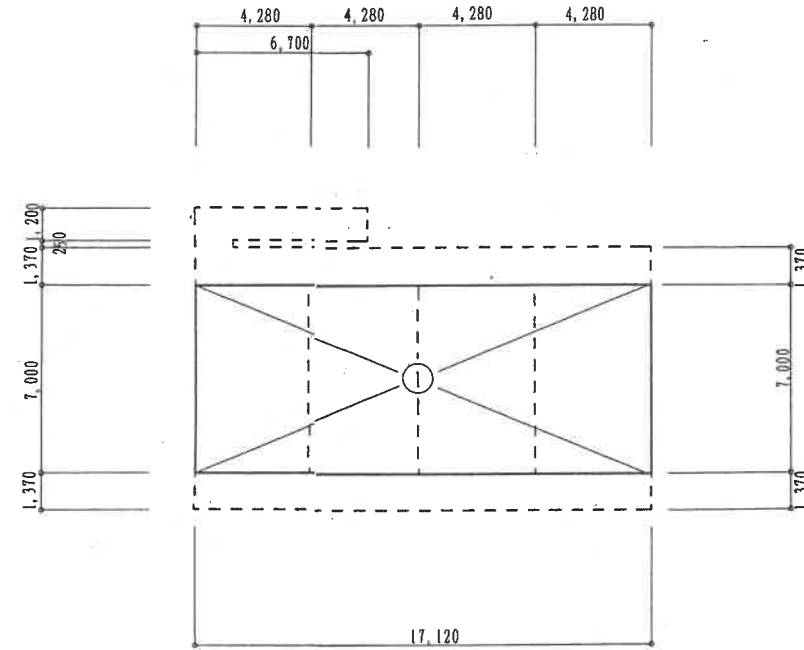
1階面積求積図 S=1/200

①	$17.12 \times 7.00 = 119.84$
計	119.84
1階床面積	119.84 m^2
②	$17.12 \times 1.37 \times 2 = 46.9088$
③	$6.70 \times (1.20 + 0.25) = 9.715$
1階床面積	119.84
計	176.4638
建築面積	176.46 m^2



自転車置場面積求積図 S=1/200

7.00	×	2.00	=	14.00
計				14.00
1階床面積				14.00 m ²



2階面積求積図 S=1/200

①	$17.12 \times 7.00 = 119.84$
計	119.84
1階床面積	119.84 m^2

建築基準法に依る 建物面積表			
	本体部分	自転車置場	床面積
建築面積	176.46	14.00	190.46 m^2
1階床面積	119.84	14.00	133.84 m^2
2階床面積	119.84		119.84 m^2
延床面積	239.68	14.00	253.68 m^2

1戸当り床面積

$$4.28 \times 7.00 = 29.96$$
$$29.96 \quad m^2$$

1階床面積

$$29.96 \times 4 = 119.84$$
$$119.84 \quad m^2$$

2階床面積

$$29.96 \times 4 = 119.84$$
$$119.84 \quad m^2$$

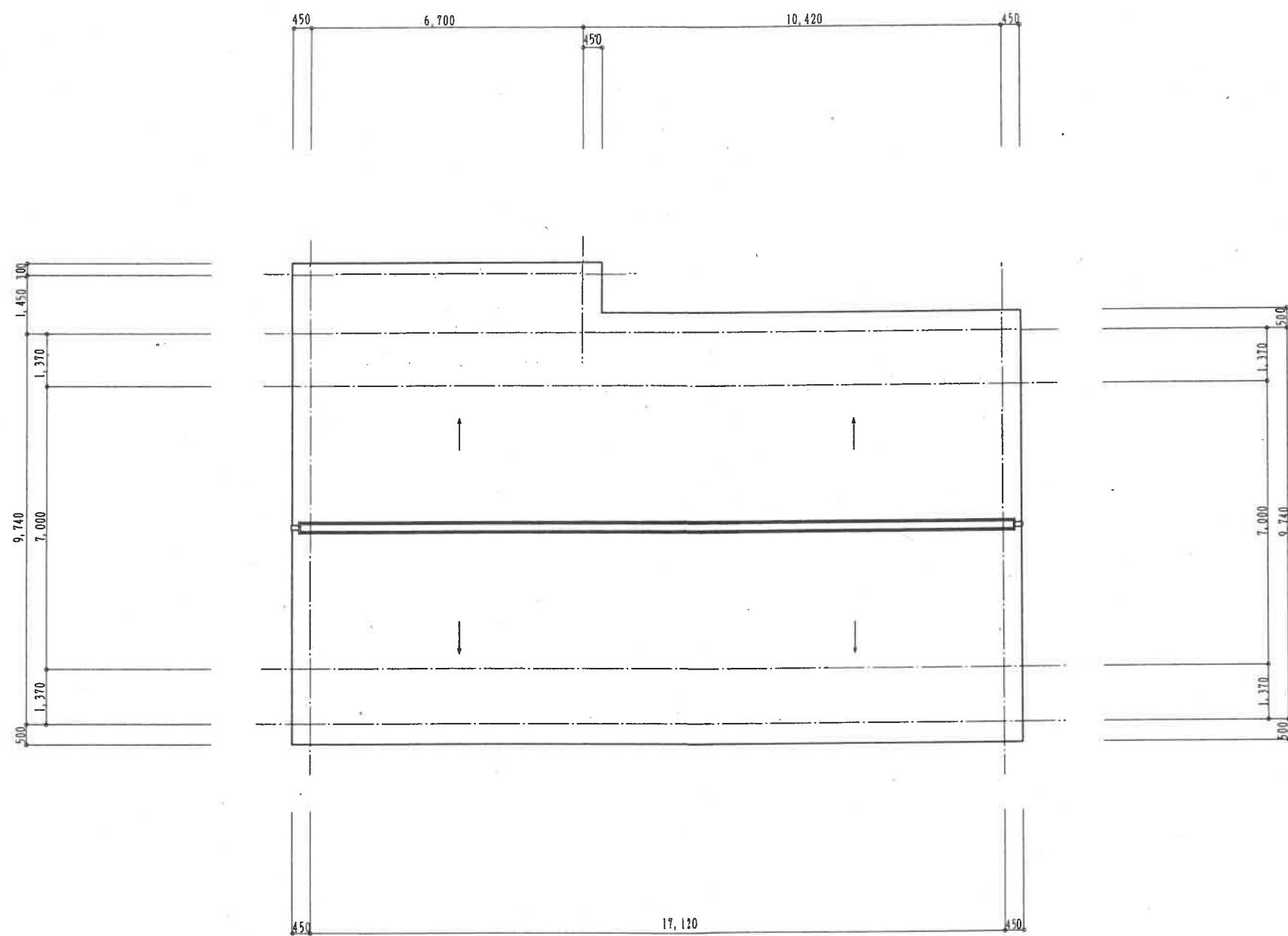
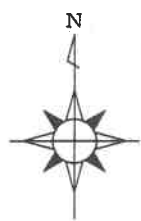
延床面積

$$239.68 \quad m^2$$

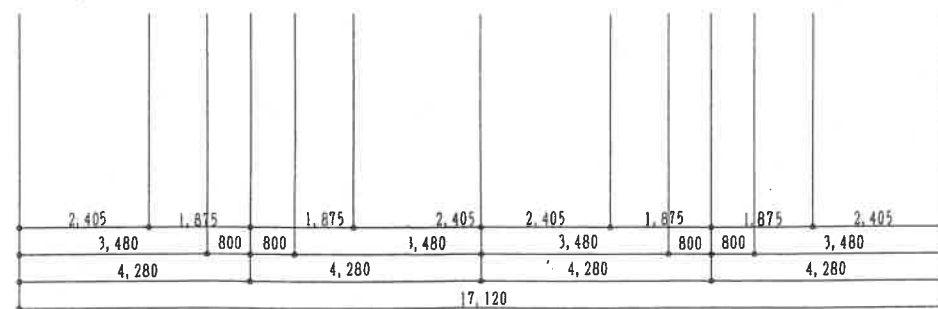
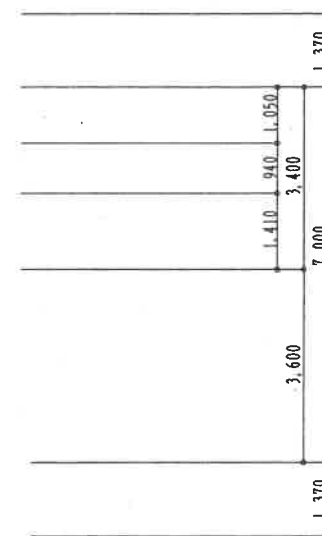
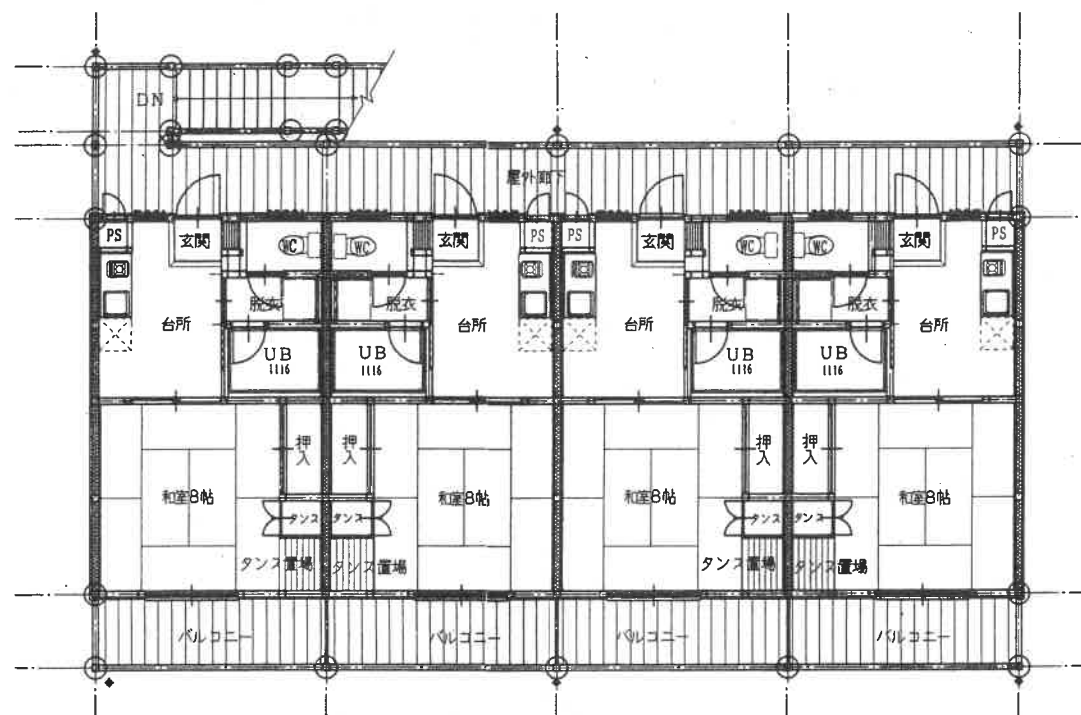
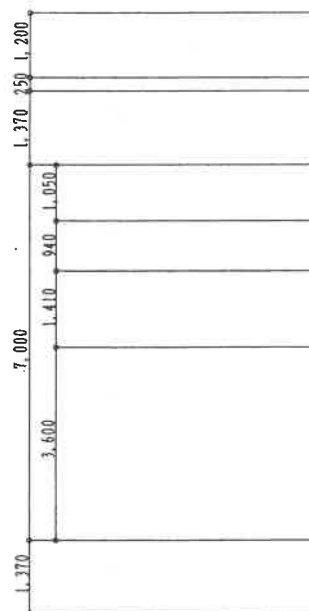
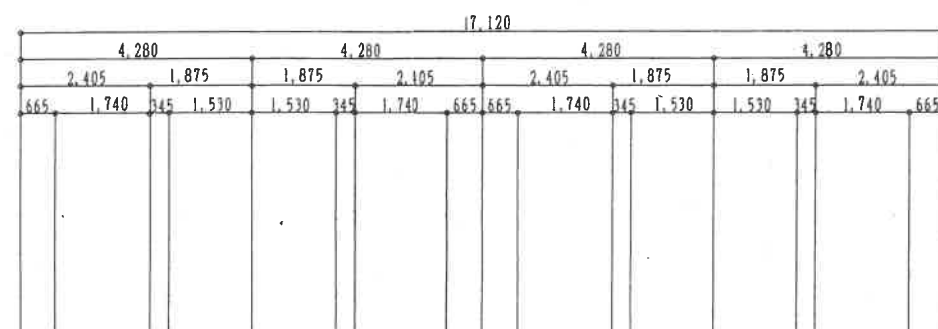
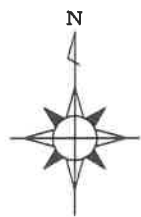
【 外 部 仕 上 表 】							
1	基礎立上り		モルタル金コテ 25t	10	開口部	建具	アルミサッシュ（カラー）
2	外壁	腰	ヒノキ板貼 15t（縦張、横胴縁下地）			硝子	トーメイ 5t 型板 4t
		壁	透湿シート貼、ラスモルタルメリ、目地切ノ上複層吹付	11	樋及び水切	軒樋	硬質塩化ビニール角樋 120 型（鉄芯入）ステンレス上掘み金物 0450
3	屋根		野地板 15t、アスファルトルーフィング 940、粘着瓦葺、4.0 寸勾配、瓦葺：杉（W）24 ×（H）15 防腐処理（加圧注入）			壁樋	カラー硬質塩化ビニールパイプ 75φ
4	軒裏		ケイカル板 8t EPメリ	12	塗装	木部	防腐、防虫ステイン（下塗、上塗 2 回）
5	1 階屋外廊下	床	モルタル金コテ 30t 目地切				
6	2 階屋外廊下		ヒノキ板貼60x250	13	断熱材	屋根裏	グラスウール 100t（24 K）両面アルミ箔付
7	テラス	床	モルタル金コテ 30t 目地切			外壁	グラスウール 50t（24 K）両面アルミ箔付
8	バルコニー	床	ヒノキ板貼 60 × 250			界壁	グラスウール 100t（24 K）両面アルミ箔付
9	屋外階段	床	PL-4、5t下モルタル金コテ30t（ワイヤメッシュ）ノンスリップタイル貼100角			1 階天井	グラスウール 100t（24 K）両面アルミ箔付
		ササrah柵	C-300x90x9			1 階床下	スタイロフォーム 25t
		手摺	木製				

【 部 材 リ ス ト 】							
部品名	材質	寸法	品質・その他	部品名	材質	寸法	品質・その他
床下換気金物	基礎バッキン			流し台、コンロ台	別図参照		
小屋裏換気金物	硬質塩化ビニールパイプ	75φ×2	防虫アミ付	吊戸棚	別図参照		
エアコン用スリーブ	硬質塩化ビニールパイプ	75φ		レンジフード	別図参照		
吸気グリル	プラスチック製	100φ	吸排気グリル 風量調節型	水切り棚（2 段）	別図参照		
バンドキャップ	ステンレス製	100φ	丸型 防虫網ガラリ付 指定色焼付塗装	ユニットバス	1116（内部仕上表参照）		
				物干金物	アルミ自在型		SK AJ 1000（同等品）
室名札	アルミ	210 × 75	KS-N 365（キョウワフナスタ）同等品	バルコニー隔壁（1 階）	枠：木製		木製
カーテンレール	アルミカラー	角型ダブル		〃（2 階）	枠：アルミ製		石綿大平板 5 t AEP（両面非難文字記入）
				下足箱	別図参照	（L）500 ×（D）350 ×（H）900	
防振マット			遮音マット（S06大建同等品）	踏み板	木製	W= 300	
				手すり	木目調	L= 400	

【 内 部 仕 上 表 】								
界壁：PB 12. 5t2重貼（両面）グラスウール 24K t=100 充填（小屋裏まで）								
階数	室 名	下地	巾 木	下地	天 井	廻 縁	天井高	備 考
		仕上 床		仕上 壁				
1 ・ 2 階	玄 関（1階）	モルタル金コテ	モルタル金コテ	PB12. 5t	PB9. 5t	木製OSCL	2, 700	下足箱
		磁器質100角タイル貼	磁器質 100 角タイル貼	ビニールクロス貼（準不燃）、腰：一部杉羽目板貼 12t	ビニールクロス貼（準不燃）			踏み板 W=300 手すり
	玄 関（2階）	コンパネ 12t 捨貼 防振マット2 型 6.0t	モルタル金コテ	PB12. 5t	PB9. 5t	木製OSCL	2, 496	下足箱
		CFシート貼 2. 5t	磁器質 100 角タイル貼	ビニールクロス貼（準不燃）、腰：一部杉羽目板貼 12t	ビニールクロス貼（準不燃）			手すり
	台 所	コンパネ12t捨貼 防振マット2 型（2Fのみ）		PB12. 5t一部 PB12. 5t2重貼	PB9. 5t	木製OSCL	2, 400	流し台、コンロ台、吊戸棚、レンジフード、天井扇
		複合フローリング貼 12t	木製巾木（H：75）	ビニールクロス貼（準不燃）及び化粧珪酸カルシウム板貼（腰）一部杉羽目板貼 12t	ビニールクロス貼（準不燃）			
	和室8帖	下地板 12t		PB12. 5t一部 PB12. 5t2重貼		木製	2, 400	カーテンレール（W）、エアコン用スリーブ、吸気グリル
		スタイロタタミ敷 55t	タタミ葎（H：30）	ビニールクロス貼（ジュラク調）	杉証ボード貼			
	脱 衣	コンパネ12t捨貼 防振マット2 型（2Fのみ）		耐水PB12. 5t 一部 PB 12. 5t2 重貼	PB9. 5t	木製OSCL	2, 300	
		CFシート貼 2. 5t	ソフト巾木（H：75）	ビニールクロス貼	ビニールクロス貼			
	W C	コンパネ12t捨貼 防振マット2 型（2Fのみ）		PB12. 5t一部 PB12. 5t2重貼	PB9. 5t	木製OSCL	2, 300	棚：積層材
		CFシート貼 2. 5t	木製巾木（H：75）	ビニールクロス貼	ビニールクロス貼			
	U B							照明、化粧鏡、タオル掛（L：400）、換気扇、水栓、シャワー、点検口 450×450、洗面器
	JDC1116A(TOTO)購品	FRP		化粧鋼板複合パネル	化粧鋼板複合パネル			
	タンス置場	コンパネ12t捨貼		PB12. 5t一部 PB12. 5t2重貼		木製	2, 400	造付洋服タンス
		複合フローリング貼 12t	タタミ葎（H：30）	ビニールクロス貼（ジュラク調）	杉証ボード貼			
	押 入			一部 PB12. 5t2重貼		木製		中段、天袋
		シナ合板貼 5. 5t	雑巾留	シナ合板貼 4t 一部ビニールクロス貼	シナ合板貼 4 t			
	P S	（2Fのみ）コンパネ 12 t 捨貼					2, 600	
		モルタル金コテ		PB12. 5t	PB12. 5t			



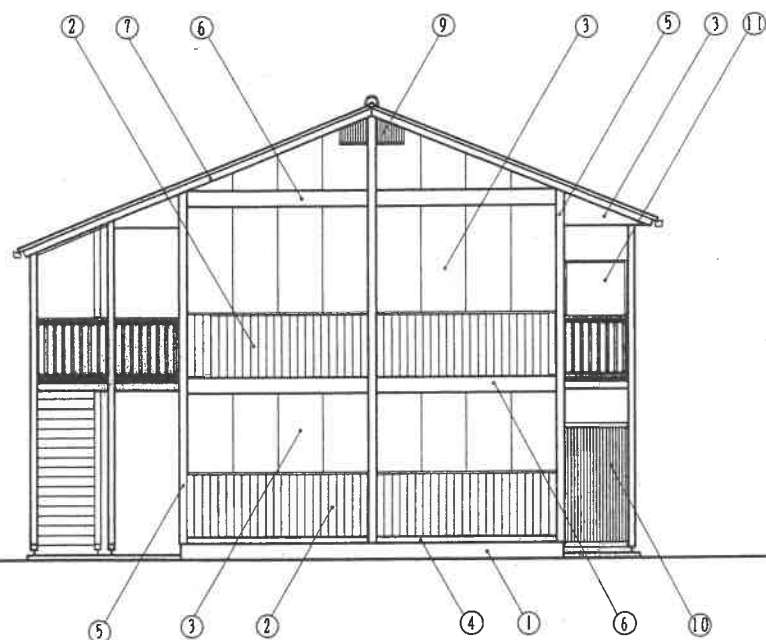
屋根伏図 S: 1/100



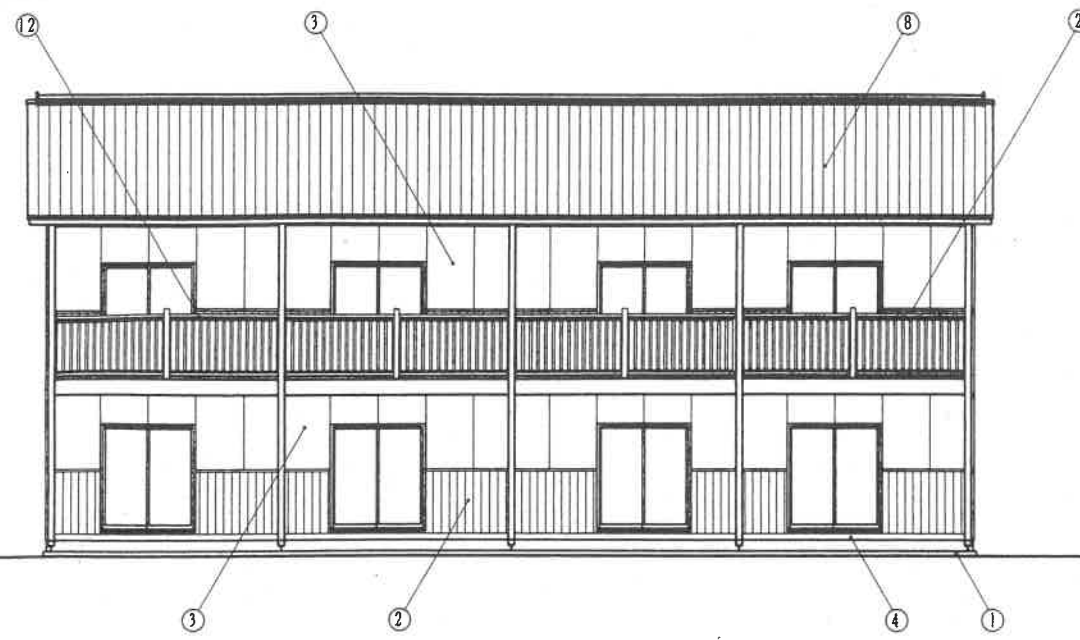
2階平面図

S=1/100

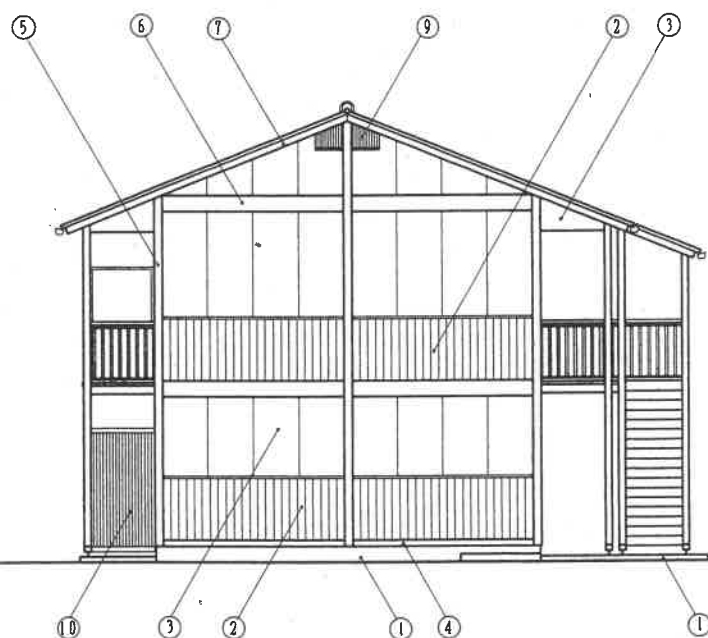
界壁を示す(内部仕上表参照)



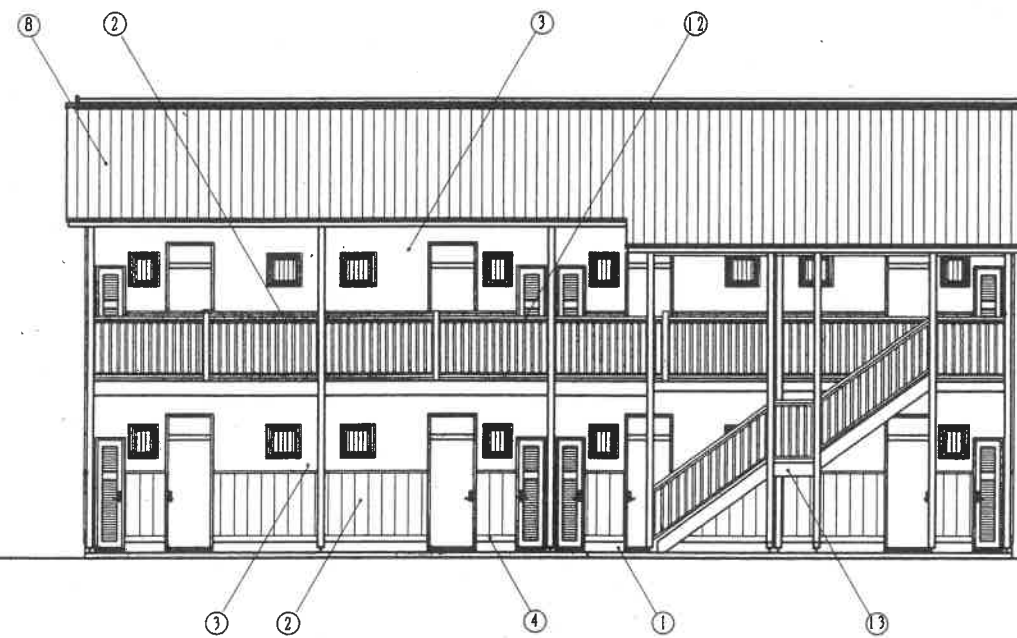
西立面図 S=1/100



南立面図 S=1/100

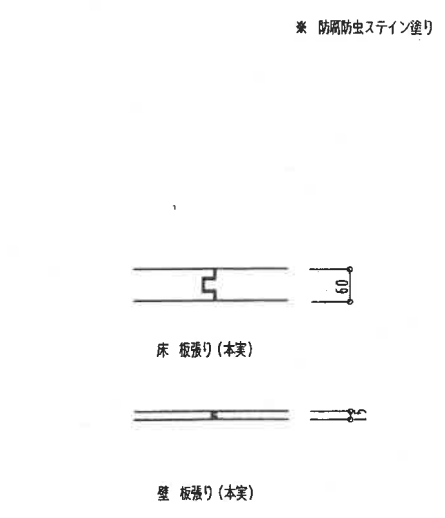
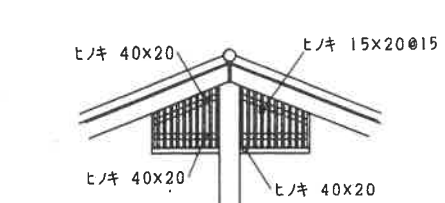
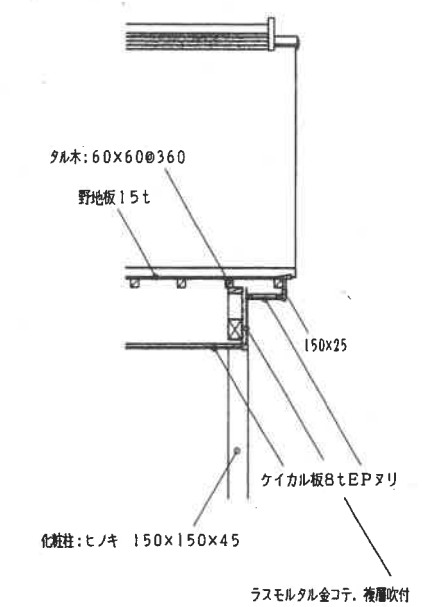
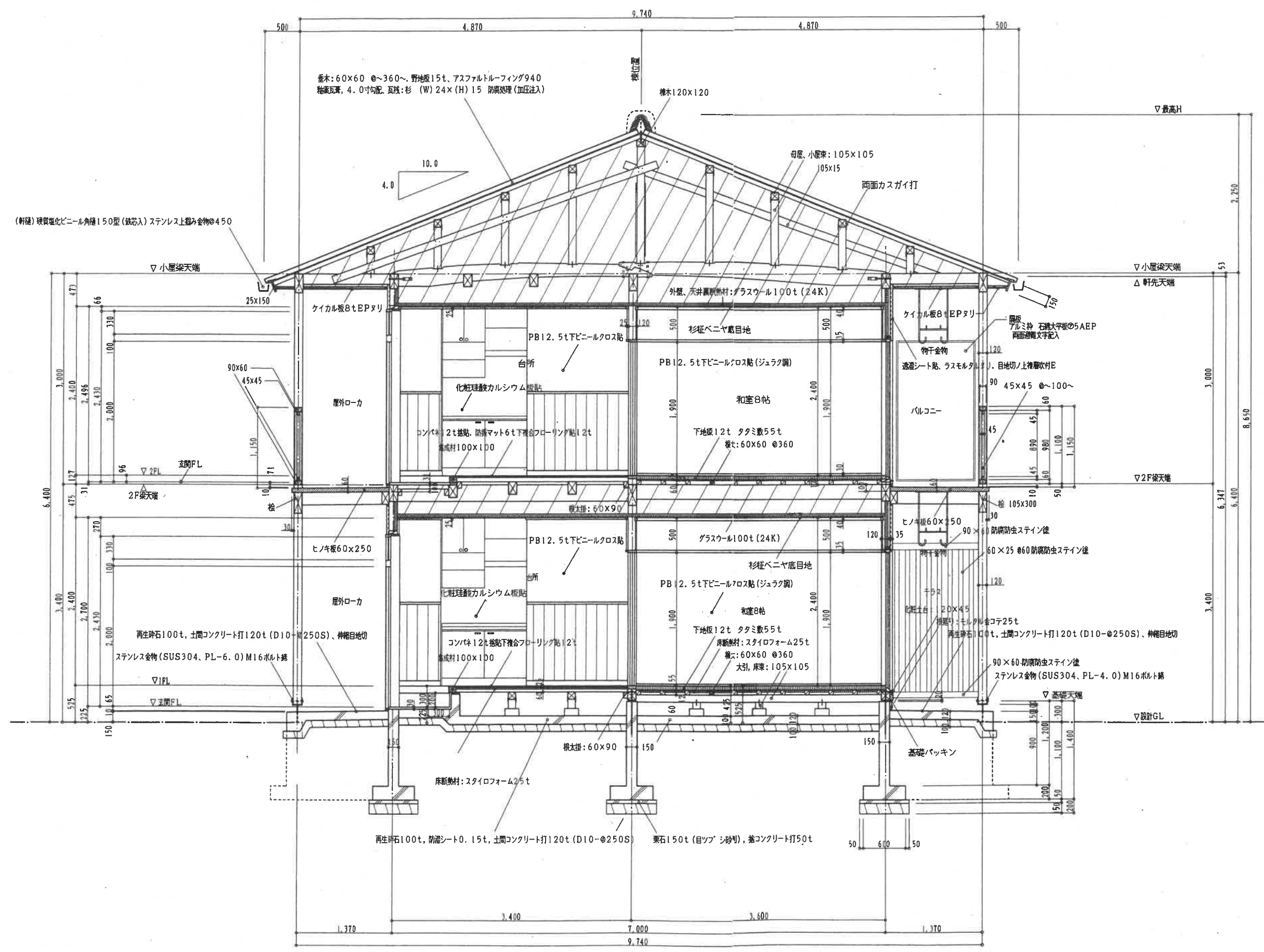


東立面図 S=1/100



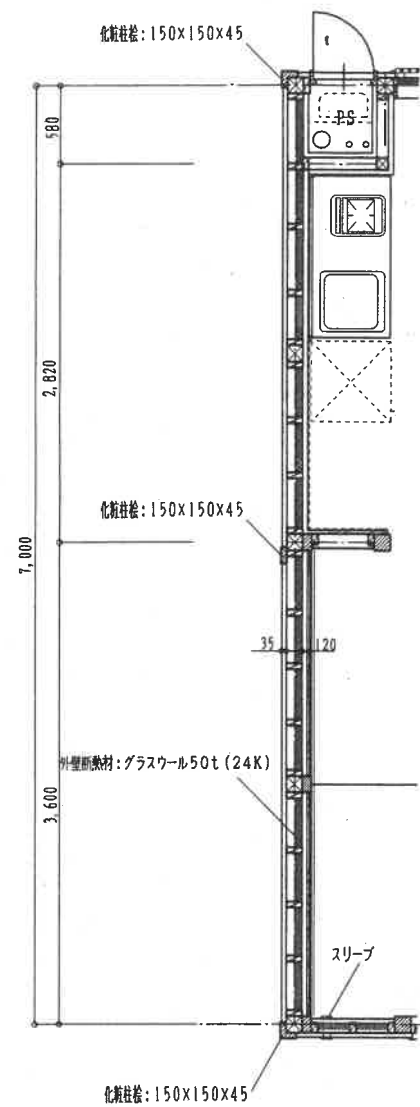
北立面図 S=1/100

凡 例			
①	モルタル金コテ25t	⑧	野地板15t、アスファルトルーフィング 940、粘薬瓦葺 4.0 寸勾配
②	ヒノキ板貼15t	⑨	小屋裏換気化粧材: ヒノキ 15×20015 (硬質塩化ビニールパイプ 15φ×2・防虫アミ付)
③	透湿シート貼、ラスモルタル金コテ、目地切ノ上複層吹付	⑩	テラス隔壁 (木製)
④	化粧土台: ヒノキ 120×45	⑪	バルコニー隔壁 (アルミ枠 石綿板)
⑤	化粧柱: ヒノキ 120×120	⑫	バルコニー・屋外廊下 手摺: ヒノキ
⑥	化粧梁: ヒノキ 240×45	⑬	C-300×90×9 Tt/4鋼 300×25
⑦	破風板: ヒノキ 150×25		

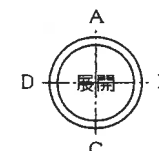
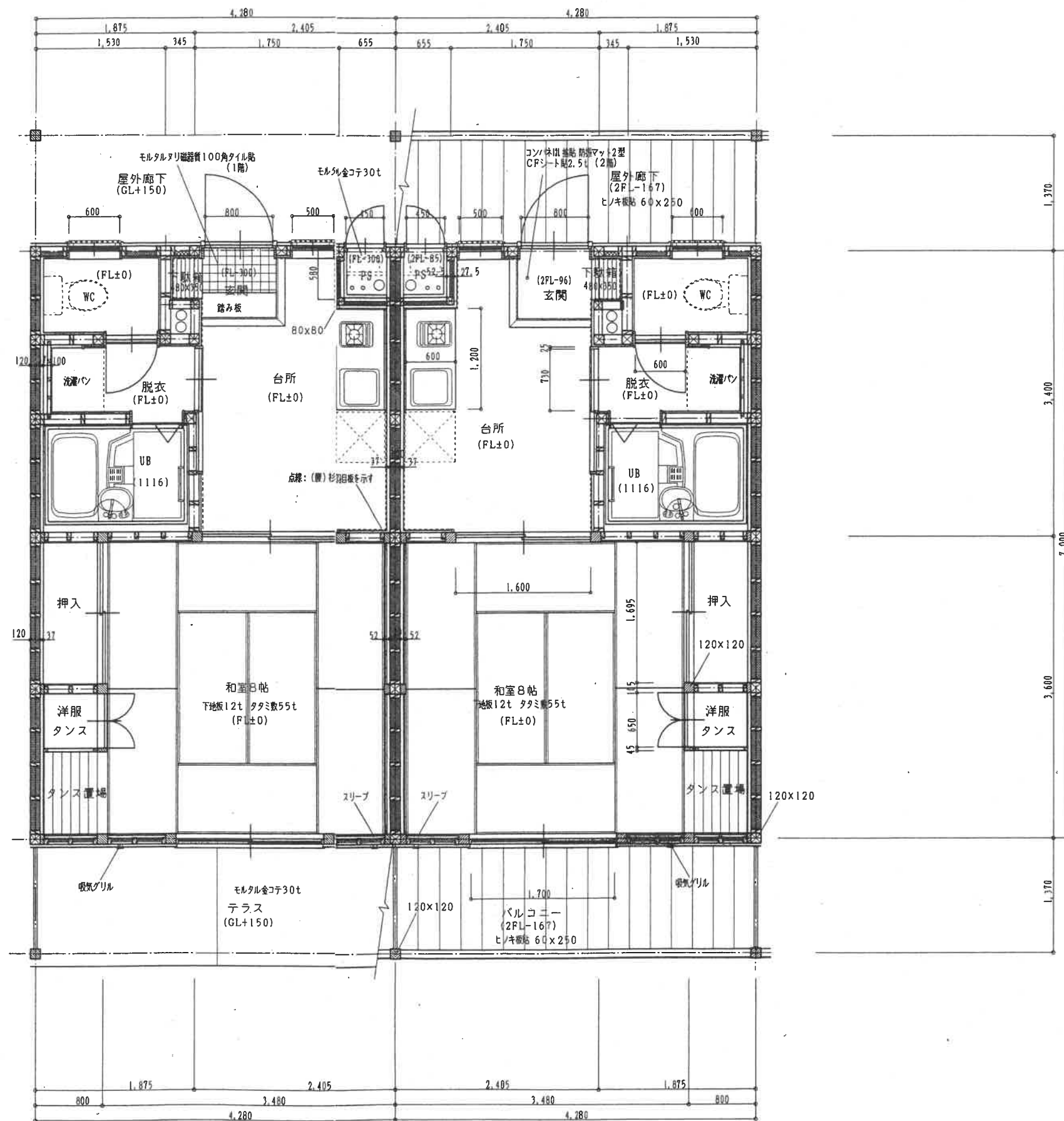


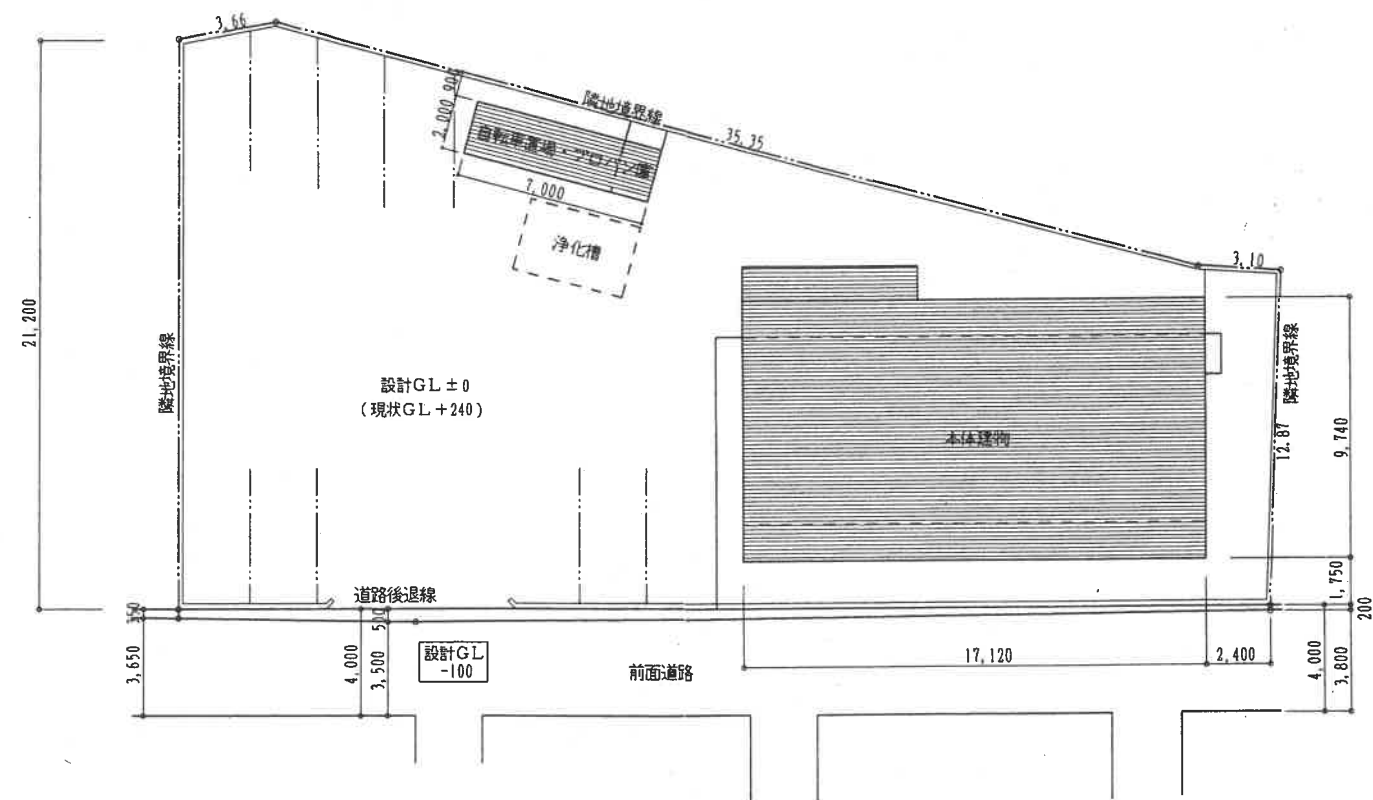
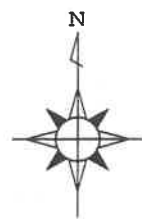
界壁を示す
 界壁: PB12.5t2重貼(両面)ガラスブロック24K t=100 充填(小屋裏まで)

矩形図 S=1/40

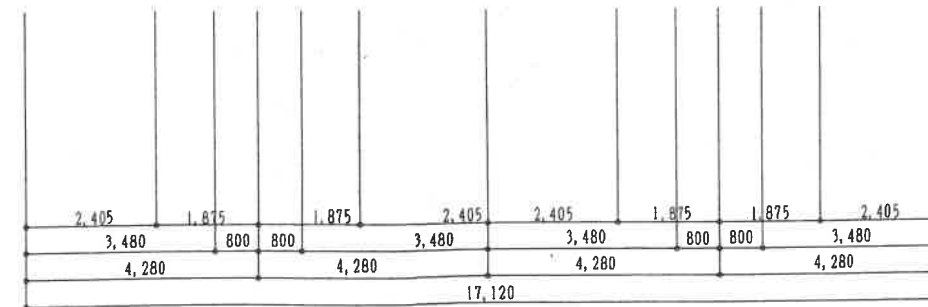
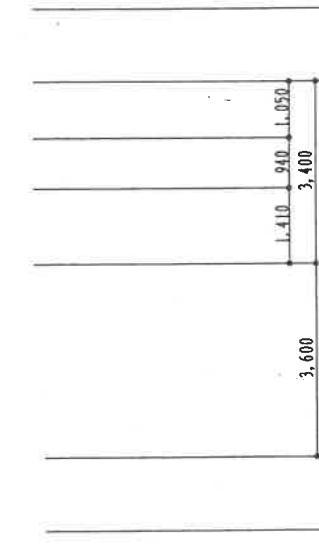
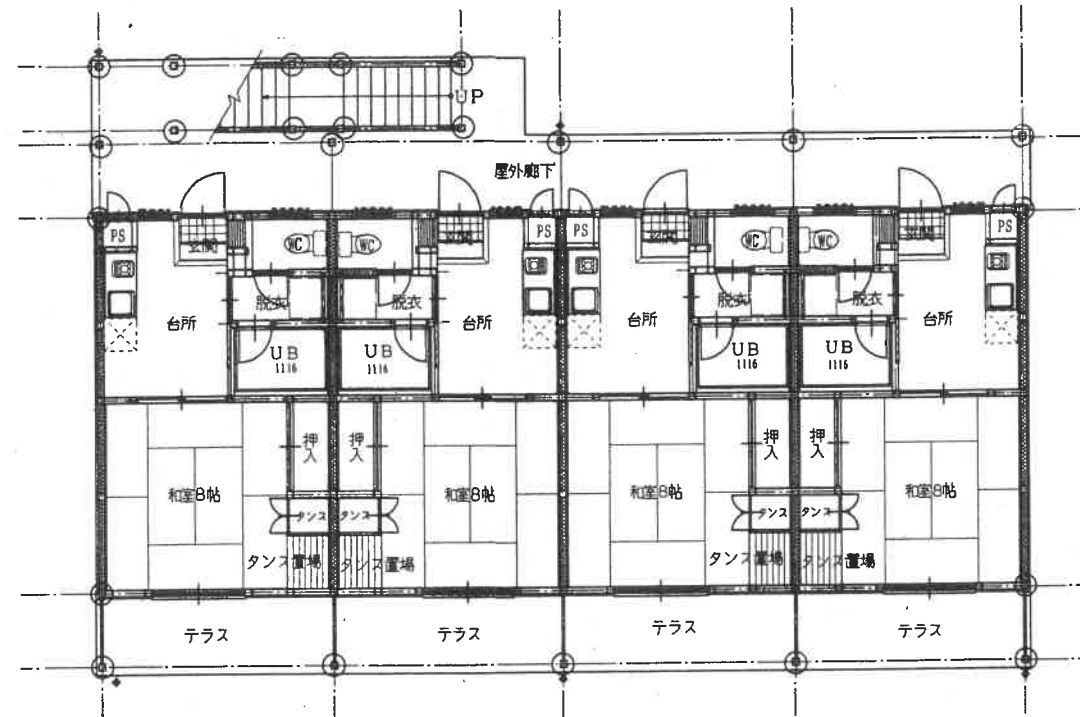
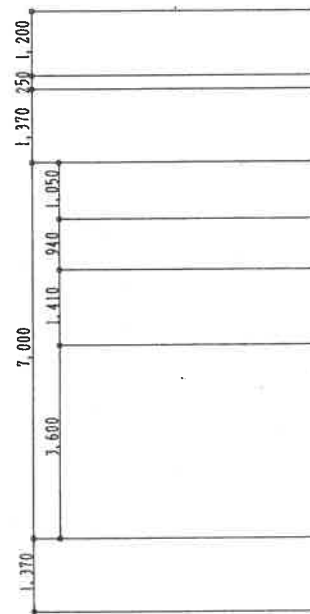
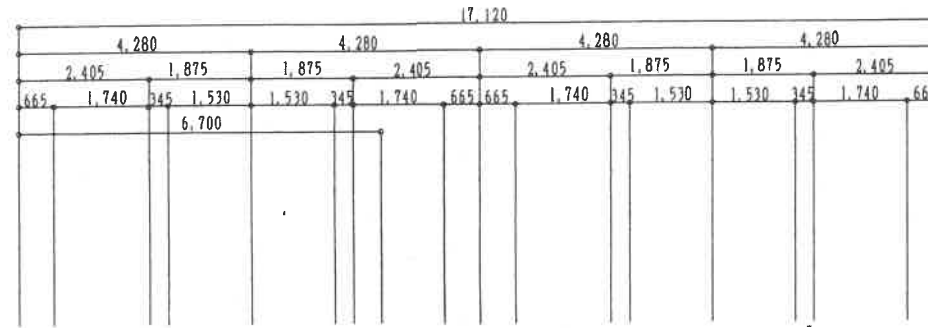
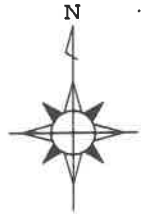


平面詳細図 S=1/40

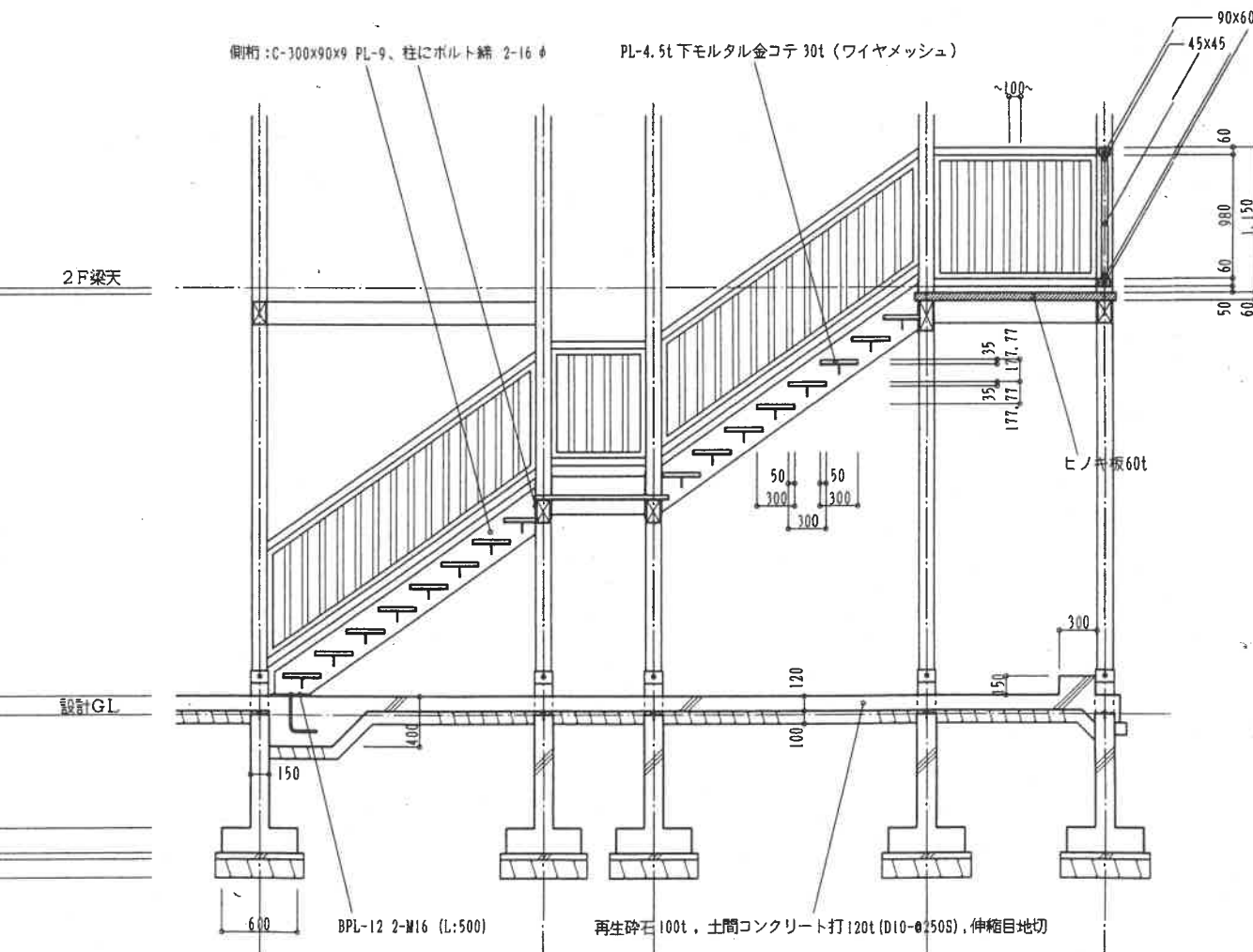




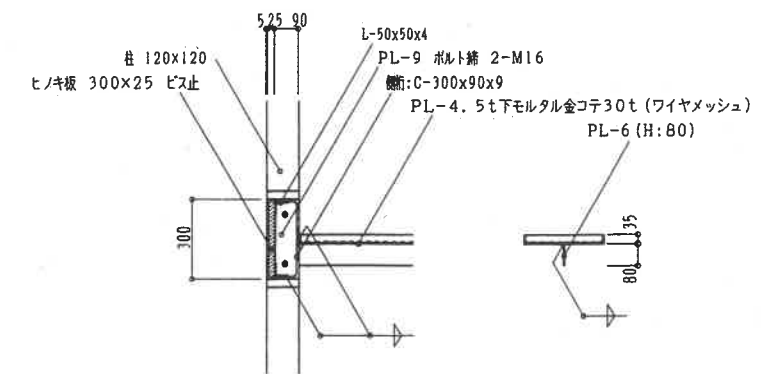
配置図 S=1/200



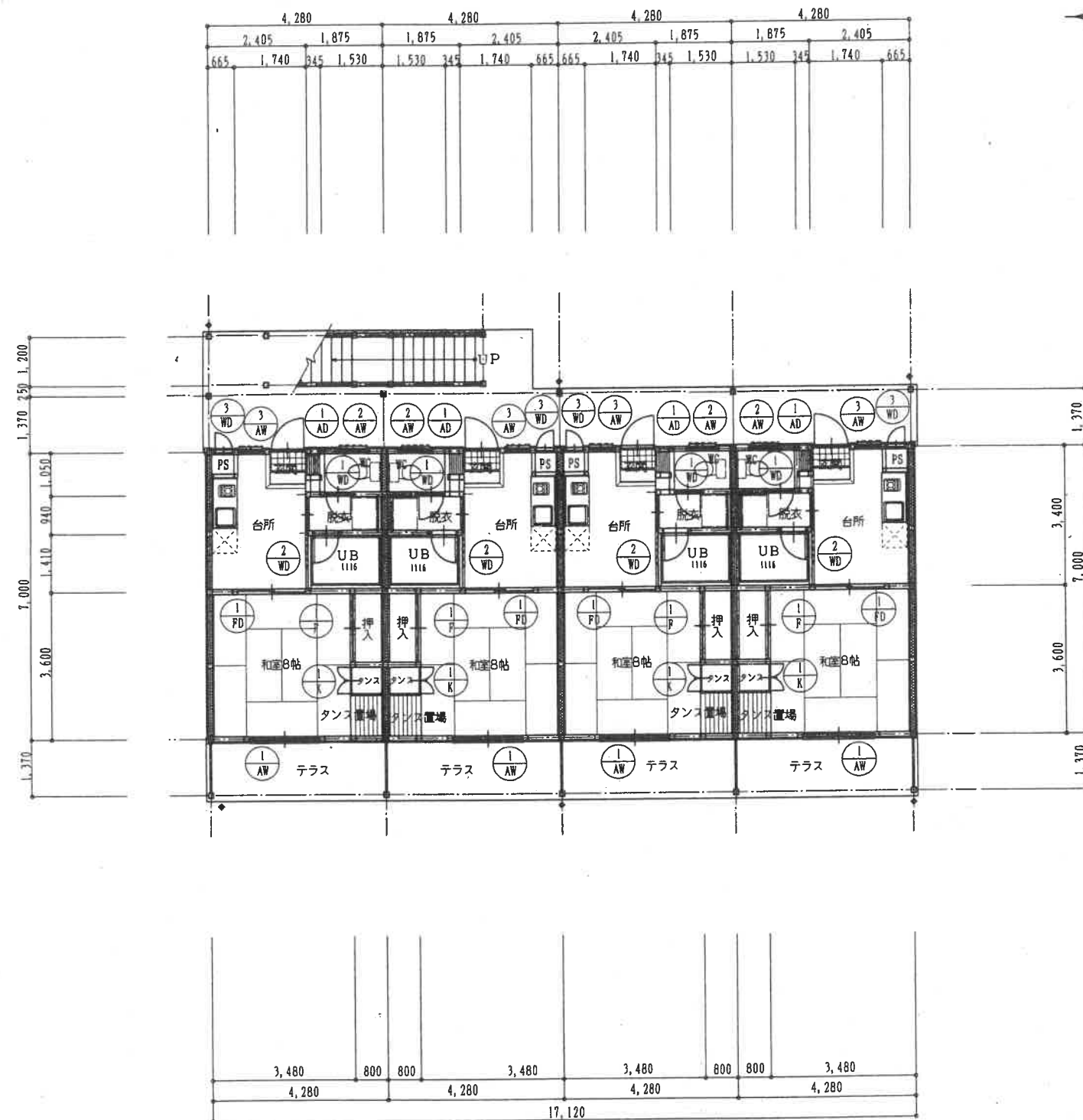
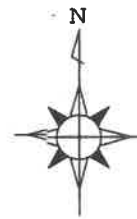
1 階平面図 S=1/100 界壁を示す(内部仕上表参照)



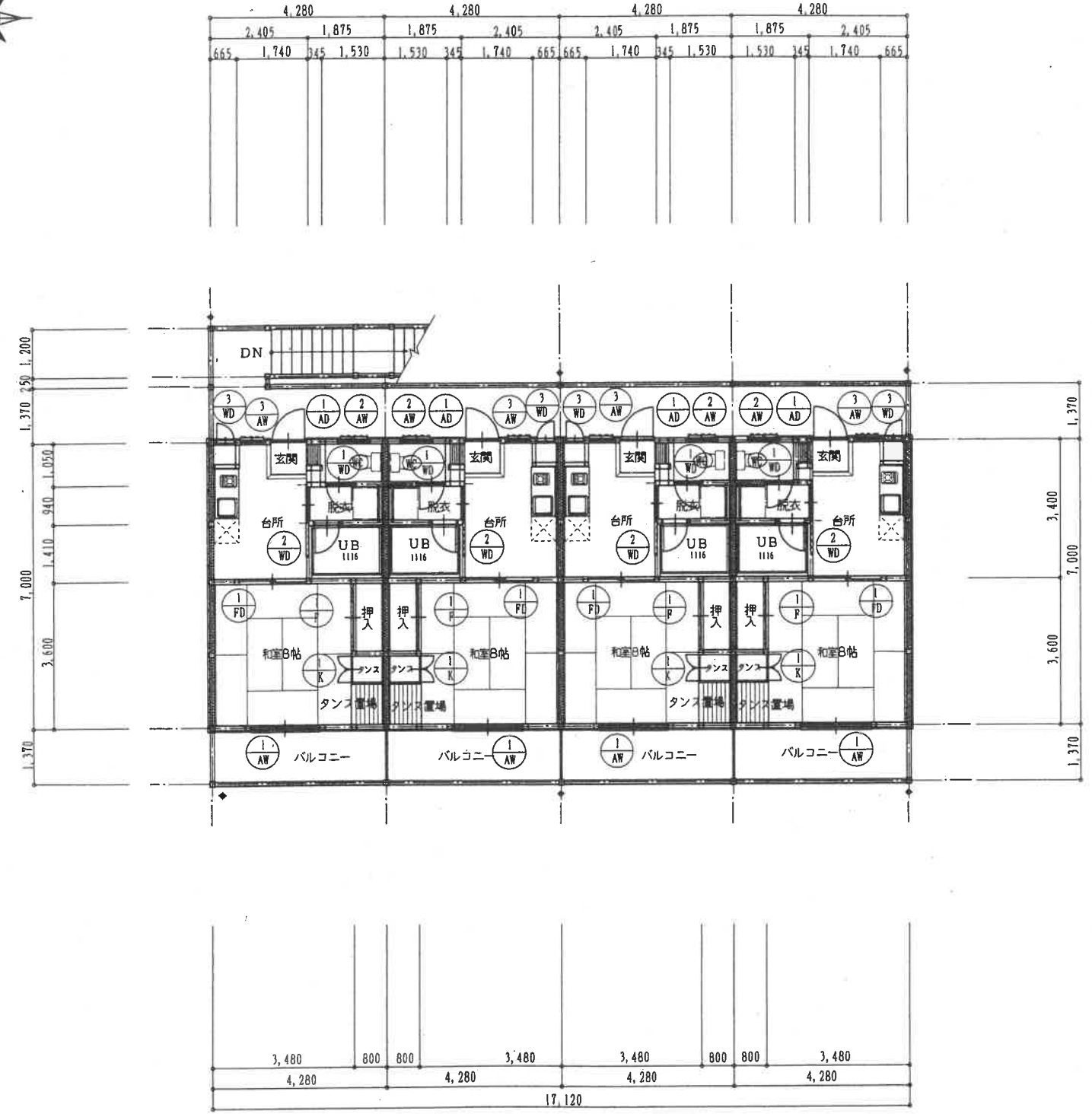
章	項目	特記事項
7 鉄骨工事	① 鉄骨製作工場 (7.1.3~4)	加工能力 素構造関係共通事項による() 施工管理技術者 素適用する ・適用しない 種類の記号 (SS400、STKR400、SSC400) 表7.2.1
	② 鋼材 (7.2.1)	
	③ 高力ボルト (7.2.2)	素トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶接垂れめつき高力ボルト
	④ アンカーボルトの 材質及び設置 (7.2.4) (7.10.3)	材質 構造用アンカーボルト 素SS400 ・M24 建方用アンカーボルト 素SS400 構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 素図示による 表7.10.1 建方用保持及び埋込み工法 ・A種 素B種 ・C種
	⑤ 柱底均しモルタルの工法 (7.2.9) (7.10.3)	材料 素無収縮モルタル 製造所 評価名簿による ・モルタル 表7.2.6 工法 素A種 ・B種 表7.10.2
	⑥ 溶接部の試験 (7.6.11)	素超音波探傷試験 ・放射線試験 ・マクロ試験
	7 錆止め塗料 (7.8.1~4)	鉄面 素A種 ・B種 表18.3.1 亜鉛めっき面 素A種 ・B種 表18.3.2
	8 耐火被覆材の種類・性能 (7.9.2)	種別 ・ラスモルタル塗り ・耐火材吹付 ・耐火板張り 性能
	⑨ 溶融亜鉛めっき (7.12.3)	種別 素表14.2.2のA種(軽量形鋼は、板厚により) ・B種 ・C種とすると
	10 溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合 (7.12.4)	摩損面の処理 素リシン防電処理 ・プラスト処理



展開図 S=1/50									
玄関(1階)・台所		A		B		C		D	
								正面 480 断面 350 天板：積層材ウレタン樹脂ワニス塗 外部：メラミン化粧合板 内部：メラミン化粧合板（可動棚） S=1/30	
玄関(2階)・台所		A		B		下足箱			
和室8帖		A		B		C		D	
脱衣		A		B		C		D	
平成15年度		工事番号・工事名		建()第 号		名称		展開図	
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課営繕室		御荘地区職員住宅新築工事		23 / 38					



1階建具伏図 S=1/100

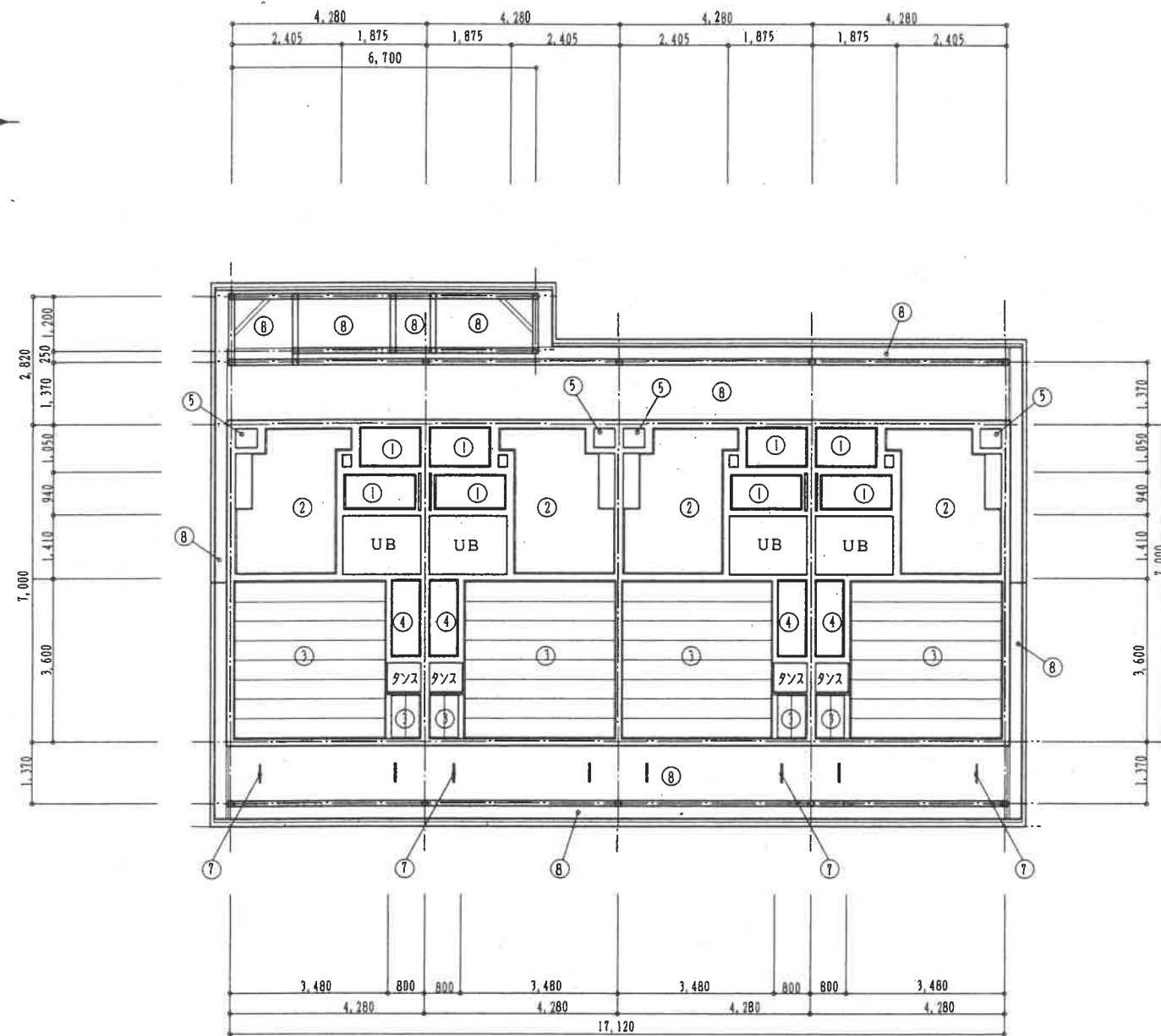
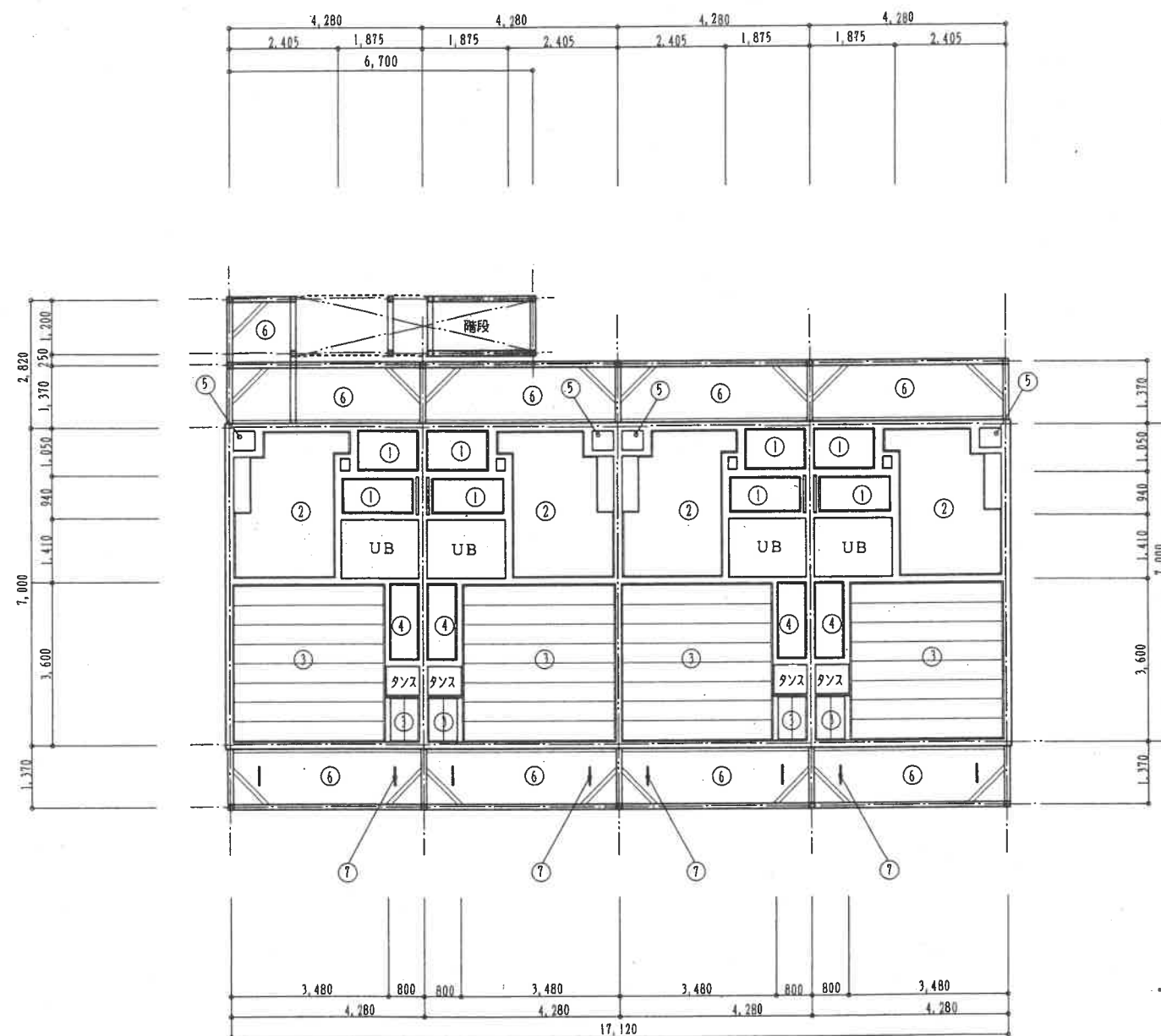


2階建具伏図 S=1/100

界壁を示す(内部仕上表参照)

符 号	AD-1	枠見込 100	AW-1	枠見込 70	AW-2	枠見込 70	AW-3	枠見込 70
名 称	アルミ玄関ドア (片開キ戸、ランマ付)		2枚引違いアルミサッシュ		内倒シアルミサッシュ		内倒シアルミサッシュ	
硝 子	型板 4mm		透明 5.0mm		型板 4.0mm		型板 4.0mm	
仕 上	カラーアルミ及び塩ビ鏡板		カラーアルミ		カラーアルミ		カラーアルミ	
金 物	レバーハンドル、錠、SUST音、DC、他金物一式		木切、戸車、クレセント、可動式網戸、他附属金物一式		木切、可動式網戸、(1階：アルミ面格子)、他附属金物一式		木切、可動式網戸、(1階：アルミ面格子)、他附属金物一式	
個 数	8		8		8		8	

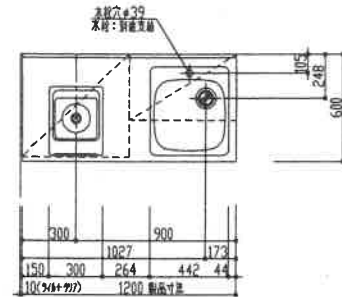
符 号	WD-1	見込 36	WD-2	見込 36	WD-3	見込 36
名 称	片開キフラッシュ戸		片引キフラッシュ戸		ガラリ戸	
硝 子	スリ2t					
仕 上	ポリ合板貼, 明り窓, 木製ガラリ		ポリ合板貼		杉	
金 物	レバーハンドル, 表示錠, SUS丁番, 戸当り, 他附属金物一式		引手, 戸車, 他附属金物一式		レバーハンドル, SUS丁番 (3箇所), 他附属金物一式	
個 数	8		8		8	
符 号	FD-1	見込 30	F-1	見込 30	X-1	見込 21
名 称	2枚引違イフラッシュ戸		2枚引違イフスマ戸 (天袋付)		両開キフラッシュ戸	
硝 子	型板 4mm					
仕 上	(和室) ベニヤ地下トリノコ貼 (片面) ポリ合板貼		トリノコ貼		(外部) メラミン化粧合板貼 木目調 (内部) シナ合板 4t	
金 物	引手, 戸車, 他附属金物一式		引手, 他附属金物一式		取手, SUS丁番, マグネットキャッチ, 他附属金物一式	
個 数	8		8		8	



凡 例	
①	PB9.5t下ビニールクロス貼
②	PB9.5t下ビニールクロス貼(準不燃)
③	杉板貼
④	シナ合板貼4t
⑤	PB9.5t
⑥	ヒノキ板60t(床板)
⑦	物干金物(アルミ)
⑧	ケイカル板BtEPタリ

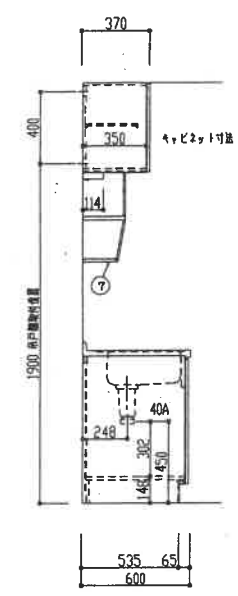
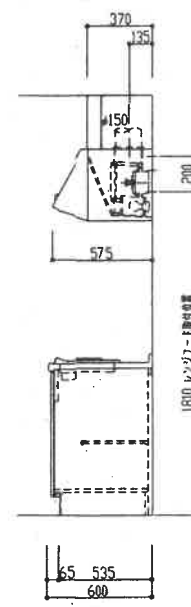
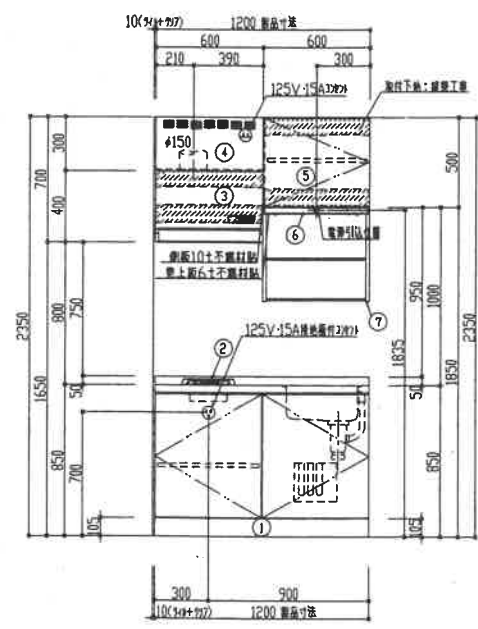
参考図

同等品とする



タイプ	サンファニー110		
シリーズ	421シリーズ		
扉カラー			
トップ	ステンレス・シルクエンボス		
部材リスト			
品番	品名	単位	備 考
1	7-クニネット	1個	
2	18-シンク	CXK-SNN120R CXB-104H100V	標準型1200W 90・127・101W/111W
3	19-シンク	NBE-31X	
4	20-シンク(両用)	NEE-450IK	
5	21-シンク(2ピッチ)	CXA-16GR	
6	22-シンク	ESG0R	標準型
7	水切り機	SK-600-I	
取組事項 ・ 水栓別途 (水栓穴：φ39が標準開口です) ・ 電気、ガス、給排水、換気等設備工事別途 ・ クイル工事別途			

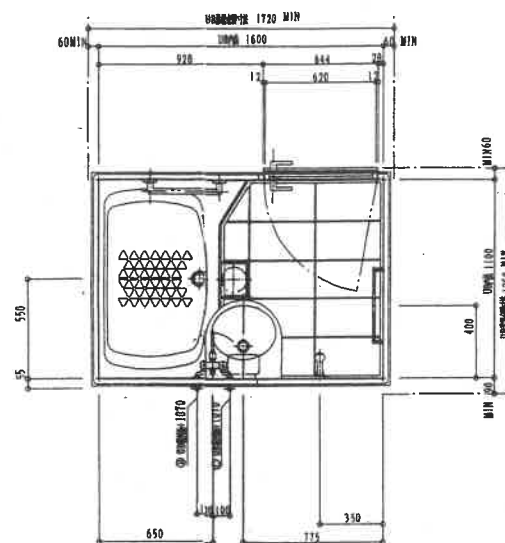
03030605551601-HAMA/V



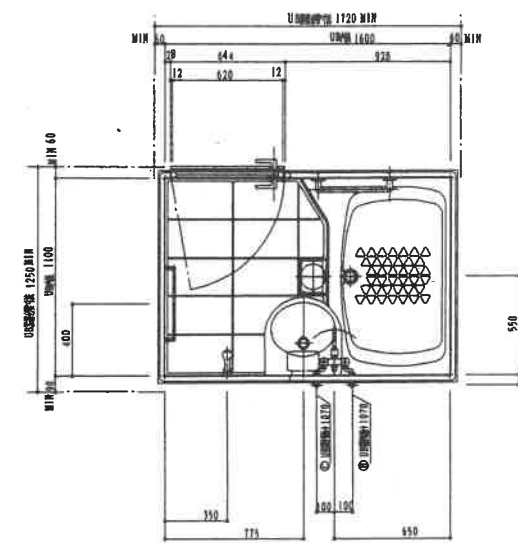
△ 注意 建築業者の方へ
 内装・レンジフード等の取付位置には、最終的に
 必ず下地処理(建築工事)をして下さい。
 △ 注意 施工業者の方へ
 施工に際し、各製品の取付説明書を
 必ずお読み下さい。

システムキッチン詳細図 S=1/30

JDC1116A		コロガシ		備 考
名 称	仕様・寸法	色・柄	特記事項	
天井/パネル	化粧樹脂パネル (セル式・白・縦型) 断面寸法: 40 (縦向き・両下向き)			
壁/パネル	化粧樹脂パネル			
扉/パネル	FRP (油塗一色) 断面寸法: 40 (縦向き・両下向き)			
ドア 枠	アルミフレーム		(枠組材はアルミ製、 樹脂材はPVC製)	
ドア/パネル	樹脂 断面寸法: (上下向き) 25mm ステンレス			
ドアロック	樹脂製レバーハンドル			
ドアストッパー	ステンレス SUS304 樹脂製 ドアストッパー			
浴槽/枠	TMS25C18 2ハンドルシャワー金具			
浴槽/パネル	樹脂製 EKK529			
浴槽/扉	樹脂製 303W×455H			
照明	60W相当LED照明 (2灯) VVF1.6×2C L=1.3m		(照明器具は別注)	
ジョイントボックス	エコジョイント WJ3107型		(ジョイントボックスは 別注品)	
排水エルボ	樹脂製 排水口 Rc1/2		(排水エルボは別注品)	
排水エルボ	樹脂製 排水口 Rc1/2		(排水エルボは別注品)	
排水トラップ	ABS樹脂 排水口 50mm 排水口 VP50型 ハーフキャッチャー 排水口内径 50mm		(排水トラップは別注品)	
タオル掛け	ステンレスパイプ φ13 L=400			
色	白			TB1140L004



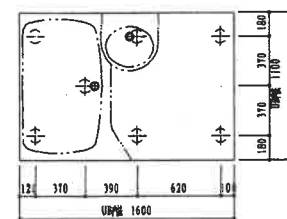
平面図 S=1/30



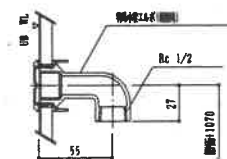
平面図 S=1/30

参考図

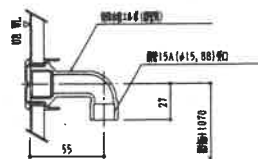
同等品とする



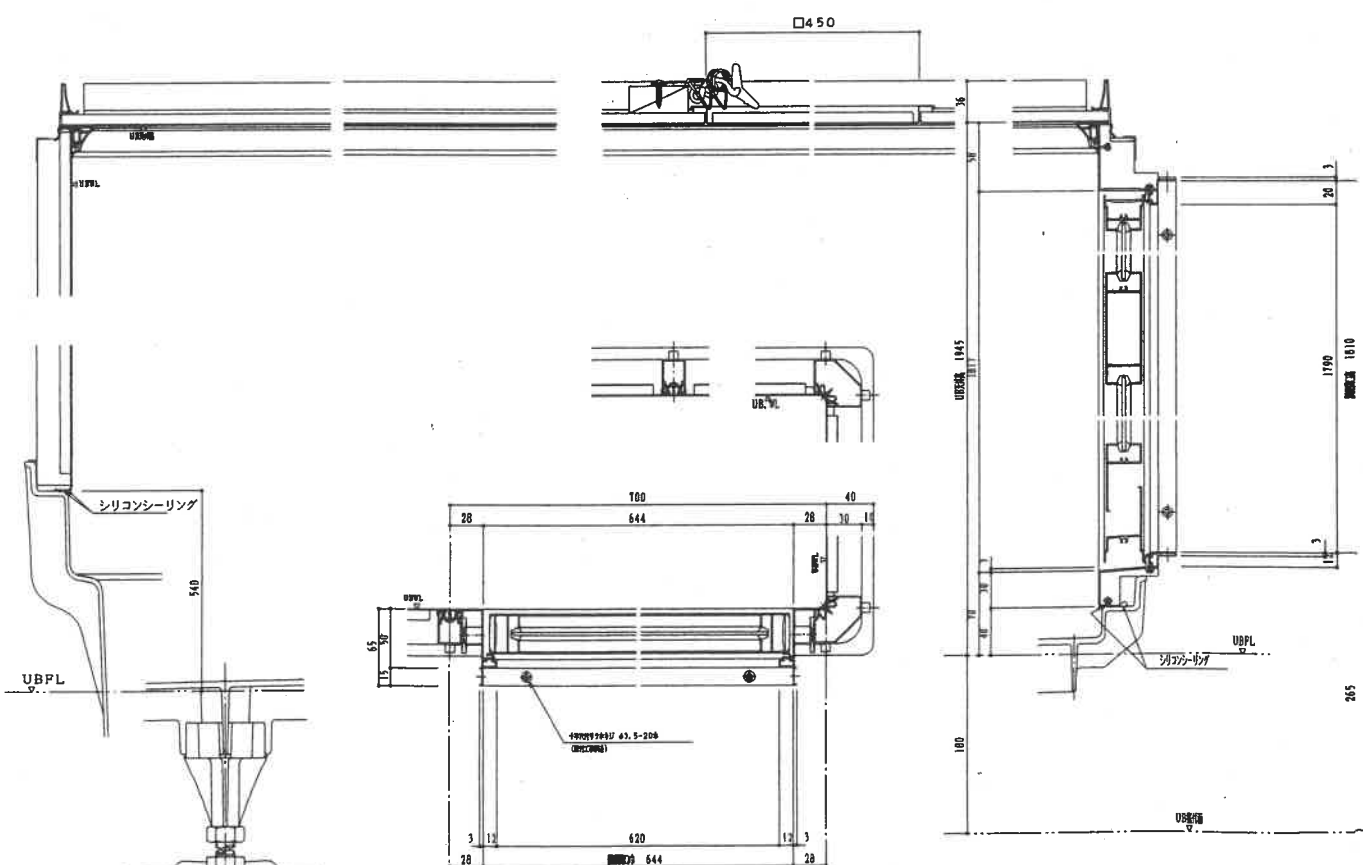
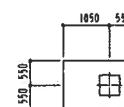
排水口位置図 S=1/40



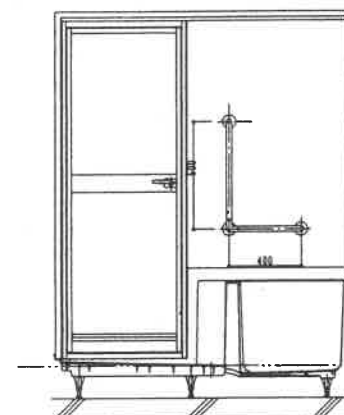
浴槽水栓用排水エルボ S=1/40



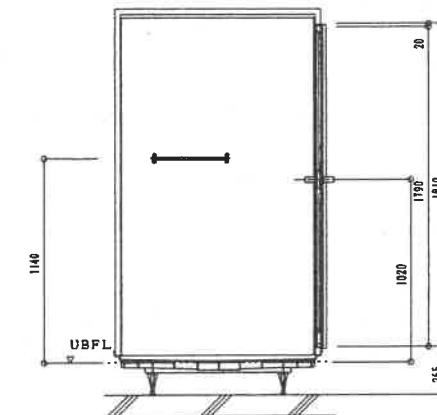
浴槽水栓用排水エルボ S=1/40



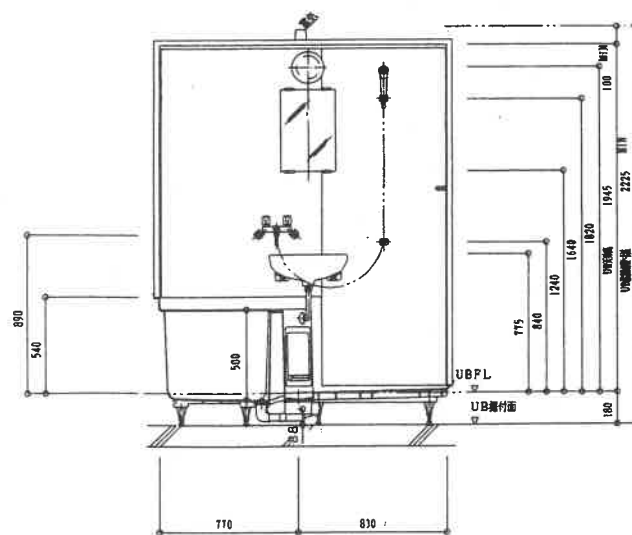
矩形図 S=1/5



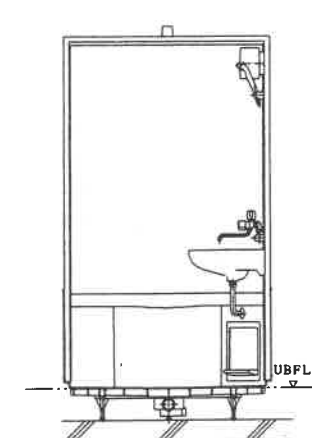
展開 S=1/30



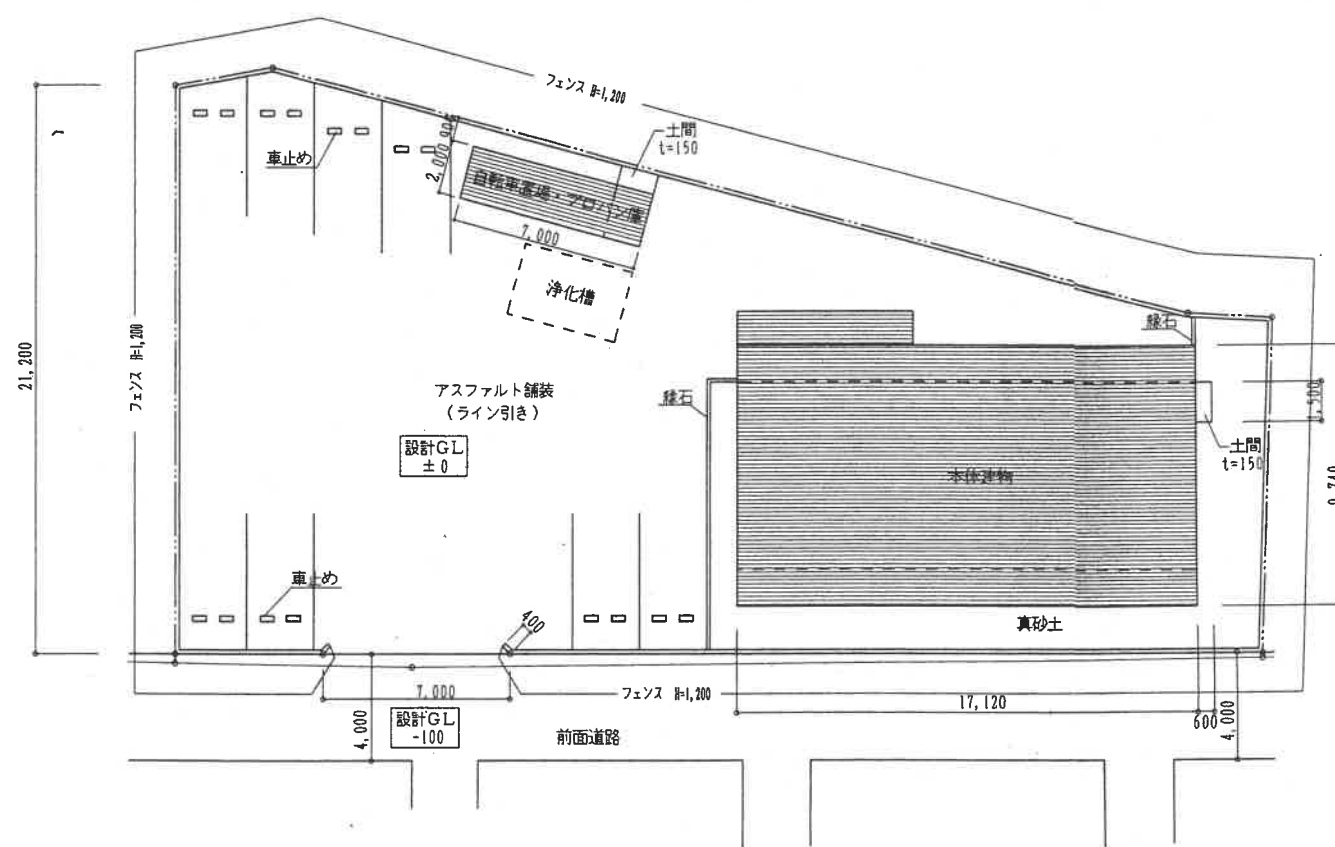
展開 S=1/30



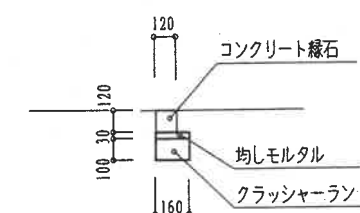
展開 S=1/30



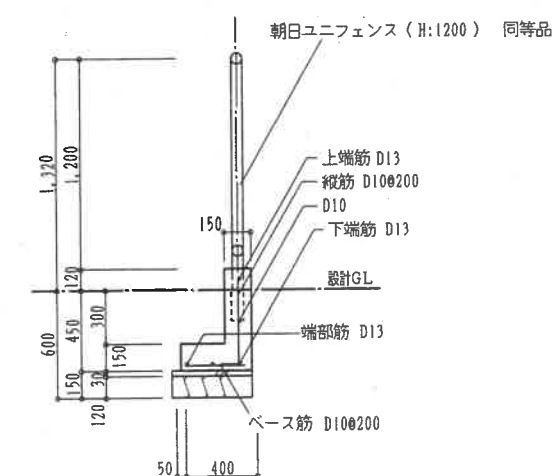
展開 S=1/30



アスファルト舗装断面図 S=1/30



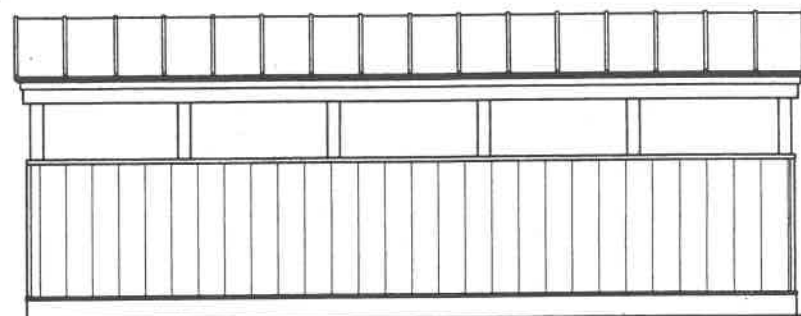
縁石断面図 S=1/30



フェンス断面図 S=1/30



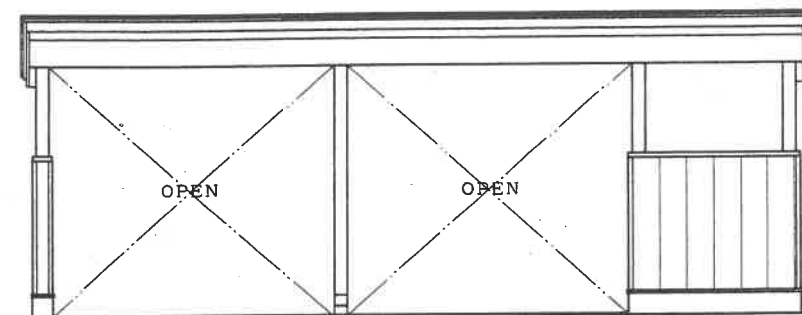
西立面図 S=1/50



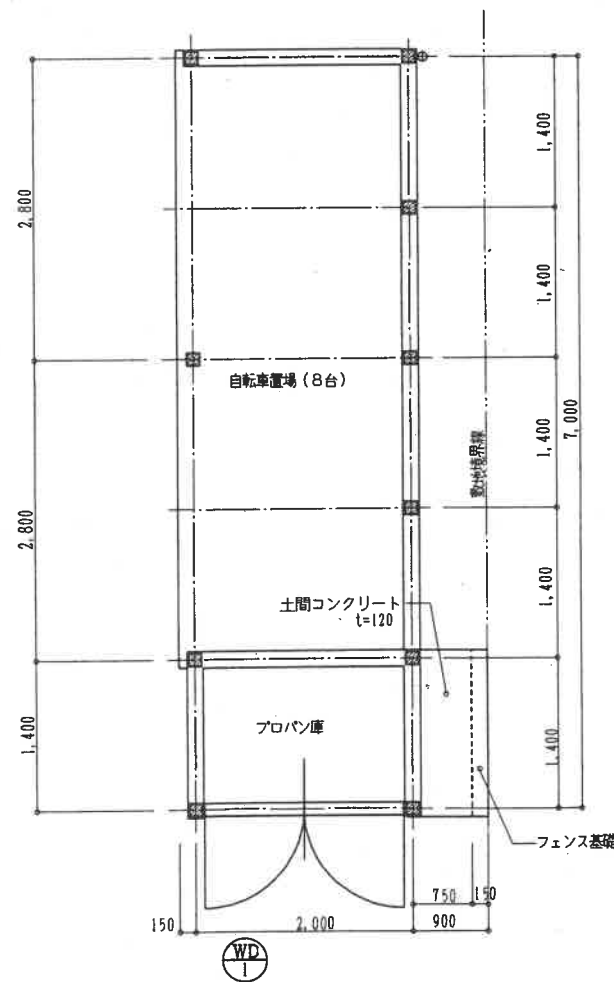
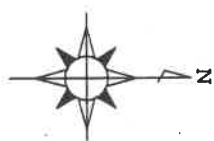
北立面図 S=1/50



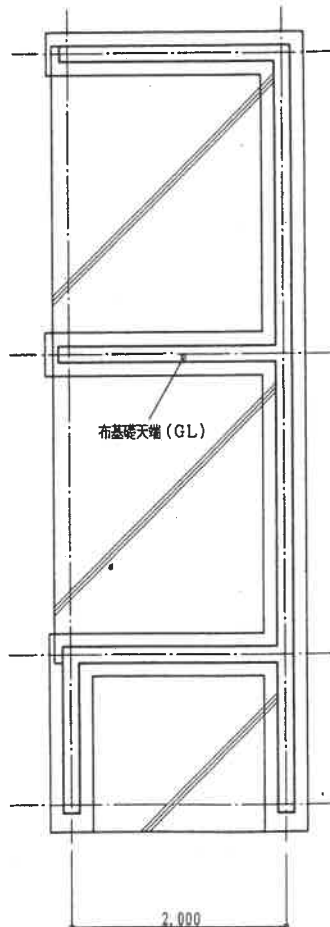
東立面図 S=1/50



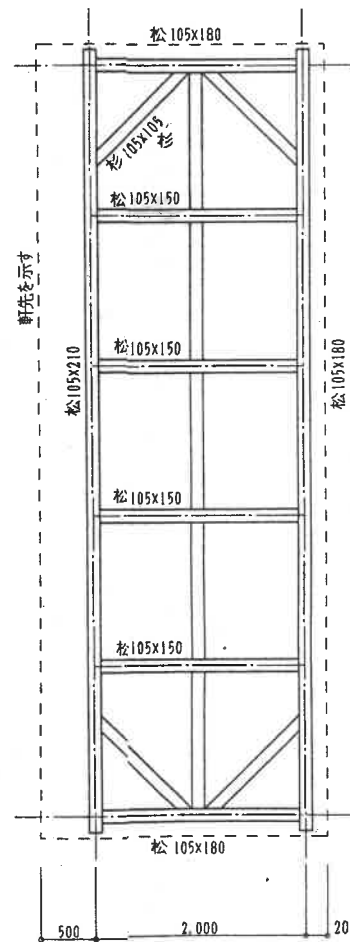
南立面図 S=1/50



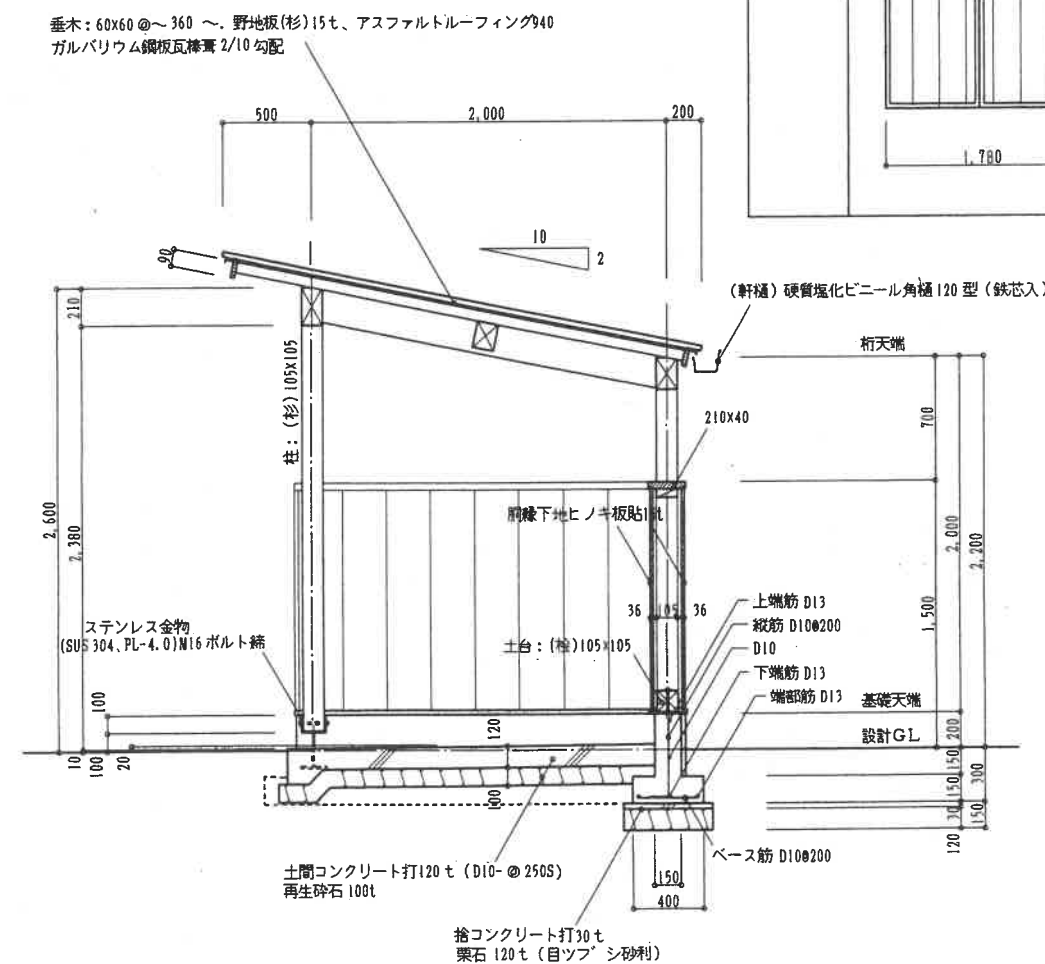
平面図 S=1/50



基礎伏図 S=1/50

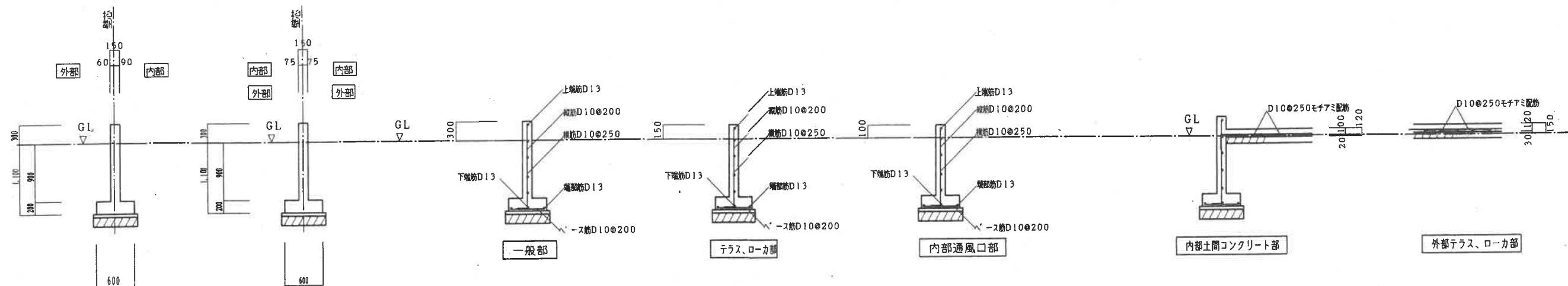


小屋伏図 S=1/50



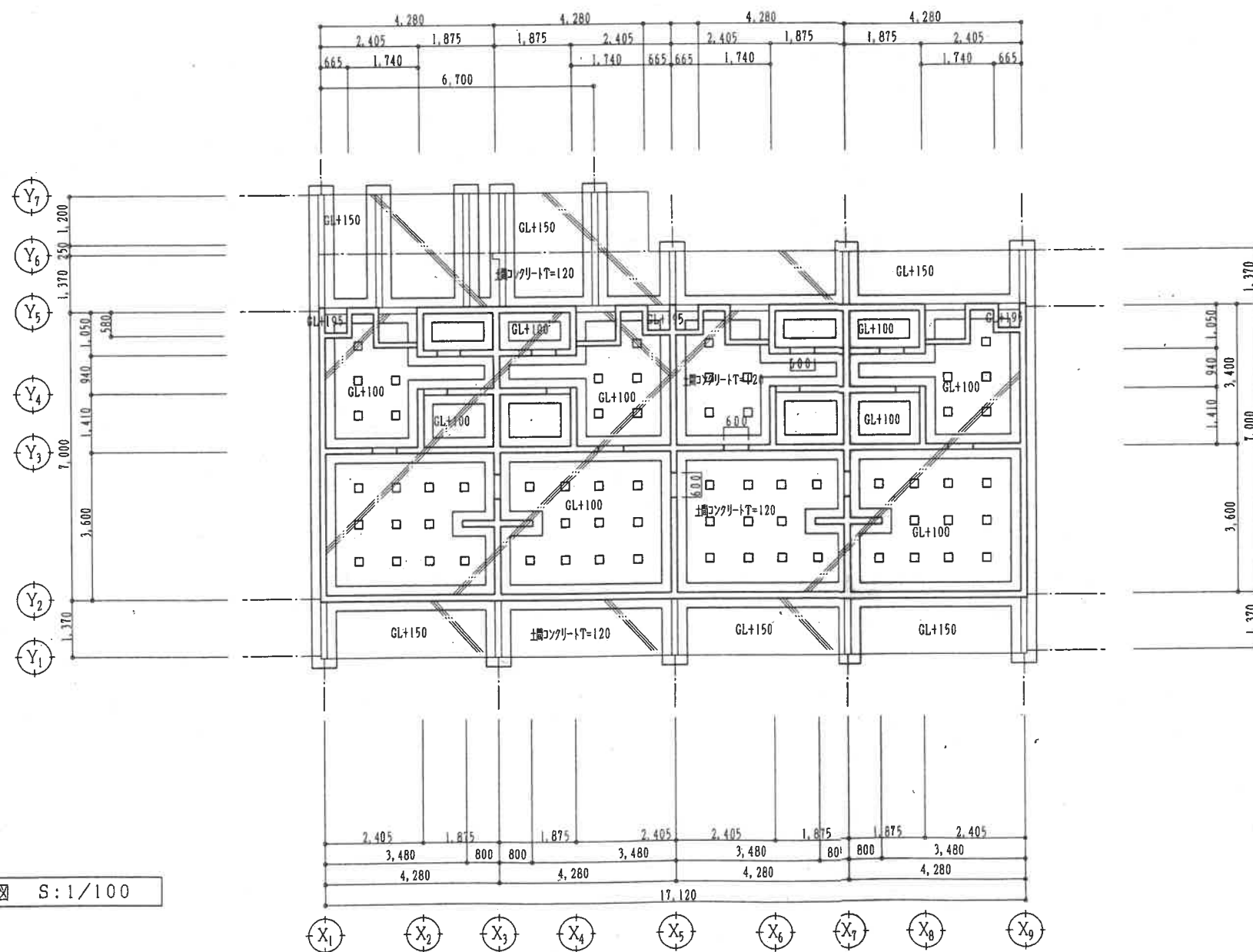
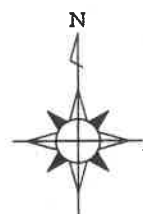
矩形図 S=1/30

符 号	WD-1	見込 36
名 称	両開き戸	
硝 子		
仕 上	ヒノキ板貼 15t	
金 物	レバーハンドル、SUST釘、他附属金物一式	
個 数	1	

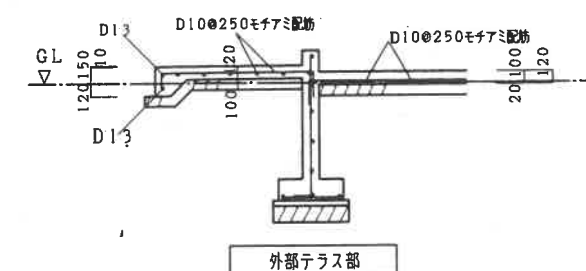


基礎断面図 S:1/50

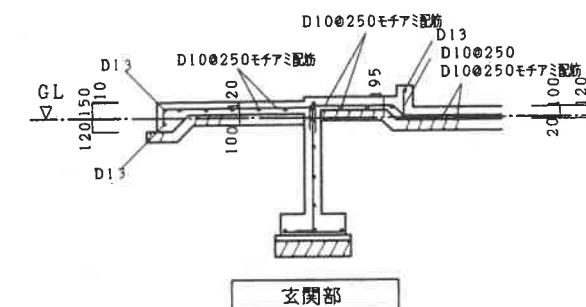
基礎配筋図 S:1/50



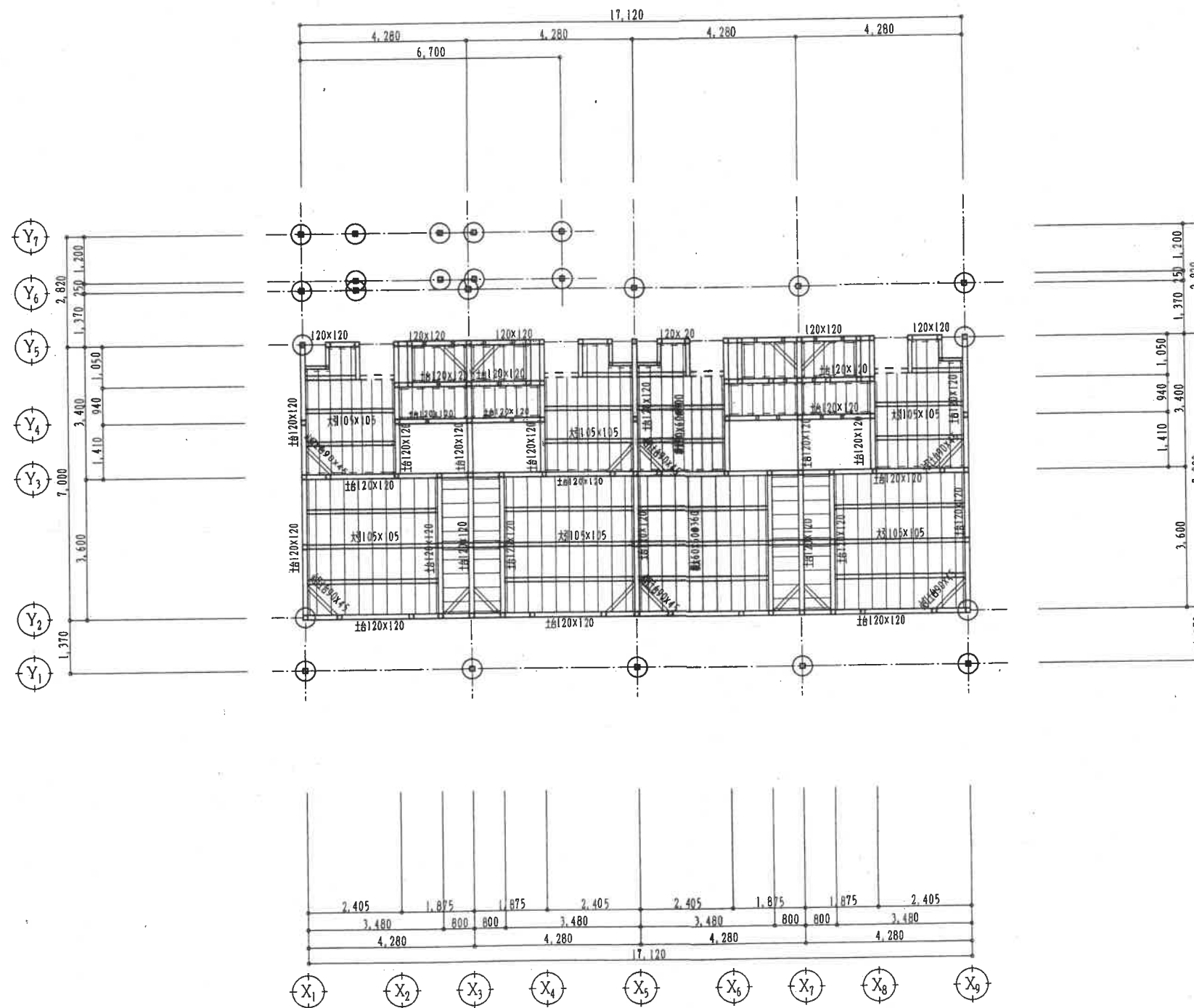
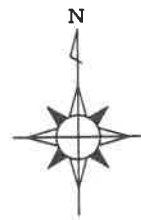
基礎伏図 S:1/100

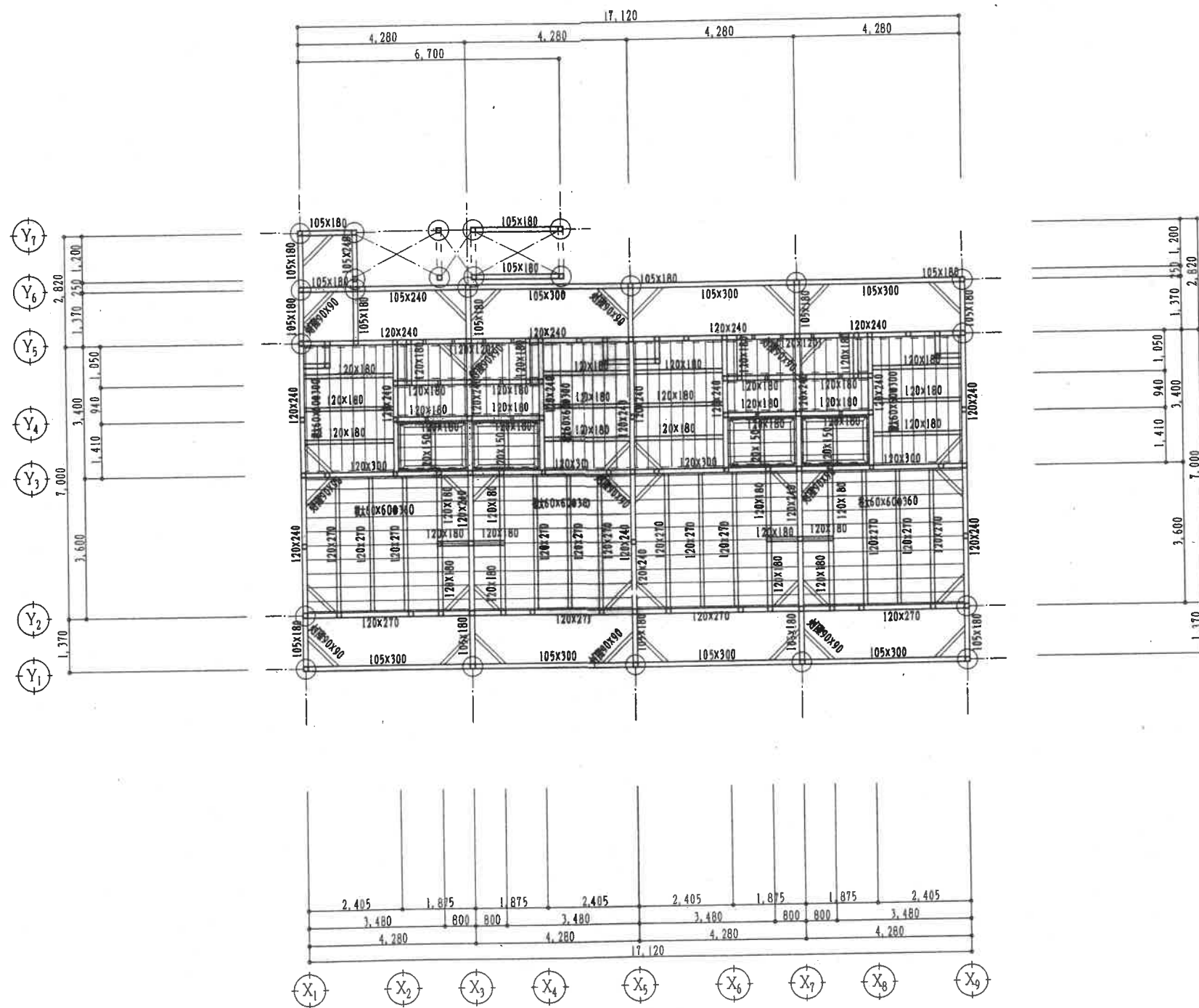
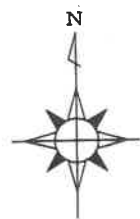


外部テラス部



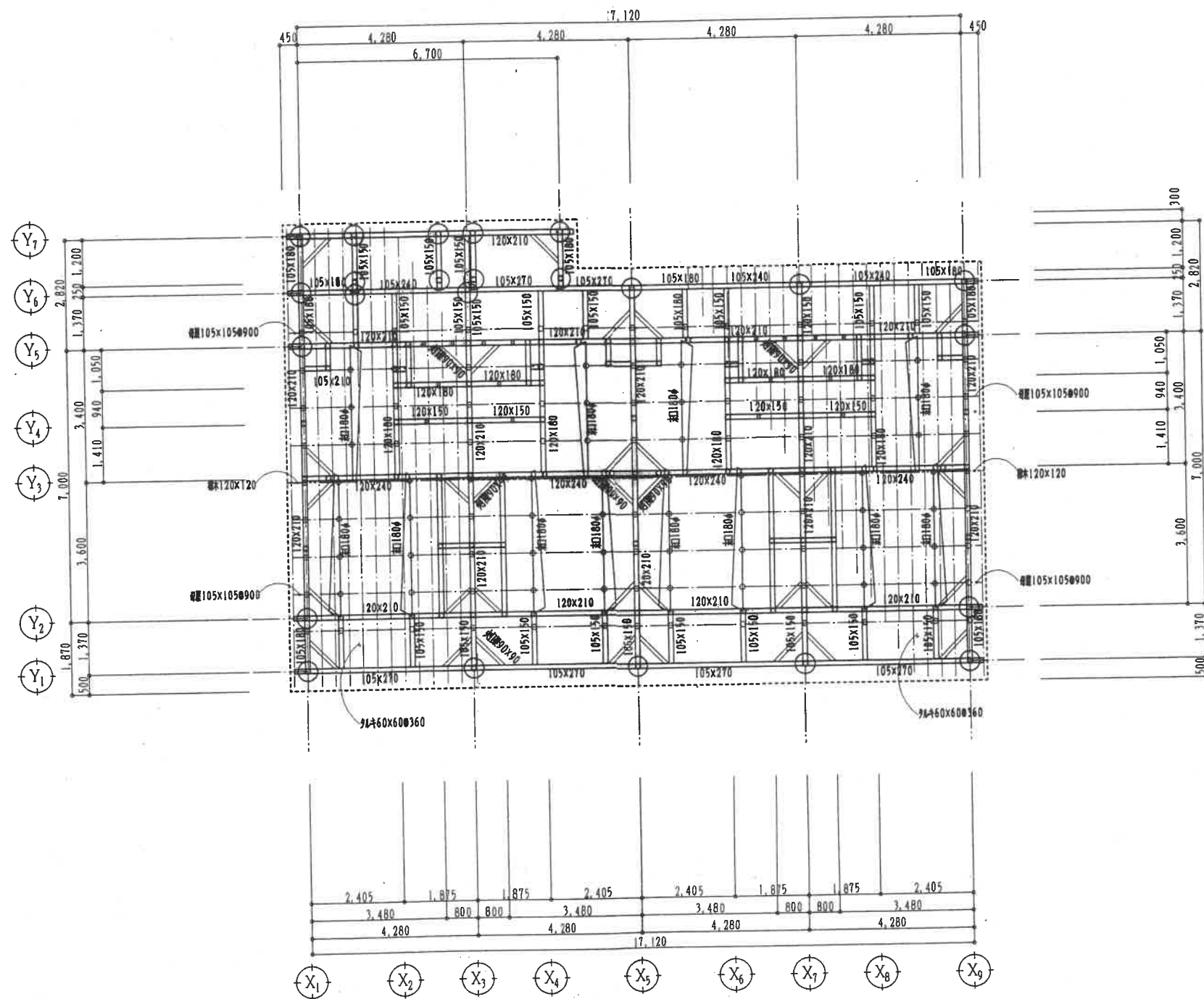
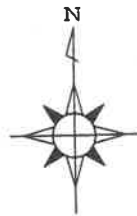
玄関部





2階床伏図 S:1/100

柱 120×120 杉(特1等)
梁 伏図ニヨル 松(特1等)
タルキ 伏図ニヨル 杉(特1等)
母屋 伏図ニヨル 杉(特1等)



小屋伏図 S:1/100

Technical drawings of four types of anchor bolts:

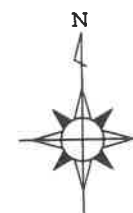
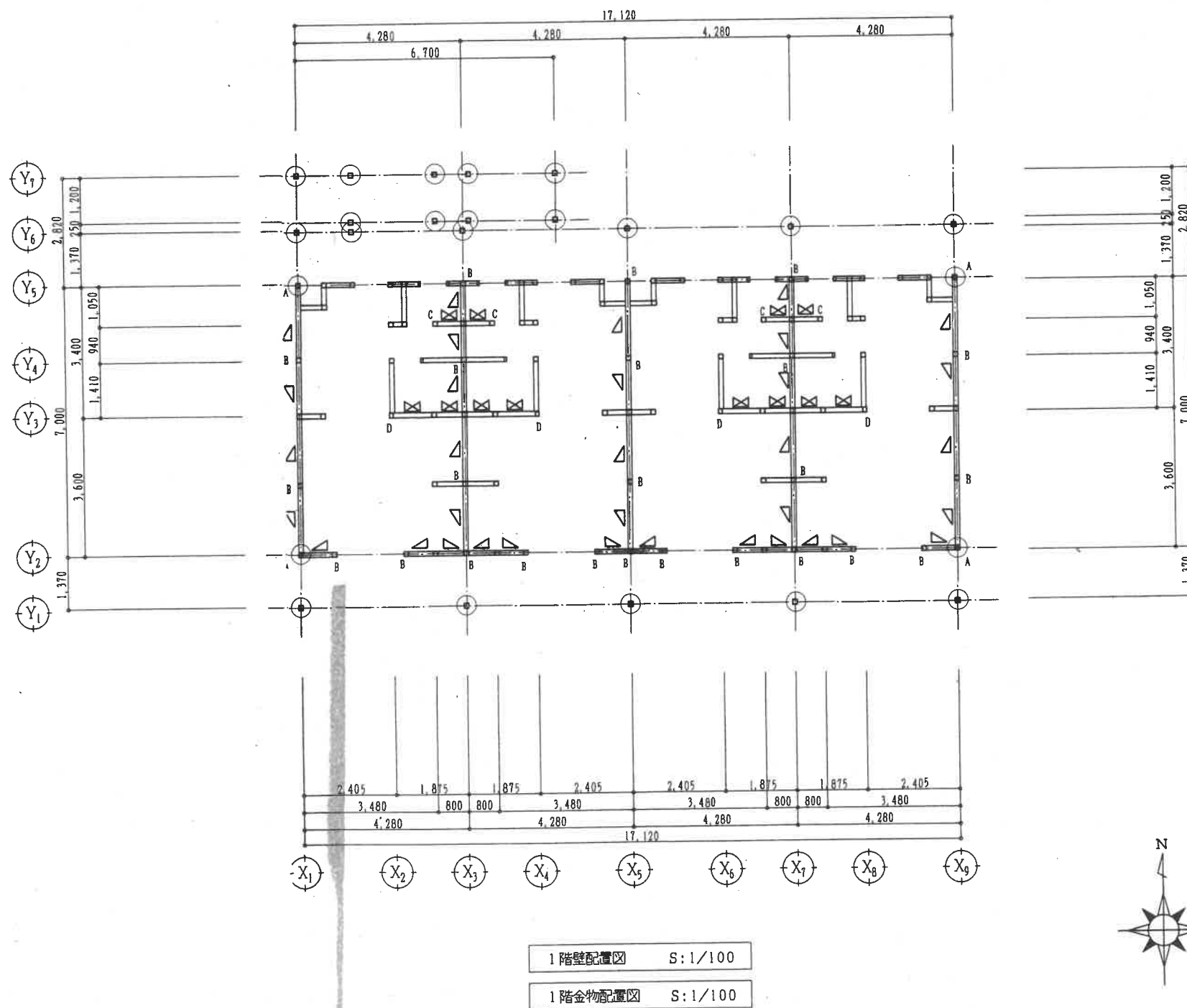
- CP-T**: Dimensions include 200, 25, 150, and 25. Material: T=2.3, ZN65. Drawing shows a bolt with a hexagonal head and a threaded shank.
- VP**: Dimensions include 15, 25, and 10. Material: T=2.3, ZN90. Drawing shows a bolt with a hexagonal head and a threaded shank.
- S-HD10 10KN用**: Dimensions include 269, 200, 30, 20, 50, 359, 290, 290, 30, 20, 50. Material: 2-M12, PL-6. Drawing shows a bolt with a hexagonal head and a threaded shank.
- S-HD15 15KN用**: Dimensions include 359, 290, 290, 30, 20, 50. Material: 3-M12, PL-6. Drawing shows a bolt with a hexagonal head and a threaded shank.

金物姿図 S=1:30

筋通: 90X45

ホルダウ金物

30 40 45 5 120



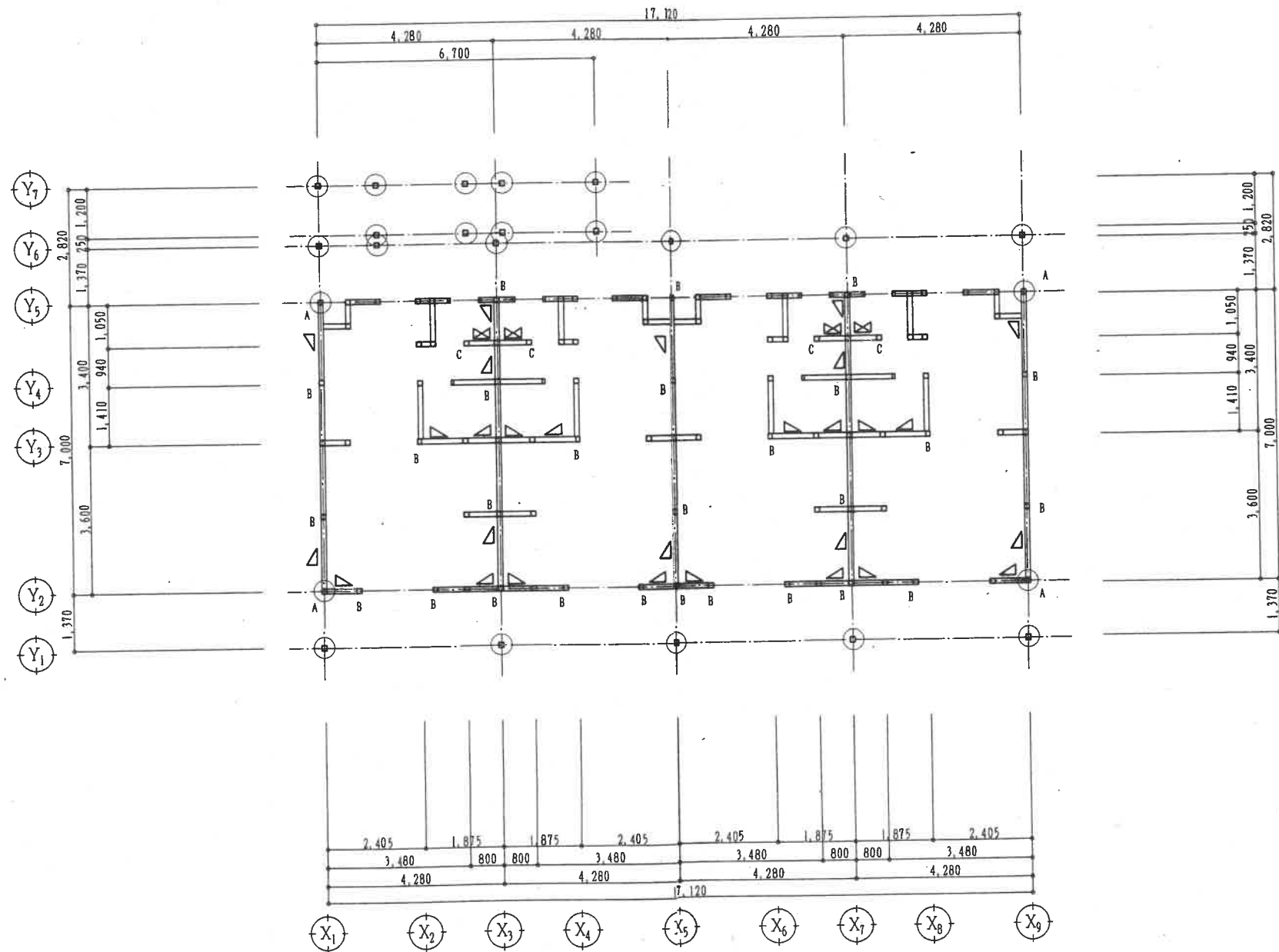
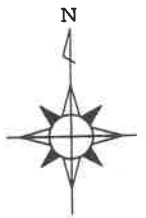
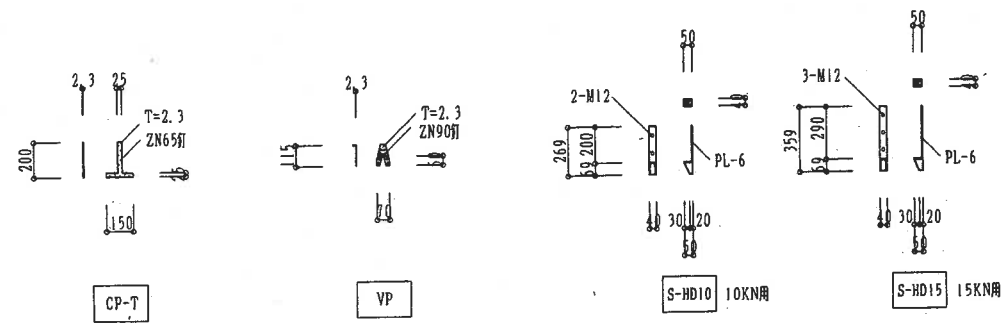
金物凡例

- A — ホールドダウン金物 10KN 用
B — T字形かど金物 又は 山形プレート金物 (CP-T, VP)
C — ホールドダウン金物 10KN 用

筋交い凡例

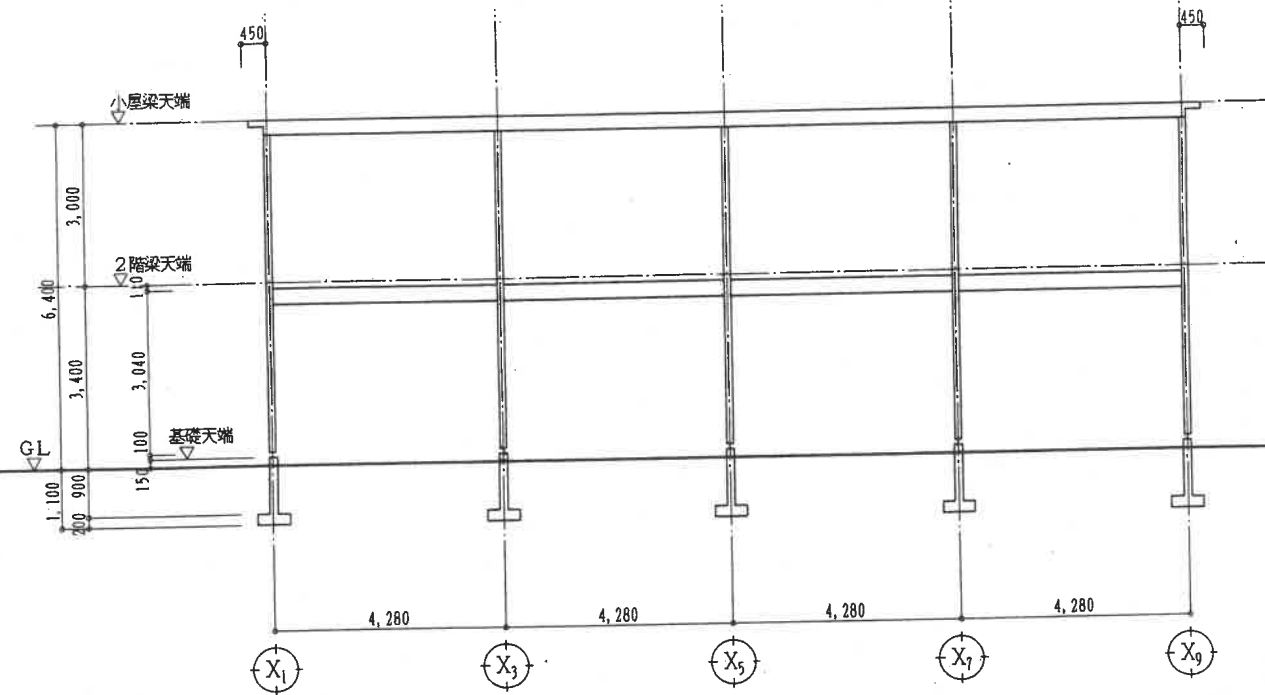
- ☒ — 45×90筋交い タスキ掛け
△ — 45×90筋交い ケサ掛け

金物姿図 S=1:30

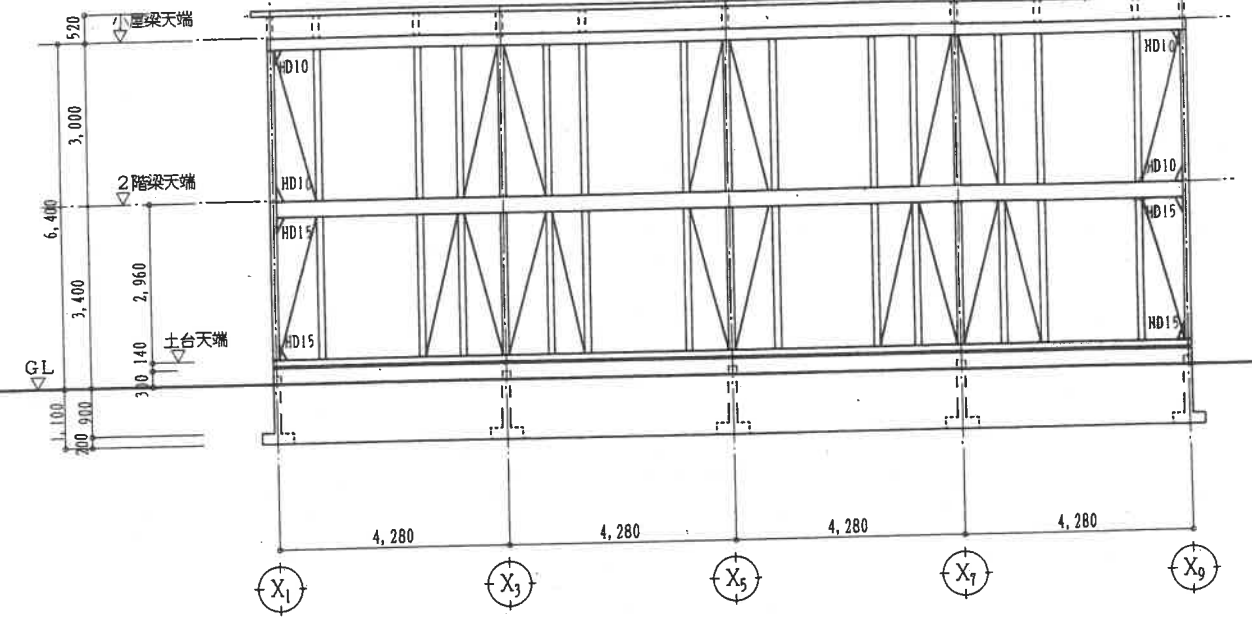


2階壁配置図 S:1/100

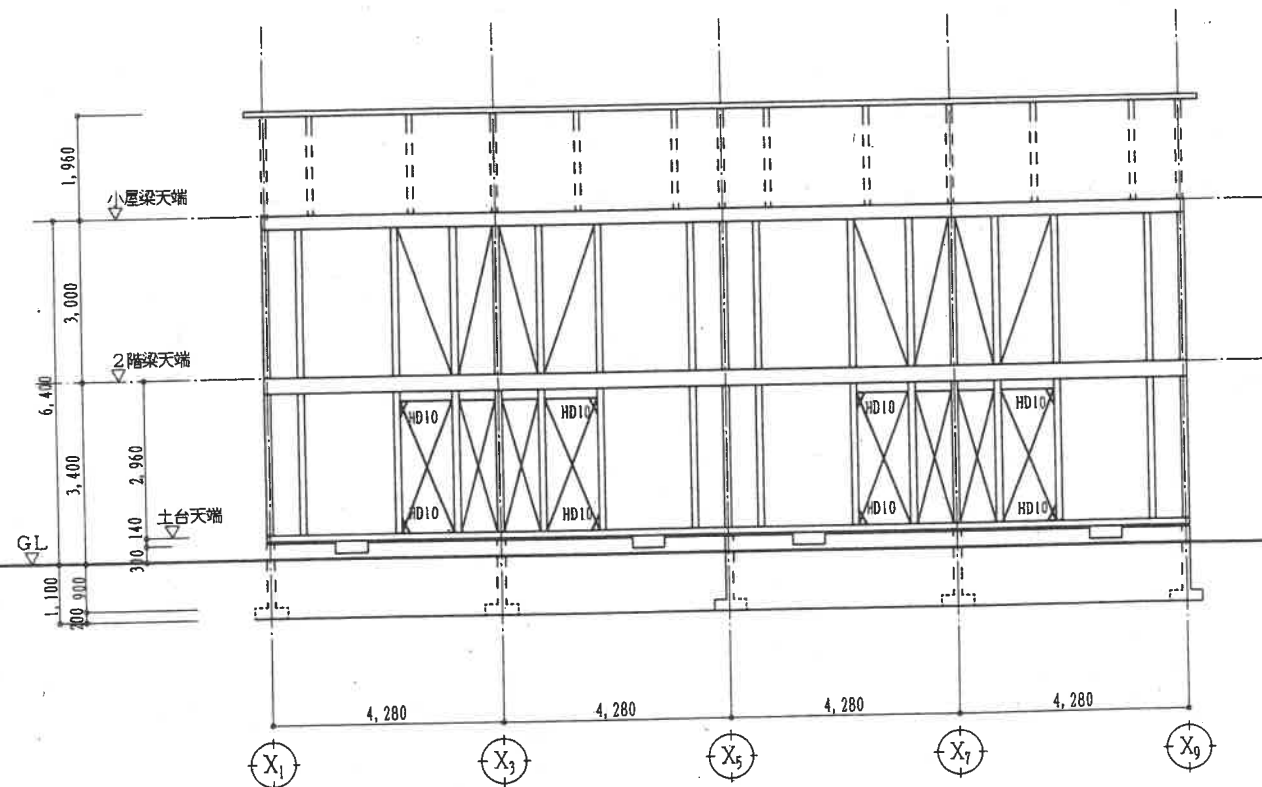
2階金物配置図 S:1/100



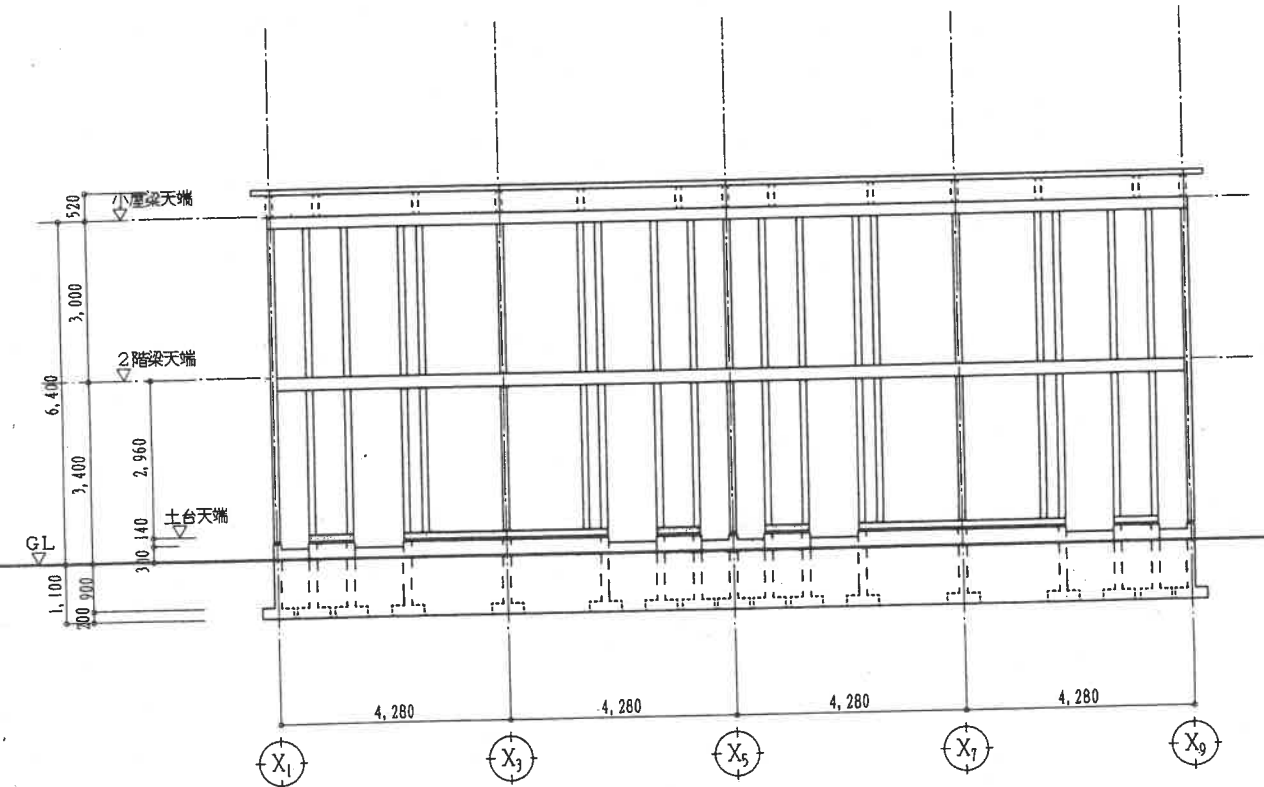
Y₁ 通軸組図 S=1/100



Y₂ 通軸組図 S=1/100



Y₃ 通軸組図 S=1/100



Y₅ 通軸組図 S=1/100

注記：T字形かど金物又は山形フレート金物配置は金物配置図による。

平成15年度

工事番号・工事名

建()第 号

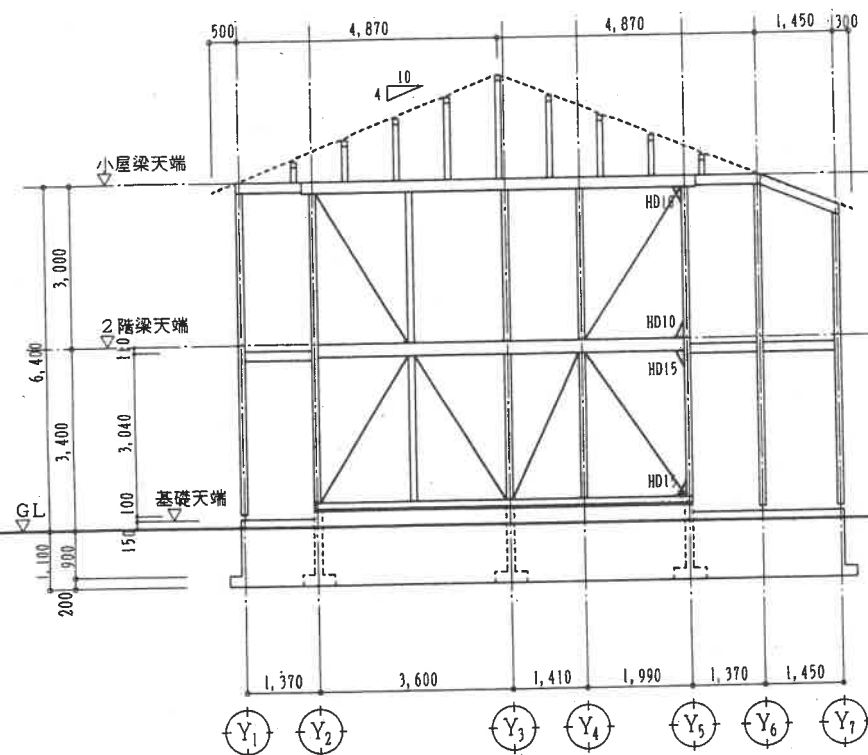
御荘地区職員住宅新築工事

名称

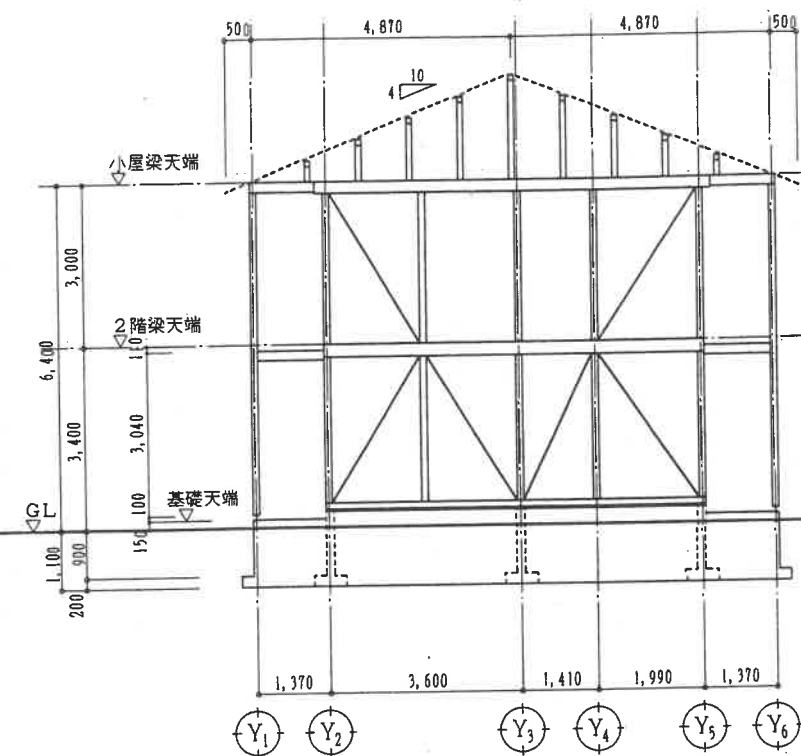
軸組図(1)

37 / 38

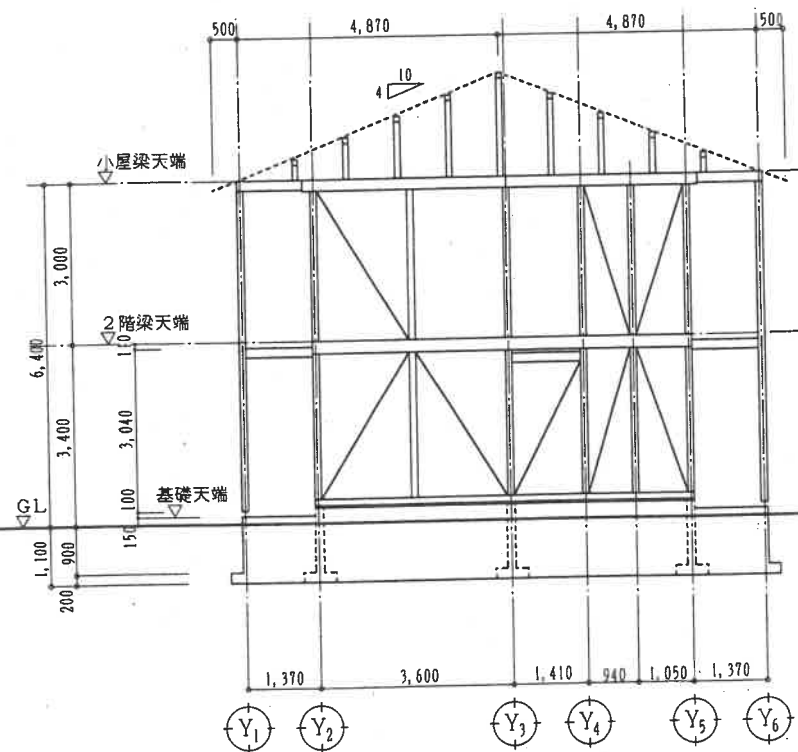
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課営繕室



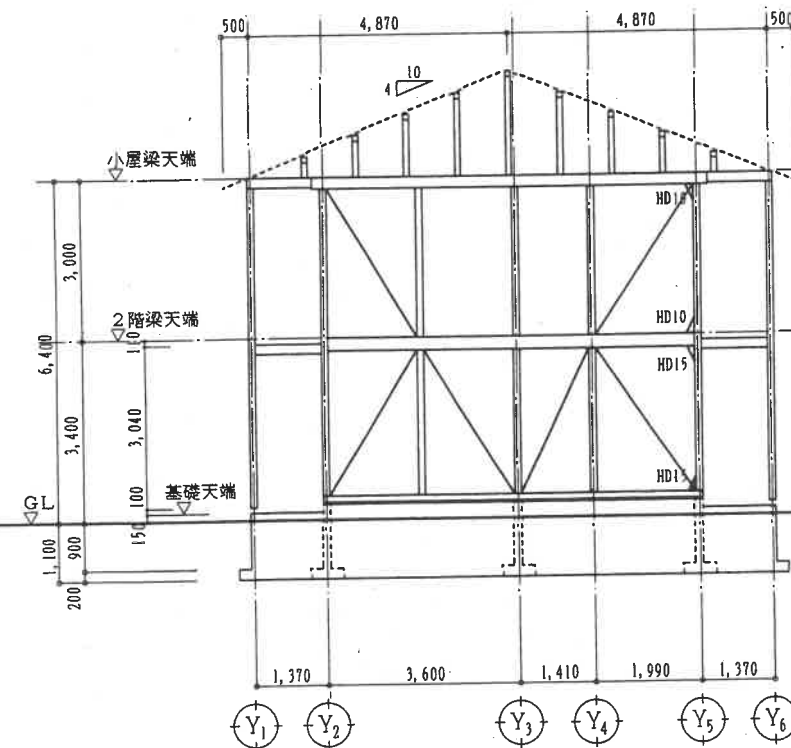
X1 通軸組図 S=1/100



X5 通軸組図 S=1/100



X7 通軸組図 S=1/100



X9 通軸組図 S=1/100

注記：T字形かど金物又は山形フ レート金物配置は金物配置図による。